

# 杉並区職員措置請求監査結果

(商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金等に関する  
住民監査請求)

令和元年10月

杉 並 区 監 査 委 員

## 目 次

第1	請求の概要と受理	
1	請求人	1
2	請求書の提出	2
3	請求の概要	2
4	請求の受理	3
第2	監査の実施	
1	陳述聴取の実施	4
2	監査対象事項	4
3	対象部局とその抗弁要旨	4
第3	監査の結果	
1	結 論	7
2	勸 告	7
3	関係要綱等の規定	7
4	ハロー西荻及び西荻おわら風の舞について	14
5	ハロー西荻及び西荻おわら風の舞に対する都及び区の補助金について	17
6	本件補助金の都への返還等に至るまでの主な経緯等	20
7	判 断	26
<別紙>		
1	職員措置請求書及び事実証明書	35
2	区長の抗弁書	
2-1	令和元年9月27日付け抗弁書	45
2-2	令和元年10月25日付け抗弁書の修正報告	67
<資料> 資料1から6までは、平成30年度のものである。		
1	東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱	69
2	東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱実施細目	83
3	東京都商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付事務マニュアル	87
4	杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱	141
5	杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱実施細目	151
6	杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業～イベント編～ 【会計マニュアル】	153
【注】	請求人の氏名は仮名（A等）で表示し、その住所等の記載は省略した。	

## 第1 請求の概要と受理

### 1 請求人

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

## 2 請求書の提出

令和元年9月5日

## 3 請求の概要

請求人が提出した職員措置請求書及び事実証明書は別紙1のとおりであり、その概要は次のとおりである。

### (1) 請求の趣旨

「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金」（平成29年度までは「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金」）及び「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金」（平成29年度までは「杉並区新・元気を出せ！商店街事業費補助金」）（以下これらの補助金を「本件補助金」という。）として、平成26年度から平成30年度までの間に、区が窓口となって「ハロー西荻」と「西荻おわら風の舞」に対し、違法・不当に支出した補助金「3,901万5,723円」（①区が支出した補助金「1,478万4,000円」と②都に返還した補助金等「2,423万1,723円（補助金1,925万6,000円＋違約加算金497万5,723円）」の合計額）及び同額に対する民法第704条所定の遅延損害金について、補助金受給者からの回収を図り、また、不足分については区長に賠償させるなど必要な措置を求める。

### (2) 請求の理由

ア 区は、本件補助金として、平成26年度から平成30年度までの間に、「ハロー西荻」事業費及び「西荻おわら風の舞」事業費名目で、西荻窪商店会連合会関連団体に対して、補助金「3,404万円」を支給した。

本件補助金の支給状況は、次のとおりである。

(単位：円)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
ハ ロ ー 西 荻	都	3,242,000	3,124,000	2,582,000	2,705,000	3,108,000	14,761,000
	区	2,161,000	2,077,000	1,722,000	1,811,000	2,071,000	9,842,000
	計	5,403,000	5,201,000	4,304,000	4,516,000	5,179,000	24,603,000

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
西荻 おわ ら風 の舞	都	1,115,000	1,076,000	1,145,000	1,159,000	0	4,495,000
	区	742,000	717,000	770,000	772,000	1,941,000	4,942,000
	計	1,857,000	1,793,000	1,915,000	1,931,000	1,941,000	9,437,000
合計	都	4,357,000	4,200,000	3,727,000	3,864,000	3,108,000	19,256,000
	区	2,903,000	2,794,000	2,492,000	2,583,000	4,012,000	14,784,000
	計	7,260,000	6,994,000	6,219,000	6,447,000	7,120,000	34,040,000

イ 都の要綱によれば、補助金の申請や使途に不正があった場合は、都知事は当該補助金と年10.95%の割合による違約加算金を受給者に求めることができると規定しているところ、都は、領収書の偽造などの不正があったとして、令和元年7月10日付けで、区に対して都支出の当該補助金全額と違約加算金の支払を命じた。

これに対して、区は、都から支給を受けた当該補助金全額に当たる「1,925万6,000円」と違約加算金「497万5,723円」を返還した。

ウ 区の要綱では、不正な手段で補助金を受給したり、目的外の使用をした場合は、区長は補助金の一部を変更でき、既に支払がされている場合は返還を求めることができる旨定めている。

本件補助金の受給者に不正があったことは明白であり、当該受給者に対してその全額を損害金とともに返還させるのが適当であることは、都が支出した補助金の全額返還を区に命じ、区が異議申立てもなく応じている事実から明らかであるが、区は現在まで当該受給者に対して返還請求を行っておらず、区に損害を与えている。

区長には、速やかにこの損害を回復する義務がある。

#### 4 請求の受理

本件監査請求については、令和元年9月20日の監査委員会会議において、監査委員4名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員、内山忠明監査委員及び井原太一監査委員）の合議により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、受理することに決定し、請求人には、同日付けの文書によりこの旨を通知した。

また、同日の監査委員会会議において、本件監査の結果を導くに当たっては、監査委員による商店会関係者及び区関係職員へのヒアリング（区長の抗弁書に関する説明聴取を除く。以下同じ。）は行わないことを決定した。

## 第2 監査の実施

### 1 陳述聴取の実施

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、令和元年9月30日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同日に、請求人（3名）から本件監査請求に関する陳述が行われた。

なお、請求人から、追加の証拠資料は提出されなかった。

### 2 監査対象事項

請求人は、本件補助金の受給者に領収書の偽造などの不正があったことは明白であり、当該受給者に対してその全額を損害金とともに返還させるのが適切であることは、都が支出した補助金の全額返還を区に命じ、区が異議申立てもなく応じている事実から明らかであるなどと主張していることから、当該不正に関する商店会関係者及び区関係職員の帰責性の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

### 3 対象部局とその抗弁要旨

区民生活部管理課及び産業振興センターを本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、令和元年9月27日に区長の抗弁書の提出を受けるとともに、同年9月30日に説明聴取を実施した。

また、当該抗弁書の記載内容の一部に誤りがあったため、令和元年10月25日付けで修正する旨の報告が行われた。

令和元年9月27日付けの区長の抗弁書（別紙2—1）の要旨は、次のとおりである。

当該抗弁書には、①区における商店街支援事業として、変遷、目的、補助対象事業、補助対象となる商店街等、補助金の交付対象並びに都区補助金の仕組及び補助率、②「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」事業の内容として、両事業の目的、経過及び内容、③「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」事業への都区補助金として、平成26年度から平成30年度までの年度ごとの補助金及び「西荻おわら風の舞」の平成30年度都補助金申請を取り下げた理由、④区調査で明らかになった事実として、領収書の偽造、協賛金の未計上、平成26年度の「ハロー西荻」に係る補助金の返還、受給者の不正及び本年の都への補助金の返還、⑤職員措置請求書に対する認否並びに⑥今回の措置請求に関する区の見解について、それぞれ記載されている。

「今回の措置請求に関する区の見解」の内容は、次のとおりである。

- (1) 都への都補助金の返還ないし違約加算金の支出をした行為によって区の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求していることについて

区は、都補助金の交付を受けるため、東京都商店街チャレンジ戦略支援事業

費補助金交付要綱第6条に基づき補助事業者として補助金交付申請書を提出し、同要綱第7条第1項に基づき都補助金の交付決定を受けたことから、同要綱第13条に基づき事業報告書を提出したところ、同要綱第14条第1項に基づき都知事はその内容を審査するなどした上で額が確定された都補助金について、同要綱第15条第2項に基づき補助金請求書を提出し交付を受けた。その後、都知事は、調査の結果、複数年にわたって補助金受給者（商店街等）に不正（領収書の偽造、協賛金の収入未計上）があったと認定し、このことは同要綱第17条第1項第1号に該当するとして同項に基づき都補助金の交付決定の全部を取り消したものである。

区としても、その動機などはおいても、複数年にわたって補助金受給者（商店街等）に不正（領収書の偽造、協賛金の収入未計上）があったこと自体についての争いはなく、都から交付を受けた都補助金については同要綱に基づき返還をすることになるから、都からの返還命令に応じ関連する財務会計法規に則って適正に返還したものであり、違約加算金についても同要綱第23条第1項に基づき都に納付することになるから、その額について区議会の議決を得た上で関連する財務会計法規に則って適正に支払ったものである。

- (2) 区の補助金受給者（商店街等）に対する返還請求権の不行使という財産の管理を怠る事実によって、区の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求していることについて

区としては、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱における補助事業者である補助金受給者（商店街等）に不正（領収書の偽造、協賛金の収入未計上）があったこと自体についての争いはないから、同要綱第13条第1項に基づき区補助金の交付決定額の全部又は一部を変更し、同要綱第14条第1項に基づき当該変更に係る部分に関し、補助事業者である補助金受給者（商店街等）に返還を求めるべきということになるが、交付決定額をどの程度変更するかという点については、現在、杉並区商店会に関する補助金検証委員会が関係者から事情を聴取しており、その検証結果を踏まえて判断する必要があるものと考えているところである。

また、不法行為に係る契約や無効な契約によって適正な額を超える支出となった場合における損害額を不法行為に係る契約や無効な契約によって支出した全額とするのではなく、それらの契約が適正なものであったとした場合に支出することになる額を超える額としている裁判例（平成25年7月12日最高裁第二小法廷判決）を踏まえつつ、当該検証委員会の検証結果を待って返還請求するまでの間、区が補助金受給者（商店街等）へ交付した不正に係る補助金の全額（区が都から交付を受けて返還した都補助金相当額を含む。）の返還請求を行っていないとしても、直ちに違法又は不当に財産の管理を怠っているとまではいえないというべきである。

令和元年10月25日付けの区長の抗弁書の修正の報告（別紙2—2）による修正内容は、次のとおりである。

	修正前	修正後
西荻おわら風の舞の平成26年度の領収書の発行年月日	平成26年 8月4日	平成26年 7月27日
西荻おわら風の舞の平成30年度の西商連収支報告上の協賛金の額	1,181,000円	1,251,000円
ハロー西荻の平成30年度の西商連収支報告上の協賛金の額	1,460,000円	1,525,000円



## 第3 監査の結果

### 1 結 論

本件監査請求については、令和元年10月28日に監査委員4名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員、内山忠明監査委員及び井原太一監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件補助金の不正受給に関して、現時点においては、領収書の偽造については専ら商店会関係者に帰責性があると考えられるものの、協賛金の未計上については商店会関係者及び区関係職員の帰責性の程度が明らかでなく、また、イベントとしては所期の目的を一定程度達成したということも考慮すべき要素の一つであることなどから、直ちに、請求人の主張する本件補助金の全額（都に支出した違約加算金を含む。）及び同額に対する民法第704条所定の遅延損害金の返還請求等を行うことは相当でない。

以上のことから、本件監査請求のうち、今後、杉並区商店会に関する補助金検証委員会（以下「検証委員会」という。）の検証結果等に基づき確定される帰責性の程度等を考慮して算定した額の返還請求等に係る部分については、理由があると認められるので、これを認容し、その余の部分については、理由がないと認められるので、これを棄却する。

### 2 勸 告

区長に対して、検証委員会の検証結果等に基づき、商店会関係者及び区関係職員の帰責性の程度等を確定させ、速やかに、それらを考慮して算定した額の返還請求等を行われるよう、勧告する。

### 3 関係要綱等の規定

平成30年度の①「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱」（資料1）（以下「都要綱」という。ただし、平成26年度から平成29年度までは「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱」である。）、②「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱実施細目」（資料2）（以下「都実施細目」という。ただし、平成26年度から平成29年度までは「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱実施細目」である。）及び③「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付事務マニュアル」（資料3）（以下「都マニュアル」という。ただし、平成26年度から平成29年度までは「東京都新・元気を出せ！商店街事業補助金交付事務マニュアル」である。）並びに平成30年度の④「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱」（資料4）（以下「区要綱」という。ただし、平成26年度から平成29年度までは「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱」である。）、⑤「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱実施細目」（資料5）（以下「区実施細目」という。ただし、平成26年度から平成29年度までは「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱実施細目」である。）及び⑥「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業～イベ

ント編～【会計マニュアル】（資料6）（以下「区マニュアル」という。ただし、平成26年度から平成29年度までは「杉並区新・元気を出せ！商店街事業～イベント編～【会計マニュアル】」である。）の本件補助金に関する主な規定は、次のとおりである。

(1) 都要綱

○ 第2条（目的）

この補助金は、区市町村がまちづくりの視点から策定した商店街振興プランに基づき、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く都内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

○ 第3条（定義）第2号、第5号及び第7号

(2) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの

(ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。

(エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

(5) 「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等に補助を行う区市町村をいう。

(7) 「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。

ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行事に係る事業

イ 商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所（以下「商店街等の団体」という。）の主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業

ウ 商店街又は商店街等の団体がア又はイの事業に参加する事業

エ 商店街等の主催又は共催による東京都知事（以下「知事」という。）が特に認める行事に係る事業

○ 第4条（補助金の交付対象）第1項

補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

- 第5条（補助金の額）第1項第1号及び第2号  
東京都が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。
  - （1）「イベント事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額3百万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が3百万円未満である場合においては、3百万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
  - （2）前号にかかわらず、補助対象経費が1百万円以下の「イベント事業」については、補助対象経費の2分の1以内の額とする。
- 第5条（補助金の額）第2項第1号及び第2号  
補助事業者が商店街等に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。
  - （1）「イベント事業」及び「活性化事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額以上を加えた額とする。
  - （2）前号にかかわらず、補助対象経費が1百万円以下の「イベント事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の1以上の額を加えた額とする。
- 第6条（補助金の交付申請）  
補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別途定める期日までに、様式第1による補助金交付申請書を、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 第7条（補助金の交付決定）第1項  
知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 第12条（間接補助金の支払）第1項  
補助事業者は、商店街等から商店街等が行う事業が完了した旨通知を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、商店街等に間接補助金（補助事業者が補助金をその財源の一部として商店街等に交付する補助金をいう。以下同じ。）を支払うものとする。
- 第13条（実績報告）  
補助事業者は、原則、商店街等が行う事業の実施が完了した月の翌々月末又は翌会計年度で別途定める日のいずれか早い日までに、必要な書類等を添えて、様式第5による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 第14条（補助金の額の確定）第1項  
知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る商店街等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6により補助事業者に通知するものとする。

- 第 15 条（補助金の支払等）第 1 項  
知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。
- 第 17 条（交付決定の取消し）第 1 項  
知事は、補助事業者又は商店街等が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - （2）補助金を他の用途に使用したとき。
  - （3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 第 18 条（補助金の返還）第 1 項  
知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者が補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- 第 23 条（違約金及び延滞金の納付）第 1 項  
第 17 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第 18 条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

## （2）都実施細目

- 要綱第 4 条関係
  - （1）第 4 条に規定する「知事が特に必要かつ相当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
  - （2）イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち（1）に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を（1）に掲げる経費から除くものとする。
- 要綱第 6 条関係  
第 6 条に規定する補助金交付申請書に添付する「必要な書類」とは、当該区市町村の補助金交付要綱等をいう。
- 要綱第 13 条関係  
第 13 条に規定する「必要な書類等」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 区市町村が商店街等に間接補助金を支払ったことを確認できる書類の写し
  - イ 業者選定を行った場合にその経過がわかる書類
  - ウ 事業の成果がわかるものその他必要に応じ、前記 2 に係る書類

(3) 都マニュアルの質疑応答集

- Q89 収益事業の「収益」の取扱いはどうするか。

総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、商店街に対して「収益」があった場合は、その内容がわかる書類（Q96 参照）を必ず実績報告書に添付するよう指導してください。

- Q95 地域のイベントに協力する目的で企業等から協賛金の提供を受けた場合、収益として差引く必要があるか。

イベントに対する協賛金という名目で資金提供を受けた場合は収益となります。収益の取扱いについては、Q89 を参照してください。

- Q96 収益が発生した場合、書類の確認を行うのみでよいか。

収益が発生した場合は、必ず商店街の代表者及び会計担当者が内容を確認し、署名（記名）押印した書類を都に提出してください。

(4) 区要綱

- 第1条（目的）

この要綱は、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く区内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

- 第2条（定義）第2号、第4号及び第7号

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 商店街

ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、商店街と認められるもの

(ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

(エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

(4) 「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等をいう。

(7) 「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。

ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行事に係る事業

イ 商店街の連合会の主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業

ウ 商店街若しくは商店街の連合会がア又はイの事業に参加する事業

エ その他杉並区長（以下「区長」という。）が特に認める事業

○ 第3条（補助金の交付対象）

補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表第2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、商店街等に補助する経費のうち、区長が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

○ 第4条（補助金の額）第1号及び第2号

区が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。

（1）イベント事業については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額300万円のいずれか低い額とする。

（2）前号の規定にかかわらず、補助対象経費が100万円以下のイベント事業については、補助対象経費の6分の5以内の額とする。

○ 第5条（補助金の交付申請）

補助事業者は、区長が定める期日までに、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて、区長宛てに提出するものとする。

○ 第6条（補助金の交付決定）第1項

区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。

○ 第9条（実績報告）

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業実績報告書（第5号様式）に必要な書類等を添えて、速やかに区長宛てに提出するものとする。

○ 第10条（補助金の額の確定）第1項

区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る商店街等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

○ 第11条（補助金の支払等）第1項

区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行ができると認める場合については、概算払をすることができる。

- 第13条（交付決定額の変更）第1項  
 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定額の全部又は一部を変更することができる。  
 （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。  
 （2）補助金を他の用途に使用したとき。  
 （3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
  - 第14条（補助金の返還）第1項  
 区長は、前条の規定による補助金の交付決定額を変更した場合において、補助事業の当該変更に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。
- (5) 区実施細目
- 第4条（要綱第3条関係）  
 要綱第3条の規定については、次のとおり取り扱うものとする。  
 （1）要綱第3条に規定する「区長が特に必要かつ相当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。  
 （2）イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち前号に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は、売上げに係る経費を前号に掲げる経費から除くものとする。
  - 第6条（要綱第5条関係）  
 要綱第5条の規定については、次のとおり取り扱うものとする。  
 （1）要綱第5条に規定する「区長が定める期日」については、年度ごとに別に定める。  
 （2）要綱第5条に規定する「必要な書類」とは、事業の内容及び経理内容が分かる書類をいう。
  - 第7条（要綱第9条関係）  
 要綱第9条に規定する「必要な書類等」とは、次に掲げるものをいう。  
 （1）経費の名目、単価、規模及び日付が明らかである領収書の写し。ただし、領収書に単価、規模等の記載がない場合は、請求書、内訳書、納品書、契約書及び引渡書等  
 （2）領収書のみでは、経費の支出目的、使途及び実態等が確認できないものについては、成果物、ポスター、チラシ、写真、預金通帳、現金出納簿、備品台帳、口座振替依頼書、固定資産台帳等の帳簿類等  
 （3）業者選定を行った場合は、その経過が分かる書類
- (6) 区マニュアル
- 収益（売上等）や協賛金の取扱いについて  
 （1）イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益（売上や出店料、抽選券売上等）が発生する場合、収益分について補助対象経費

から差し引かれますのでご注意ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合であっても売上に該当します。

※ 収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断してください。

(2) イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれます。

(3) パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

※ ご不明な点は、地区担当へお問合せください。

#### 4 ハロー西荻及び西荻おわら風の舞について

##### (1) ハロー西荻について

###### ア 実施日及び実施商店会

平成 26 年度から平成 30 年度までにおける実施日及び実施商店会は、次のとおりである。

ただし、本事業については、本件補助金の申請上は、下記の実施商店会による共催事業とされているが、実際には、当該実施商店会が所属する「西荻窪商店会連合会」(以下「西商連」という。)の定時総会において本事業の事業報告や収支報告が行われていることなどから、西商連が本事業の実施主体であることは明らかである。なお、本事業の実施に関する委託契約関係の有無など、実施商店会と西商連との法的関係は明らかでない。

このことは、(2)の「西荻おわら風の舞」についても、同様である。

年度	実施日	実施商店会
26 年度	26 年 5 月 24 日 5 月 25 日	広小路親栄会(代表商店会)ほか 21 商店会(宿町商興会、女子大通り商和会、西荻一番街商店会、西荻伏見通り商店街振興組合、西荻窪北銀座銀商会、西荻北銀座商友会、西荻北銀座本町会、西荻南口仲通り会、西荻窪銀座会、サカエ通り会、松庵商店会、西荻窪駅南通り会、西荻窪南本町会、五日市通り商店会、西荻南銀座会、西荻東銀座会、西荻平和通り会、神明通り共和会、西荻ステーション街商店会、西荻東三條通り伸興会、西荻南駅前商店会)
27 年度	27 年 5 月 23 日 5 月 24 日	同 上



年度	実施日	実施商店会
28年度	28年 5月28日 5月29日	西荻南銀座会（代表商店会）ほか21商店会（宿町商興会、女子大通り商和会、西荻一番街商店会、西荻伏見通り商店街振興組合、西荻窪北銀座銀商会、西荻北銀座商友会、西荻北銀座本町会、西荻南口仲通り会、西荻窪銀座会、サカエ通り会、松庵商店会、西荻窪駅南通り会、西荻窪南本町会、五日市通り商店会、西荻東銀座会、西荻平和通り会、神明通り共和会、西荻ステーション街商店会、西荻東三條通り伸興会、広小路親栄会、西荻南駅前商店会）
29年度	29年 5月27日 5月28日	同 上
30年度	30年 5月26日 5月27日	同 上

#### イ 事業の内容等

平成30年度の「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業実績報告書」に記載された事業の内容等は、次のとおりである。

##### (ア) 事業の具体的な内容

- ・ ポスター1,100枚、チラシ10,000枚、スタンプ冊子16,000部、WEBサイトを作成し、イベントを周知した。
- ・ オープニングセレモニー  
JR西荻窪駅北口で、27日に、ジャズ・バンド演奏、ダンス、空手、和太鼓、チンドンを楽しんでもらった。
- ・ ウォーキングラリー  
16か所のポイントをまわって、景品の抽選を楽しむ。各ポイントでは参加記念品のお菓子などを配布。
- ・ ともだち広場  
桃井第三小学校で、ミニSL、健康相談、企業PR、ゆるキャラ撮影会  
高井戸第四小学校で、プラネタリウム、フリーマーケット、ゆるキャラ撮影会、似顔絵、竹とんぼ作り
- ・ 万灯御神輿渡御  
相馬野馬追、子供たちの手古舞の先導による御神輿渡御

##### (イ) 事業実施後の効果

- ・ ウォーキングラリー等で西荻を巡ったことで、新しいお店や個性なお店を発見でき、実施後に再度お店に足を運ばれる方が多く見受けられた。
- ・ 物品販売、飲食店を中心に2%ほど来客者が増えた。
- ・ 来街者数：9,000人

## (2) 西荻おわら風の舞について

### ア 実施日及び実施商店会

平成 26 年度から平成 30 年度までにおける実施日及び実施商店会は、次のとおりである。

年度	実施日	実施商店会
26 年度	26 年 7 月 27 日	西荻窪南本町会（代表商店会）ほか 12 商店会（西荻南口仲通り会、西荻窪銀座会、サカエ通り会、松庵商店会、西荻窪駅南通り会、五日市通り商店会、西荻南銀座会、西荻東銀座会、西荻平和通り会、神明通り共和会、西荻東三條通り伸興会、西荻南駅前商店会）
27 年度	27 年 7 月 26 日	西荻窪南本町会（代表商店会）ほか 11 商店会（西荻南口仲通り会、西荻窪銀座会、サカエ通り会、松庵商店会、西荻窪駅南通り会、五日市通り商店会、西荻南銀座会、西荻南中央通り銀盛会、西荻平和通り会、西荻東三條通り伸興会、西荻南駅前商店会）
28 年度	28 年 7 月 31 日	同 上
29 年度	29 年 7 月 30 日	同 上
30 年度	30 年 7 月 29 日	西荻窪南本町会（代表商店会）ほか 15 商店会（西荻一番街商店会、西荻南口仲通り会、西荻窪銀座会、サカエ通り会、松庵商店会、西荻窪駅南通り会、五日市通り商店会、西荻南銀座会、西荻南中央通り銀盛会、西荻東銀座会、西荻平和通り会、神明通り共和会、西荻ステーション街商店会、西荻東三條通り伸興会、西荻南駅前商店会）

### イ 事業の内容等

平成 30 年度の「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業実績報告書」に記載された事業の内容等は、次のとおりである。

#### (ア) 事業の具体的な内容

- ・ 西荻窪地域にポスターを貼り、チラシ等で周知、会場周辺にのぼり旗・横断幕を取り付け、六角ぼんぼりに灯を入れて雰囲気盛り上げる。
- ・ 昨年同様、近隣の駐車場を借り、踊りの講習会をするだけでなく、講習会を南集会所等にて開催。地域の方々に組踊りを体験していただく。踊り参加者に先着で手ぬぐいを配布。
- ・ 午後 1 時過ぎからは西荻中央公園、夕方からは旧府道通りで、和胡弓と三味線の演奏者を中心に男踊り（かかし踊り）と女踊りを披露する。約 60 名の方々の出演で街を練り歩き、来訪者を魅了する。イベント後半には西荻地域の方々も輪踊りに参加。

#### (イ) 事業実施後の効果

- ・ イベント開催日、西荻の南の商店街では、飲食店を中心に大いににぎわ

った。

- ・ 飲食店では、前週と比較して3割ほど売上げが上がったと思われる。
- ・ 来街者数：5,500人

## 5 ハロー西荻及び西荻おわら風の舞に対する都及び区の補助金について

### (1) 本件補助金の交付について

本件は、都が区を通じて商店会に補助を行う間接補助であり、都は、都要綱に基づき、都負担分の補助金を区に交付し、区は、区要綱に基づき、都負担分と区負担分の補助金を商店会に交付するものである。補助金の請求及び受領の権限については、代表商店会に委任されており、区は、代表商店会に補助金を交付した。

平成26年度から平成30年度までにおける「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」に対する都及び区の補助金の額は、次のとおりである。

(単位：円)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
ハロー西荻補助金	都	3,242,000	3,124,000	2,582,000	2,705,000	3,108,000	14,761,000
	区	2,161,000	2,077,000	1,722,000	1,811,000	2,071,000	9,842,000
	計	5,403,000	5,201,000	4,304,000	4,516,000	5,179,000	24,603,000
西荻おわら風の舞補助金	都	1,115,000	1,076,000	1,145,000	1,159,000	(※)0	4,495,000
	区	742,000	717,000	770,000	772,000	1,941,000	4,942,000
	計	1,857,000	1,793,000	1,915,000	1,931,000	1,941,000	9,437,000
合計	都	4,357,000	4,200,000	3,727,000	3,864,000	3,108,000	19,256,000
	区	2,903,000	2,794,000	2,492,000	2,583,000	4,012,000	14,784,000
	計	7,260,000	6,994,000	6,219,000	6,447,000	7,120,000	34,040,000

※ 事業実施後に商店会から提出を受けた実績報告において、一部不明瞭な会計処理が行われていたことが判明し、今後当該事業の会計処理全般の調査・確認が必要であり、現在調査中であることから、都の補助金交付前に、区が申請を取り下げたため、不交付とされたものである。

### (2) 本件補助金の区に対する実績報告について

本件補助金の区に対する実績報告のうち、①協賛金及び②越中おわら節同好会の出演料（以下「出演料」という。）に関する記載内容は、次のとおりである。

#### ア ハロー西荻について

##### (ア) 平成26年度

平成26年9月8日付けで、代表商店会（広小路親栄会）会長から、「杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書」が提出された。

当該実績報告書に添付された「収入明細」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、協賛金は記載されていなかった。

(イ) 平成 27 年度

平成 27 年 8 月 12 日付けで、代表商店会（広小路親栄会）会長から、「杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書」が提出された。

当該実績報告書に添付された「収入明細」、「売上台帳」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、協賛金は記載されていなかった。

(ウ) 平成 28 年度

平成 28 年 7 月 25 日付けで、代表商店会（西荻南銀座会）会長から、「杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書」が提出された。

当該実績報告書に添付された「収入明細」、「売上台帳」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、協賛金は記載されていなかった。

(エ) 平成 29 年度

平成 29 年 9 月 11 日付けで、代表商店会（西荻南銀座会）会長から、「杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書」が提出された。

当該実績報告書に添付された「収入明細」、「売上台帳」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、協賛金は記載されていなかった。

(オ) 平成 30 年度

平成 30 年 11 月 1 日付けで、代表商店会（西荻南銀座会）会長から、「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業実績報告書」が提出された。

当該実績報告書に添付された「収入明細」、「売上台帳」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、協賛金は記載されていなかった。

また、当該実績報告書に添付された「事業費経費別明細」、「領収書の写し」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、出演料「5 万円」と記載されていた。

イ 西荻おわら風の舞について

(ア) 平成 26 年度

平成 26 年 11 月 4 日付けで、代表商店会（西荻窪南本町会）会長から、「杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書」が提出された。

当該実績報告書に添付された「収入明細」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、協賛金は記載されていなかった。

また、当該実績報告書に添付された「事業費経費別明細」、「領収書の写し」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、出演料「63 万 8,400 円」と記載されていた。

(イ) 平成 27 年度

平成 27 年 11 月 5 日付けで、代表商店会（西荻窪南本町会）会長から、「杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書」が提出された。

当該実績報告書に添付された「収入明細」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、協賛金は記載されていなかった。

また、当該実績報告書に添付された「事業費経費別明細」、「領収書の写

し」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、出演料「65万円」と記載されていた。

(ウ) 平成 28 年度

平成 28 年 11 月 30 日付けで、代表商店会（西荻窪南本町会）会長から、「杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書」が提出された。

当該実績報告書に添付された「収入明細」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、協賛金は記載されていなかった。

また、当該実績報告書に添付された「事業費経費別明細」、「領収書の写し」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、出演料「70万円」と記載されていた。

(エ) 平成 29 年度

平成 29 年 10 月 17 日付けで、代表商店会（西荻窪南本町会）会長から、「杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書」が提出された。

当該実績報告書に添付された「収入明細」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、協賛金は記載されていなかった。

また、当該実績報告書に添付された「事業費経費別明細」、「領収書の写し」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、出演料「70万円」と記載されていた。

(オ) 平成 30 年度

平成 31 年 2 月 8 日付けで、代表商店会（西荻窪南本町会）会長から、「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業実績報告書」が提出された。

当該実績報告書に添付された「収入明細」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、協賛金は記載されていなかった。

また、当該実績報告書に添付された「事業費経費別明細」、「領収書の写し」及び「イベント事業に係る現金出納簿」に、出演料「70万円」と記載されていた。

(3) 本件補助金に係る西商連の収支報告書及び現金出納簿について

本件補助金に係る西商連の収支報告書及び現金出納簿のうち、①協賛金及び②出演料に関する記載内容は、次のとおりである。

ア 平成 26 年度

平成 26 年度定時総会（平成 27 年 6 月 10 日開催）に提出された「ハロー西荻収支報告書」には、協賛金「77万円」と記載され、「西荻おわら風の舞収支報告書」には、協賛金「93万5,000円」と記載されていた。出演料については、「西荻おわら風の舞」に係る現金出納簿に、「40万432円」と記載されていた。

イ 平成 27 年度

平成 27 年度定時総会（平成 28 年 6 月 8 日開催）に提出された「ハロー西荻収支報告書」には、協賛金「75万5,000円」と記載され、「西荻おわら風の舞収支報告書」には、協賛金「99万円」と記載されていた。出演料については、「西荻おわら風の舞」に係る現金出納簿に、「40万円」と記載されていた。

た。

ウ 平成 28 年度

平成 28 年度定時総会（平成 29 年 6 月 14 日開催）に提出された「ハロー西荻収支報告書」には、協賛金「84 万円」と記載され、「西荻おわら風の舞収支報告書」には、協賛金「95 万 4,000 円」と記載されていた。出演料については、「西荻おわら風の舞」に係る現金出納簿に、「40 万円」と記載されていた。

エ 平成 29 年度

平成 29 年度定時総会（平成 30 年 6 月 13 日開催）に提出された「ハロー西荻収支報告書」には、協賛金「121 万円」と記載され、「西荻おわら風の舞収支報告書」には、協賛金「106 万 1,000 円」と記載されていた。出演料については、「西荻おわら風の舞」に係る現金出納簿に、「40 万円」と記載されていた。

オ 平成 30 年度

平成 30 年度定時総会（令和元年 6 月 12 日開催）に提出された「ハロー西荻収支報告書」には、協賛金「152 万 5,000 円」と記載され、「西荻おわら風の舞収支報告書」には、協賛金「125 万 1,000 円」と記載されていた。出演料については、「ハロー西荻」に係る現金出納簿に、「3 万 3,000 円」と記載され、「西荻おわら風の舞」に係る現金出納簿に、「40 万円」と記載されていた。

## 6 本件補助金の都への返還等に至るまでの主な経緯等

現時点における検証委員会のヒアリング記録等及び監査委員事務局長による区民生活部長への確認等により、現状においては、次の事実が一応認められる。

- (1) 平成 26 年 7 月 24 日に、都は、平成 25 年度の東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金の検査を実施し、広小路親栄会ほか 21 商店会が実施した「ハロー西荻」に係る補助金について、「協賛金が未計上であり、また、補助上限を超える撮影代が計上されていた」という理由で、37 万 4,000 円の返還を要する旨指摘した。
- (2) この協賛金の取扱いについて、平成 26 年度の都マニュアルの質疑応答集及び区マニュアルには、それぞれ、次のとおり記載されていた。

### 【都マニュアルの質疑応答集】

Q73（25 年度版は Q72） 地域のイベントに協力する目的で協賛金を提供した企業等の名称をチラシ等に掲載した場合、収益として差引く必要があるか。

協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります。この場合、補助対象となるチラシ等経費から協賛金額を差引いた残りの金額が補助対象となります。なお、この判断については、チラシ等に資金提供者の名称が記載されている事実をもって直ちに広告収入とみなし、資金提供者が広告宣伝効果を意図しているか否かは問いません。

## 【区マニュアル】

### 2 補助対象となるイベント事業について

(1) ～ (3) 略

(4) 収益（売上等）の取扱いについて

① イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益（売上等）が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合であっても売上に該当します。

※ 収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断してください。

② パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

区は、都マニュアルの質疑応答集の当該規定について、チラシやポスターに名前を記載するなど広告性のある協賛金（広告掲載収入）については収益となり、補助対象経費から差し引き、広告性のない協賛金については収益とならず、補助対象経費から差し引く必要はないと解釈して、商店会に周知しており、都に対して、「平成 25 年度の協賛金は広告性のない協賛金であり、補助対象経費から差し引く必要はない」旨主張したが、都が主張を変えることはなかった。

(3) 平成 26 年 12 月 5 日付け通知「平成 25 年度東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金に係る交付決定の一部取消し及び返還の請求について」により、都は、区に対して、東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱第 16 条の規定に基づき交付決定の一部を取り消し、当該取消しに係る部分については同要綱第 17 条の規定に基づき返還を請求するとともに、当該返還金については、同要綱第 22 条の規定に基づき、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、年 10.95%の割合で計算した額の違約加算金を請求する旨通知した。

「ハロー西荻」に係る補助金については、協賛金（71 万円）が収益に計上されておらず、かつ、補助上限を超える撮影代（5 万 3,000 円）は補助対象外であることから、返還請求額は「37 万 4,000 円」とされ、区は、都との交渉が更に長引くと違約加算金が増えることなどを考慮し、同額を都に支出した。

(4) 平成 27 年 1 月 29 日付け通知「平成 25 年度東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金の一部返還に伴う違約加算金の請求について」により、都は、東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱第 22 条の規定に基づき、区に対して違約加算金の請求を行った。

「ハロー西荻」に係る補助金の返還に伴う違約加算金については「4 万 6,112 円」とされ、区は、同額を都に支出した。

(5) これを受け、区は、協賛金の取扱いについて、平成 27 年度版の区マニュアルの記載内容を変更し、「イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれます」との記載を追加した。

また、都も、協賛金の取扱いについて、平成 27 年度版の都マニュアルの質疑応答集の記載内容を次のとおり変更した。

Q78 (26 年度版は Q73) 地域のイベントに協力する目的で企業等から協賛金の提供を受けた場合、収益として差引く必要があるか。

イベントに対する協賛金という名目で資金提供を受けた場合は収益となります。収益の取扱いについては、Q73 (※) を参照してください。

※ 平成 26 年度版では Q69 に該当し、記載内容は変更されていない。

(6) 上記 (5) の区マニュアルの記載内容の変更について、平成 27 年 2 月に説明会を開催するとともに、各商店会に平成 27 年度版の区マニュアルを配布し、周知した。

西商連に対しては、平成 27 年 3 月の役員会に区の担当者が出席し、説明した。

(7) 協賛金の取扱いについて、令和元年 9 月 17 日付け区民生活委員会資料によると、平成 27 年夏に都の担当者から「商店会として受けた寄附は、イベントでなく商店会の本会計に入れれば補助対象経費 (収入) に含めない」という取扱いをする旨の説明を受けたとされ、区は、商店会に対して様々な機会を通じて同内容を周知した。

(8) 平成 31 年 4 月中旬に、区は、都から、「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」に係る補助金の不正受給についての情報提供を受けた。

(9) 上記の情報提供を受け、区 (産業振興センター) は、直ちに、西商連の会計書類の検査並びに西商連の役員等及び区関係職員の聴き取りを実施し、令和元年 5 月 15 日付けの「商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金の不正受給等に関する調査結果について (報告)」により、都に調査結果を報告した。

調査結果の概要は、次のとおりである。

ア 会計書類検査で確認した不正等

(ア) 平成 30 年度の「西荻おわら風の舞事業」の領収書の綴りから、同事業での踊り子と和楽器演奏の出演料について、西商連の収支報告書では 40 万円と記載のあるところ、補助金実績報告には 70 万円の偽造領収書が添付されていたことを確認した。なお、同様の偽造領収書を平成 26 年度から平成 29 年度までについても確認した。

また、同事業の平成 26 年度から平成 30 年度までの西商連の収支報告書や現金出納簿では協賛金の収入が記載されていたが、補助金実績報告では収入として未計上等の不適切な処理を確認した。

(イ) 平成 30 年度の「ハロー西荻事業」においても、西商連の現金出納簿では 3 万 3,000 円と記載のあるおわら節出演料について、補助金実績報告に添付された 5 万円の偽造領収書を発見した。会計担当者に確認し、「越中おわら節同好会」に支払ったのは、3 万 3,000 円だが、同日行ったお囃子音声録音経費 1 万 4,769 円を加え 4 万 7,769 円を 5 万円としたものと確認した。



なお、同事業の平成 26 年度から平成 30 年度までの西商連の収支報告書や現金出納簿からは他に偽造領収書の存在は確認されなかったが、協賛金の収入について補助金実績報告には収入として未計上等の不適切な処理を確認した。

イ 役員等からの聴き取りで確認した内容

(ア)「西荻おわら風の舞事業」の偽造領収書の作成については、西商連現会長、元会長、会計担当者がその事実を認めた。また、「ハロー西荻事業」の偽造領収書の作成については、会計担当者が事実を認めた。また、出演料を受け取った「越中おわら節同好会」から、実際に受け取った出演料の金額及び金額の記載のない領収書を西商連へ渡していた事実を確認した。

(イ) 補助金実績報告における収入金の未計上については、現会長等の役員は会計担当者が作成した補助金実績報告書を見ることもなく、その事実を知らなかった。また、会計担当者は、前任者からの引継ぎなどにより収入金を実績報告に計上しなくてよいとの認識であった。

(ウ) 区関係職員からの聴き取りでは、偽造領収書については全く認知していなかった。また、協賛金の収入未計上については、そもそも協賛金の存在自体を職員が認知していなかったが、イベントに関する協賛金であれば実績報告で計上しなければならないとの認識であった。

- (10) その後、区と都で対応を協議し、令和元年 7 月 10 日付け通知「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金及び東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金に係る交付決定の一部取消し及び返還について」により、都は、区に対して、都要綱第 17 条及び第 18 条等の規定に基づき、交付決定の一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分について返還を請求するとともに、当該返還金が都に納付され次第、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、年 10.95%の割合で計算した額の違約加算金を別途請求する旨通知した。

返還請求額の内訳は、次のとおりであり、「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」に係る補助金の全額「1,925万6,000円」の返還を求められた。

年 度	ハロー西荻(A)	西荻おわら風の舞(B)	返還額(A+B)
26年度	3,242,000円	1,115,000円	4,357,000円
27年度	3,124,000円	1,076,000円	4,200,000円
28年度	2,582,000円	1,145,000円	3,727,000円
29年度	2,705,000円	1,159,000円	3,864,000円
30年度	3,108,000円	0円	3,108,000円
合 計	14,761,000円	4,495,000円	19,256,000円

返還理由は、「補助事業の一部において偽りその他不正の手段により補助金の請求を受けたため」とされた。

不正受給の内容は、令和元年 7 月 10 日付け東京都報道発表資料「商店街による補助金不正受給に関する都の対応について」において、①領収書の偽造(支払先よりあらかじめ金額の記載のない領収書の提出を受け、区への実績報告用

には実際の支払額より多い金額を記載。これにより、補助金を水増しして請求し受領したもの)及び②協賛金未計上(都の補助要綱上、当該事業において協賛金等の収入があった場合、補助対象経費から差し引いて、補助金を算出するよう義務付けているが、これに反して、協賛金を収入として計上せず、結果、補助対象経費を過大に申告し、補助金を受領したもの)とされた。

- (11) 令和元年7月17日に、区は、杉並区商店会の活動に対し、都から交付を受けた補助金及び区が交付を行った補助金に係る事案について、協賛金の取扱いその他適切な会計処理が行われたかなどを調査、検討するため、区内部に、副区長を座長とした組織横断的な「杉並区商店会に関する補助金検証委員会」を設置した(杉並区商店会に関する補助金検証委員会設置要綱は令和元年8月2日付けで制定した。)

検証委員会の構成は、次のとおりである。

座長	副区長(区民生活部担任)
副座長	副区長(座長となる副区長を除く。)
委員	政策経営部長
委員	総務部長
委員	区民生活部長
委員	環境部長
委員	危機管理室長
委員	会計管理室長
委員	政策経営部行政管理担当課長

また、検証を行うに当たり、作業部会(第一作業部会及び第二作業部会)を設けるとともに、学識経験者(弁護士及び公認会計士)3名の意見を聴取することとした。

- (12) 令和元年7月25日に、区長は、商店会による補助金不正受給について、記者会見を行い、①不正受給の内容、②都への補助金返還額及び③今後の対応について、次のとおり、説明した。

ア 不正受給の内容

(ア) 領収書の偽造

「西荻おわら風の舞」について、平成26年度から平成30年度までの各年度1通(計5通)、「ハロー西荻」について、平成30年度に1通の領収書の偽造が行われ、補助金の不正受給が行われていた。

(イ) 協賛金の収入未計上

イベント開催に際して得た協賛金は、イベント収入として補助金の対象経費から差し引かなくてはならないところ、平成26年度から平成30年度までの間、イベント実施団体でない西商連が協賛金を集め、これをイベント収入に計上せず、補助金を不正に多く受給していた。

イ 都への補助金返還額

2,423万1,723円

(内訳) 都補助額：1,925万6,000円

違約加算金額：497万5,723円

ウ 今後の対応

(ア) 都から区への返還請求

都から示された請求額の全額及び今後請求される違約加算金の全額を返還することとし、令和元年第2回杉並区議会臨時会(8月1日開会)に補正予算案を提出する。

(イ) 区から商店会への返還請求

今後、商店会に対し、返還請求を行う。

返還に先立ち、平成26年度以降、商店会が協賛金を計上しなかった理由や水増し受給した部分の用途など、いまだ事実関係が明確でない部分を調査するため、検証委員会を設置し、関係文書の確認作業等を開始した。今後、改めて商店会関係者や職員からの聴取等を行い、未解明な事実関係を明らかにした上で請求金額を確定する。

(13) 令和元年8月1日付けで、区長は、令和元年第2回杉並区議会臨時会に、議案第54号「損害の賠償について」(賠償金額：497万5,723円)及び議案第55号「令和元年度杉並区一般会計補正予算(第2号)」(本件に係る補正予算額：2,423万2千円)を提出し、同年8月2日付けで、原案どおり可決された。

(14) 令和元年8月2日付けで、産業振興センター次長は、補助金の返還について、支出負担行為及び支出命令を行い、同年8月6日付けで、都に「1,925万6,000円」を支出した。

(15) 令和元年8月20日付け通知「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金及び東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金の一部返還に伴う違約加算金の請求について」により、都は、都要綱第23条等の規定に基づき、区に対して違約加算金「497万5,723円」の請求を行った。

(16) 令和元年8月30日付けで、産業振興センター次長は、補助金の返還に伴う違約加算金について、支出負担行為及び支出命令を行い、同年9月6日付けで、都に「497万5,723円」を支出した。

(17) 令和元年9月17日の区民生活委員会において、区は、検証委員会による検証の進捗状況を報告した。

その時点における検証の概要は、次のとおりである。

ア 領収書の偽造について

(ア) 「西荻おわら風の舞」において、平成26年度から平成30年度までの各年度1通の領収書の偽造が行われ、金額の水増しにより補助対象外経費への充当がされていた。西商連の役員等の証言によれば、偽造は平成24年度のイベント開始当初から当時の西商連会長の発案・会計担当への指示で行われ、会長の退任後も引き継がれていた。

(イ) 「ハロー西荻」においても、平成30年度に同様の偽造が行われていた。

## イ 協賛金について

(ア) 区は、平成 27 年度、区マニュアルを改訂し、「イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれる」旨を明記した。一方で、都の担当者から「商店会として受けた寄附は、イベントでなく商店会の本会計に入れれば補助対象経費（収入）に含めない」取り扱いをする旨の説明を受け、区は商店会に対して様々な機会を通じて同内容の周知をしてきた。

(イ) 「ハロー西荻」では、平成 27 年度から平成 30 年度までの各年度、協賛金の収入計上はないが、6 万円～44 万円が広告料として収入計上されている。

(ウ) 西商連関係者からは「協賛金の扱いは区の指導どおりにしてきた」との証言があった。一方で、区関係職員からは、「趣意書等を使って協賛金を集めていたこと自体を知らなかったもので、そのような指導はしていない」、「花かけの存在についても把握していなかった」との証言があり、双方の主張に相違がある。

## ウ 未計上の協賛金の使途について

(ア) 平成 30 年度の区への実績報告書と西商連の決算報告書を対比したところ、「ハロー西荻」は 173 万 4,677 円、「西荻おわら風の舞」は 49 万 4,067 円の差があった（西商連決算報告書の方が多額）。

(イ) 西商連の決算報告書には、多額の補助対象外経費が計上されている。特に、飲食代として、「ハロー西荻」で 100 万 6,465 円、「西荻おわら風の舞」で 59 万 4,293 円が計上されている。また、飲食代と推認できる領収書は、延べ 36 枚に上っている。この飲食代領収書を調査したところ、その時点で 2 件の白地領収書による偽造が確認されている。

## 7 判 断

第 1 の「3 請求の概要」に記載したとおり、請求人は、本件補助金の受給者に領収書の偽造などの不正があったことは明白であり、当該受給者に対してその全額を損害金とともに返還させるのが適当であることは、都が支出した補助金の全額返還を区に命じ、区が異議申立てもなく応じている事実から明らかであるにもかかわらず、区は、現在まで当該受給者に対して返還請求を行っておらず、区長には速やかに損害を回復する義務があるなどとして、本件補助金の全額（都に支出した違約加算金を含む。）及び同額に対する民法第 704 条所定の遅延損害金について、当該受給者からの回収を図り、また、不足分については区長に賠償させるなどの必要な措置を講ずるよう、区長に対して勧告することを求めている。

これに対して、区は、商店会に領収書の偽造及び協賛金の収入未計上による本件補助金の不正受給があり、今後、未解明な事実関係を明らかにした上で請求金額を確定し、返還請求を行うことを明らかにしている。

この点につき、区要綱第 13 条第 1 項では、区長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき等に該当する場合、補助金の交付決定額の全部又は一部を変更することができる」と規定され、また、区要綱第 14 条

第1項では、区長は、前条の規定による補助金の交付決定額を変更した場合において、補助事業の当該変更に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めることができると規定されている。

このように、補助金の交付決定額の変更及びその返還については、区長に一定の裁量権が付与されているものであり、不正受給に関する商店会関係者や区関係職員の帰責性の程度等を考慮して、補助金の返還請求等の額を決定するのが相当である。

そこで、領収書の偽造及び協賛金の未計上に関する商店会関係者や区関係職員の帰責性の程度等について、以下検討する。

なお、検討に当たっては、現時点では、検証委員会による検証結果の報告は出されていないものの、住民監査請求を受理した時点で、検証委員会による商店会関係者及び区関係職員に対するヒアリングが継続して行われており、監査委員がこれと時を同じくして、ほぼ同様の人たちを対象に、同様の内容を重ねて質問、聴取することは、かえって混乱を来すと考え、また、60日という監査期間も考慮し、令和元年9月20日の監査委員会議において、本件監査の結果を導くに当たっては、監査委員による商店会関係者及び区関係職員へのヒアリングは行わないことを決定し、現時点における検証委員会のヒアリング記録等により、関係者の証言内容等を確認、照合することとした。なお、当該ヒアリング記録については、検証委員会において未整理のものであったが、特に要請して、その内容を確認した。

また、その結果、更なる確認が必要な事項については、監査委員事務局長から所管部長である区民生活部長に質問し、回答を得た。

以下、現時点における検証委員会のヒアリング記録等及び監査委員事務局長による区民生活部長への確認等に基づいて検討する。

## (1) 領収書の偽造について

### ア 領収書の偽造の内容について

平成26年度から平成30年度までの「西荻おわら風の舞」及び平成30年度の「ハロー西荻」における出演料の領収書の偽造の内容は、次のとおりであると一応認められる。

事業名	西荻おわら風の舞					ハロー 西荻
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度
領収書 の日付	26年 7月27日	27年 7月26日	28年 8月1日	29年 7月30日	30年 7月29日	30年 5月26日
領収書の 金額(A)	638,400円	650,000円	700,000円	700,000円	700,000円	50,000円
現金出納 簿の金額 (B)	400,432円	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円	33,000円
差額 (A-B)	237,968円	250,000円	300,000円	300,000円	300,000円	17,000円
差額の合計：1,404,968円						

## イ 領収書の偽造に関する商店会関係者及び区関係職員の帰責性について

平成26年度から平成30年度までの「西荻おわら風の舞」及び平成30年度の「ハロー西荻」における出演料については、いずれも、区に提出された領収書の金額が西商連の現金出納簿の金額よりも過大となっており、また、産業振興センター及び検証委員会によるヒアリング（以下「区のヒアリング」という。）において、複数の商店会関係者が、領収書の偽造について、出演料の受領者から金額が記載されていない領収書を徴取し、実際に支払った出演料よりも多い金額を記載したことを認めている。

一方、区関係職員についてみると、区のヒアリングにおいて、領収書の偽造を認識していたと証言する者はなく、また、区関係職員の関与（指導）があったと証言する者もなく、先に述べたとおり、代表商店会から区に提出された実績報告書に添付された「事業費経費別明細」、「領収書の写し」及び「イベント事業に係る現金出納簿」には同じ出演料の金額が記載され、実績報告書は整合性が図られていることが認められる。

以上のことから、現時点においては、領収書の偽造については、専ら商店会関係者に帰責性があると考えられ、区関係職員の責に帰すべき事実は認められない。

このように、領収書の偽造は専ら商店会関係者の責に帰せられるものと考えられるが、求償する範囲については後述する他の判断要素を考慮に入れた上、区において適切に決定されるべきものである。

## (2) 協賛金の未計上について

### ア 協賛金の未計上の内容について

イベントに対する協賛金については、都マニュアルの質疑応答集において、イベントに対する協賛金という名目で資金提供を受けた場合は収益となり、総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となる旨規定され、区マニュアルにおいて、イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれる

旨規定されており、補助対象経費から差し引く必要があるものである。

平成26年度から平成30年度までの「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」については、両事業の代表商店会ではない西商連が協賛金を集め、これを補助対象経費から差し引くべき収入として計上せず、補助金を受給していたものである。

上記の協賛金の未計上の金額は、次のとおりであると一応認められる。

(単位：円)

事業名	ハロー西荻					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
区に提出された実績報告の協賛金(A)	0	0	0	0	0	0
西商連の収支報告の協賛金(B)	770,000	755,000	840,000	1,210,000	1,525,000	5,100,000
差額(B-A)	770,000	755,000	840,000	1,210,000	1,525,000	5,100,000

事業名	西荻おわら風の舞					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
区に提出された実績報告の協賛金(A)	0	0	0	0	0	0
西商連の収支報告の協賛金(B)	935,000	990,000	954,000	1,061,000	1,251,000	5,191,000
差額(B-A)	935,000	990,000	954,000	1,061,000	1,251,000	5,191,000

※ 両事業の差額の合計：10,291,000円

#### イ 協賛金の未計上に関する商店会関係者及び区関係職員の帰責性について

上記アのとおり、区に提出されていない西商連の「ハロー西荻収支報告書」及び「西荻おわら風の舞収支報告書」では、協賛金が収入として計上されていたにもかかわらず、代表商店会から区に提出された実績報告書に添付された「収入明細」、「売上台帳」及び「イベント事業に係る現金出納簿」では、協賛金が収入として計上されていなかったものである。

令和元年9月17日の区民生活委員会における区からの報告「杉並区商店会に関する補助金検証委員会の進捗状況について」によると、協賛金の取扱いについて、西商連関係者からは「協賛金の扱いは区の指導どおりにして

きた」との証言があり、一方で、区関係職員からは、「趣意書等を使って協賛金を集めていたこと自体を知らなかったのも、そのような指導はしていない」、「花かけの存在についても把握していなかった」との証言があり、双方の主張に相違があるとされている。

このように、協賛金の未計上について、商店会関係者は区の関与（指導）があった旨主張し、区関係職員は関与（指導）していない旨主張していることから、区のヒアリングにおける双方の主張内容を確認し、その相違点を明らかにし、帰責性の有無について検討する。

(ア) ハロー西荻のパフレット冊子に関する区の指導について

平成 27 年に実施されたハロー西荻のパフレット冊子のスタンプラリー&イベントMAPには、「昨年のご協力ありがとうございました」との文言が記載され、その下に協力者の氏名等が記載されていた。

これらの記載（以下「昨年の協力に対するお礼」という。）について、区のヒアリングにおいて、複数の商店会関係者は、「区関係職員から、パフレット冊子に昨年の協力に対するお礼を記載しないよう指導を受けた」と証言し、区関係職員も当該指導を行ったと証言し、双方の主張が一致しており、また、翌年の平成 28 年のパフレット冊子に、昨年の協力に対するお礼が記載されていないことからすると、当該指導は行われたものと考えられる。

なお、商店会関係者は、「平成 27 年のパフレット冊子に記載されていた協力者の氏名等は、平成 26 年の協賛金の寄附者等であり、協賛金の寄附者等を掲載した看板（以下「花かけ」という。）には当該年の寄附者等を掲載し、パフレット冊子には、印刷に間に合わないため、前年の寄附者等を掲載していた」と証言している。

このように、当該指導が行われたという点については、双方の主張が一致しているものの、当該指導の目的・意図については、商店会関係者は、協賛金があることを分からないようにするために行われたと受け止めているようであるが、区関係職員は、昨年の協力に対するお礼は補助対象外となることから、補助対象となるものを記載するよう指導したこととしており、双方の主張が一致していない。

(イ) 花かけに関する区の指導について

a 花かけの掲示に関する区の指導について

区のヒアリングにおいて、商店会関係者は、「区関係職員から、花かけの掲示を中止するよう指導を受けた」と証言している。

これに対して、区関係職員は、「そもそも花かけの存在を認識しておらず、そのような指導を行っていない」と証言しており、双方の主張が一致していない。

b 花かけの写真撮影に関する区の指導について

区のヒアリングにおいて、複数の商店会関係者は、「区関係職員から、花かけの写真撮影を中止するよう指導を受けた」と証言している。



これに対して、区関係職員は、「そもそも花かけの存在を認識しておらず、そのような指導を行っていない」と証言しており、この点については、双方の主張が一致していない。

ただし、区関係職員は、「実績報告で提出する写真に補助対象とならないものの写真は不要との指導は行った」と証言しており、当該指導について、商店会関係者が花かけの写真撮影を中止するよう指導されたと受け止めたとも考えられる。

当該指導の目的・意図について、商店会関係者は、上記（ア）で述べたとおり、協賛金があることを分からないようにするために行われたと受け止めているようであるが、区関係職員は、撮影代は1万円以下の部分が補助対象であり、その中で必要な証拠写真を提出してもらう必要があることから、対象経費と関係のない写真の提出は不要と指導したこととしており、双方の主張が一致していない。

#### （ウ）協賛金の取扱いに関する区の説明について

区は、平成26年度に、「ハロー西荻」の補助金について、協賛金が収益に計上されていないこと等を理由に、都から補助金の返還請求をされたことを受けて、平成27年度版の区マニュアルの記載内容を変更し、協賛金の取扱いについて、「イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれる」旨の記載を追加し、各商店会に周知した。

その後、平成27年夏に、都の担当者から「商店会として受けた寄附は、イベントでなく商店会の本会計に入れれば補助対象経費（収入）に含めない取扱いをする」（以下「本会計の取扱い」という。）旨の説明を受け、区は、様々な機会を通じて商店会に周知したとされている。ただし、この取扱いは区マニュアルやその他の説明資料に明記されていなかった。

区のヒアリングにおいて、商店会関係者は、「協賛金は、ハロー西荻にもらったものでなければ、受け取れるといわれたような気がする」、「ハロー西荻ではなく、西商連の協賛金なら計上しなくていいという区の指導があった」などと証言しているものの、「イベントに対する協賛金を補助対象経費から差し引く必要はない」などという指導を受けたと証言する商店会関係者はいない。

これに対して、区関係職員は、上記の本会計の取扱いの説明のほかに、「西商連の役員会において、イベントに使った分はイベント会計で管理し、協賛金として差し引く旨説明した」と証言している。

商店会関係者の主張する協賛金の内容は、必ずしも明らかでないが、イベントで使わなかった協賛金であれば、双方の主張が一致することとなる。

#### （エ）西商連が趣意書等を使って協賛金を集めていたことについて

区の調査により、「ハロー西荻」については趣意書により、「西荻おわら風の舞」については「西荻おわら風の舞」協賛金のお願いと題する文書により、それぞれ、西商連が協賛金を集めていたことが確認されている。

区のヒアリングにおいて、区関係職員は、「趣意書等の存在は一切知らないし、聞いたこともなかった。趣意書等を使って協賛金を集めていたことも知らなかった」と証言するなど、「協賛金の存在を知っていた」と証言する者はなく、一方で、商店会関係者にも、「趣意書等を区関係職員に渡した」などと証言する者はなく、西商連が趣意書等を使って協賛金を集めていたことを区関係職員が知らなかったという点については、双方の主張が一致している。

(オ) 商店会関係者及び区関係職員の帰責性について

以上の双方の主張内容を前提に、帰責性の有無について、以下判断する。

本件においては、西商連が、趣意書等を使って、「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」に対する協賛金を集めていたにもかかわらず、代表商店会からは、協賛金を収入として計上せず、区に対して実績報告が行われていたものである。この協賛金を収入として計上しなかったことが、商店会関係者のみの判断により行われたものなのか、区関係職員の何らかの関与（指導）があったのかが問題となる。

まず、区は、平成 27 年に、区マニュアルの記載内容を変更し、「イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれる」旨を明記し、また、区関係職員は、「西商連役員会において、イベントに使った分はイベント会計で管理し、協賛金として差し引く旨説明した」と証言しており、「イベントに対する協賛金を補助対象経費から差し引く必要はない」などといった明らかに区マニュアルの記載内容に反する指導があったとは考えられず、また、そのような指導を受けたと証言する商店会関係者もない。

次に、本会計の取扱いに関する説明は、区マニュアルやその他の説明資料に明記されることはなく、口頭で行われたものであり、区の意図する内容が正確に伝わらず、「イベントに対する協賛金であっても、本会計に入れさえすれば、収入として計上する必要はない」と誤認した可能性があると考えられる。

また、商店会関係者は、「区関係職員から、①パンフレット冊子に昨年の協力に対するお礼を記載しないよう、②花かけの掲示を中止するよう、③花かけの写真撮影を中止するよう指導を受けた」と主張している。

これに対して、区関係職員は、「①前年の協力に対するお礼は補助対象外となることから、補助対象となるものを記載するよう指導した、②花かけの存在を認識しておらず、そのような指導を行っていない、③実績報告で提出する写真に補助対象とならないものの写真は不要との指導は行った」と主張している。

仮に、区関係職員がイベントに対する協賛金があったことを知りながら、実績報告の審査において、収入として計上するよう指導しなかったとすれば、区に一定の帰責性があることとなるが、西商連が趣意書等を使って協賛金を集めていたことを区関係職員が知らなかったという点については、双方の主張が一致しており、また、区は平成 27 年度の区マニュアルを変

更し、その内容を説明会等において説明したこと及び本件以外では、協賛金の未計上という事態が発生していないことに照らしてみれば、イベントに対する協賛金があったことを知りながら収入として計上するよう指導しなかったとは考えにくく、また、現時点では、そのような事実は認められない。

以上のことから、協賛金の未計上については、商店会関係者に相当程度の帰責性があるといわざるを得ないと考えられるが、現時点においては、専ら商店会関係者に帰責性があるとまではいうことができない。

### (3) 事業目的の達成度について

上記4の(1)イ(イ)及び(2)イ(イ)の「事業実施後の効果」に記載したとおり、実績報告書には、次のとおり記載されている。

ア 平成30年の「ハロー西荻」

- ・ ウォーキングラリー等で西荻を巡ったことで、新しいお店や個性的なお店を発見でき、実施後に再度お店に足を運ばれる方が多く見受けられた。
- ・ 物品販売、飲食店を中心に2%ほど来客者が増えた。
- ・ 来街者数は9,000人であった。

イ 平成30年の「西荻おわら風の舞」

- ・ イベント開催日、西荻の南の商店街では、飲食店を中心に大いににぎわった。
- ・ 飲食店では、前週と比較して3割ほど売上げが上がったと思われる。
- ・ 来街者数は5,500人であった。

本件補助金については、不正受給が認められたものの、上記のとおり、両イベントにおいては、多くの来街者を集め、西荻窪の地域経済の活性化に寄与したものと考えられ、イベントとしては所期の目的を一定程度達成したということができ、補助金の返還請求等の額を決定するに当たっては、商店会関係者及び区関係職員の帰責性ととも、この点についても、考慮すべき要素の一つであると考えられる。

### (4) まとめ

請求人は、本件補助金の全額（都に支出した違約加算金を含む。）及び同額に対する民法第704条所定の遅延損害金について、本件補助金の受給者からの回収を図り、また、不足分については区長に賠償させるなどの必要な措置を講ずるよう、区長に対して勧告することを求めているが、以上述べてきたとおり、現時点においては、領収書の偽造については専ら商店会関係者に帰責性があると考えられるものの、協賛金の未計上については、商店会関係者に相当程度の帰責性があるといわざるを得ないと考えられるが、専ら商店会関係者に帰責性があるとまではいうことができず、区関係職員に帰責性があるということもできない。

以上のとおり、現時点においては、領収書の偽造については専ら商店会関係者に帰責性があると考えられるものの、協賛金の未計上については商店会関係

者及び区関係職員の帰責性の程度が明らかでなく、また、イベントとしては所期の目的を一定程度達成したということも考慮すべき要素の一つであることなどから、直ちに、請求人の主張どおりに、当該受給者に本件補助金の全額の返還請求を行い、不足分について区長に賠償させるなどの措置を講ずることは相当ではない。

したがって、本件監査請求のうち、今後、検証委員会の検証結果等に基づき確定される帰責性の程度等を考慮して算定した額の返還請求等に係る部分については、理由があると認められるので、これを認容し、その余の部分については、理由がないと認められるので、これを棄却する。

また、区長に対して、検証委員会の検証結果等に基づき、商店会関係者及び区関係職員の帰責性の程度等を確定させ、速やかに、それらを考慮して算定した額の返還請求等を行われるよう、勧告する。

# 別紙

## 杉並区職員措置請求書



杉並区監査委員御中

2019年9月4日

## 1 請求の趣旨

東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金（2017年度までは「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金」）ならびに杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金（2017年度までは「杉並区新・元気を出せ！商店街事業費補助金」として、2014～18年度の間、区が窓口となって「ハロー西荻」事業と「西荻おわら風の舞」事業に対し、不当・違法に支出した補助金について、この全額（都に対して既に返還した違約加算金を含む全額および区が支出した補助金の全額）、ならびに区が支出した同補助金に対する民法704条所定の遅延損害金について、補助金受給者からの回収をはかり、また不足分については区長に賠償させるなど必要な措置を求める。

## 2 請求の理由

(1) 区は、東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金（2017年度までは「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金」）ならびに杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金（2017年度までは「杉並区新・元気を出せ！商店街事業費補助金」）として、2014～18年度の間、「ハロー西荻」事業費、「西荻おわら風の舞」事業費名目で、西荻窪商店会連合会関連団体に対して補助金計3404万円を支給した（以下本件補助金という）。

なお、同補助金は補助金受給希望団体が区に申請し、区を窓口と

して都の補助金と区の補助金を一括して交付する、いわゆる「間接補助金」制度である。

本件補助金の支給状況は以下のとおりである。

① 「ハロー西荻」

- ・ 2014年度 540万3000円（区216万1000円、都324万2000円）
- ・ 2015年度 520万1000円（区207万7000円、都312万4000円）
- ・ 2016年度 430万4000円（区172万2000円、都258万2000円）
- ・ 2017年度 451万6000円（区181万1000円、都270万5000円）
- ・ 2018年度 517万9000円（区207万1000円、都310万8000円）

①合計2460万3000円（区984万2000円、都1476万1000円）

② 「西荻おわら風の舞」

- ・ 2014年度 185万7000円（区74万2000円、都111万5000円）
- ・ 2015年度 179万3000円（区71万7000円、都107万6000円）
- ・ 2016年度 191万5000円（区77万円、都114万5000円）
- ・ 2017年度 193万1000円（区77万2000円、都115万9000円）

・ 2018年度 194万1000円（区194万1000円、都なし）

②合計943万7000円（区494万2000円、都449万5000円）

①+②合計 3404万円（区1478万4000円、都1925万6000円）

（2） 都の要綱によれば、補助金の申請や使途に不正があったばあいは、都知事は、当該補助金と年10・95%の割合による違約加算金を受給者に求めることができると規定しているところ、都は領収書の偽造などの不正があったとして、2019年7月10日、区に対して都支出の当該補助金全額と違約加算金10・95%の支払いを命じた。これに対して区は、8月6日、都から支給を受けた当該補助金全額にあたる1925万6000円と同日までの違約加算金497万5723円を返還した。

（3） ところで、杉並区チャレンジ商店街サポート事業補助金要綱は、不正な手段で補助金を受給したり目的外の使用をした場合は、区長は補助金の一部を変更できるとあり、すでに支払いがされている場合は返還を求めることができるむね定めている。

本件補助金の受給者に不正があったことは明白であるが、補助金受給者に対してその全額を損害金とともに返還させるのが適切であることは、都が支出した補助金の全額返還を都が区に命じ、区が異議申し立てもなく応じている事実から明らかである。

しかしながら、区は現在まで補助金受給者に対して返還請求を行っておらず、区に損害を与えている。



損害額は、区が支出した補助金1478万4000円、都に返還  
ずみの2423万1723円（補助金元本1925万6000円と  
違約加算金497万5723円）の3901万5723円および、  
同金額に対する損害が回復される日までの民法704条規定の遅延  
損害金である（1478万4000円および1925万6000円  
に対しては補助金として支出された日の翌日を起算とし、497万  
5723円については2019年8月7日を起算日とする）。区長  
にはすみやかにこの損害を回復する義務がある。

### 3 請求者

A

地方自治法第242条1項の規定により別紙事実証明書を添え、  
必要な措置を請求します。

### 4 事実証明書

「商店会による補助金不正受給について」と題する杉並区長作成の文書

2019年9月5日提出の杉並区職員措置請求書の請求者に  
次のとおり追加する。

2019年9月9日 A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L



M  
N  
O  
P  
Q  
R  
S

以上

## 商店会による補助金不正受給について

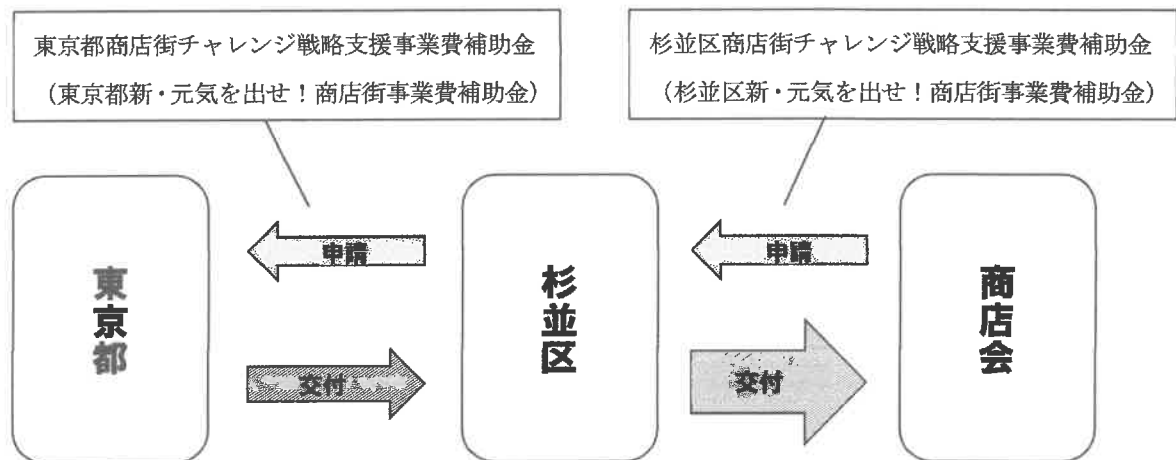
杉並区で開催された商店会によるイベント事業において、都区が支出する商店街振興事業に係る補助金の不正受給が判明し、令和元年 7 月 10 日付で東京都から杉並区に補助金の返還請求がありました。

これまでに調査して明らかになった内容と、区の今後の対応について以下のとおりお知らせします。

### 1 補助金名

- 東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金  
(平成 29 年度まで「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金」)
- 杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金  
(平成 29 年度まで「杉並区新・元気を出せ！商店街事業費補助金」)

#### 【補助金のスキーム】



### 2 不正のあったイベント事業名

- (1) 西荻おわら風の舞 (平成 26 年度～平成 29 年度)  
\*平成 30 年度分は、補助金交付前に都補助金申請取り下げ
- (2) ハロー西荻 (平成 26 年度～平成 30 年度)

### 3 これまでの経過

- 平成 31 年 4 月 東京都から不正受給についての情報提供  
西荻窪商店会連合会の調査実施
- 5 月～ 都区で対応を協議
- 7 月 都から区への補助金交付決定取り消し、補助金返還請求

## 4 不正受給の内容

### (1)領収書の偽造

「西荻おわら風の舞」について、平成 26 年度から 30 年度まで、各年度 1 通（計 5 通）、「ハロー西荻」について、平成 30 年度に 1 通の領収書の偽造が行われ、補助金の不正受給が行われていた。補助金の水増し分の合計は約 117 万円。

### (2)協賛金の収入未計上

イベント開催に際して得た協賛金は、イベント収入として補助金の対象経費から差し引かなくてはならないところ、平成 26 年度から 30 年度までの間、イベント実施団体でない「西荻窪商店会連合会」が協賛金を集めたかたちを取ることによって、これをイベント収入に計上せず、補助金を不正に多く受給していた。補助金の水増し分の合計は約 846 万円。

## 5 東京都への補助金返還額

都補助額 (a) + 都補助額 (b) = 19,256,000 円

違約加算金額 (c) = 4,975,723 円 \* 補助金返還日までの違約加算金

**東京都への返還額(a+b+c) = 24,231,723 円**

### 【西荻おわら風の舞】補助金内訳

年度	区補助額	都補助額	計
H26	742,000	1,115,000	1,857,000
H27	717,000	1,076,000	1,793,000
H28	770,000	1,145,000	1,915,000
H29	772,000	1,159,000	1,931,000
H30	1,941,000	不交付	1,941,000
計	4,942,000	(a)4,495,000	9,437,000

### 【ハロー西荻】補助金内訳

年度	区補助額	都補助額	計
H26	2,161,000	3,242,000	5,403,000
H27	2,077,000	3,124,000	5,201,000
H28	1,722,000	2,582,000	4,304,000
H29	1,811,000	2,705,000	4,516,000
H30	2,071,000	3,108,000	5,179,000
計	9,842,000	(b)14,761,000	24,603,000

## **6 今後の対応**

### **(1)東京都から区への返還請求**

東京都から示された請求額の全額、及び今後請求される違約加算金の全額を返還することとし、8月1日に招集した区議会臨時会において、歳出予算として補正予算案を提出する。

### **(2)区から商店会への返還請求**

今後、商店会に対し、返還請求を行う。

返還に先立ち、平成26年度以降、商店会が協賛金を未計上だった理由や水増し受給した部分の用途など、いまだ事実関係が明確でない部分を調査するため、区内部に副区長を座長とした組織横断的な商店会に関する補助金検証委員会を設置し、関係文書の確認作業等を開始した。今後、あらためて商店会関係者や職員からの聴取等を行い、未解明な事実関係を明らかにしたうえで請求金額を確定する。請求金額に相当する歳入の補正予算案については、その後速やかに提出する。



31 杉並第34853号  
令和元年9月27日

杉並区監査委員 宛

杉並区長 田中 良

商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金等に関する住民監査請求  
に基づく監査の実施に伴う抗弁書の提出について

令和元年9月20日付31杉並監査第273号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。





## 抗弁書

表記の件について、以下のとおり抗弁する。

事実関係（主要な事実の経過）

### 1 杉並区における商店会支援事業

#### （1）杉並区における商店会支援事業の変遷

##### ○変遷

杉並区においては、商店会の活動を支援する制度として、平成24年度から都制度に合わせて「杉並区新・元気を出せ!商店街事業費補助金」を創設した。

平成30年度からは、都・区の補助率や上限額等主要内容は変更せず、商店会等の要望に応じて、補助メニューを増やした「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金」を中心に商店会の諸活動を支援してきた。

##### ○目的

「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱」（平成24年6月29日杉並第17998号、最新改正令和元年6月26日以下「区要綱」という。）第1条によれば、「商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く区内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与すること」を目的としている。

##### ○補助対象事業

補助対象となる「商店街等が行う事業」とは、区要綱第2条第6号では、以下のとおり規定している。

（6）「商店街等が行う事業」とは、別表第1に例示するイベント事業、活性化事業及びこれらと同趣旨の事業で商店街等が自ら企画し実施するものをいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

- ア 内容が経常的な性格を有する事業
- イ 商品券等の特典又は割引を付加する事業
- ウ 他の補助金等を一部財源とする事業
- エ 事業に係る全ての業務を委託する事業
- オ 東京都後援名義の使用承認を受けている事業

「ハロー西荻」事業及び「西荻おわら風の舞」事業は、「イベント事業」にあたる。

また、「イベント事業」とは、区要綱第2条第7号では、以下のとおり規定している。

(7) 「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。

ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行事に係る事業

イ 商店街の連合会的主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業

ウ 商店街若しくは商店街の連合会がア又はイの事業に参加する事業

エ その他杉並区長（以下「区長」という。）が特に認める事業

「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」事業は、いずれも、上記アの商店街の共催による事業であり、事業毎に参加商店会の中から代表商店会を定め、参加商店会は、代表商店会に補助金の申請及び受領の権限を委任し、費用を分担して実施している。

共催事業については、令和元年8月に実施した「令和2年度商店街助成事業説明会」別添資料で以下のとおり説明している。

なお、「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」事業は、いずれも、実行委員会を組織して実施していたが、以下の共催事業について「4. 実行委員会形式で行う際の注意点」に掲げる条件は満たしていないので、一般の共催事業とみなされる。

#### 共催事業について

##### 1. 必要要件

(1) 区が認めた複数の商店街が主催しているもの

(2) 共催団体全てにおいて、以下のいずれかに該当していること

① 商店街振興組合(商店街振興組合法により設立)及び事業協同組合(中小企業等協同組合法により設立)、杉並区商店会連合会 ※地区の連合会は対象外

② 区が商店街と認めるもの（杉並区商店会名簿に商店街名が載っていること）

※会則・役員名簿・決算書を具備していること

(3) 共催団体全てが経費を負担しており、その負担割合に妥当性があること

(4) 町会や、杉並区が認めていない商店街が主催者に含まれていないこと

(5) 契約書、請求書、領収書等の帳票の名義（宛名）は、全て代表商店会名に統一すること

##### 2. 共催事業における構成団体ごとの経費負担(按分)について

(1) 申請時（予定額）及び実績報告時（補助確定額）に補助対象経費の按分表を提出すること

(2)補助対象経費に係る構成団体ごとの負担割合に妥当性があること

※収入明細の備考欄に按分率の根拠を記載

(3)実績報告時（補助確定額）における経費負担分については、構成団体ごとの決算書に記載すること

3. 構成団体に対して支払う経費について

(1)構成団体（商店街等）に対して支払う経費について、生業に支払うもの以外は補助対象外とする

4. 実行委員会形式で行う際の注意点

(1)実行委員会が、区が認めた複数の商店街等で構成されている事（単独商店街の主催事業では不可）

(2)実行委員会の会則等及び委員会の構成組織がわかるもの、決算書を提出すること

※共催する全ての商店会等が1つ以上の担当(役割)を持ち、かつ決算書を提出

(3)実行委員会の構成団体は、当該イベント事業の補助申請商店街に限ること

(4)契約書、請求書、領収書等の帳票の名義（宛名）は、全て実行委員会名に統一すること

※実行委員会における構成団体ごとの経費負担は、

「2. 共催事業における構成団体ごとの経費負担(按分)について」

「3. 構成団体に対して支払う経費について」

と同様。

#### ○補助対象となる商店街等

「補助事業者」は、区要綱第2条第4号で、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等と規定している。

また、「商店街等」については、区要綱第2条第1号から4号に以下のとおり規定している。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街等

ア 商店街

イ 商店街の連合会

(2) 商店街

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合  
ただし、別途定める事業協同組合を除く。

ウ 次に掲げる事項に照らし、商店街と認められるもの

- (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
  - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
  - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。
  - (エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。
- (3) 商店街の連合会
- ア 商店街振興組合法により設立された連合会
  - イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会
  - ウ 杉並区商店会連合会
- (4) 「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等をいう。
- 「(5)～(10)略」

○ 補助金の交付対象

補助金の交付対象は、区要綱第3条で、以下のとおり規定している。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表第2の1及び3に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、商店街等に補助する経費のうち、区長が特に必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。ただし、別表第2の2及び4に掲げる経費は除く。

○ 都区補助金の仕組み及び補助率

区要綱に基づく補助金は、いわゆる間接補助であり、「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱」（平成29年度まで「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱」）（以下「都要綱」という。）に基づき、都は、区に対して、都の負担分を支給し、区は、区要綱に基づき、都と区の負担分を合わせて、商店会に対して支給している。

補助対象経費総額に対する補助率は、①100万円超3分の2（都3分の1、区3分の1）②100万円以下6分の5（都2分の1、区3分の1）である。

補助スキームと補助限度額（※ただし、補助決定額の範囲内とする。）

- ① 補助対象経費が100万円を超える場合 …補助率2/3・補助限度額300万円

東京都1/3	杉並区1/3	商店街1/3
--------	--------	--------

② 補助対象経費が100万円以下の場合 …補助率5/6

東京都1/2	杉並区1/3	商店街1/6
--------	--------	--------

区要綱では、補助金の額を以下のとおり規定している。

(補助金の額)

第4条 区が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) イベント事業については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額300万円のいずれか低い額とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、補助対象経費が100万円以下のイベント事業については、補助対象経費の6分の5以内の額とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、第2条第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街が実施する「イベント事業」については、補助対象経費の6分の5以内の額又は補助限度額20万円以内のいずれか低い額とする。

都要綱では、補助金の額を以下のとおり規定している。

(補助金の額)

第5条東京都が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 「イベント事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額300万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が300万円未満である場合においては、300万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
- (2) 前号にかかわらず、補助対象経費が100万円以下の「イベント事業」については、補助対象経費の2分の1以内の額とする。
- (3) 前2号にかかわらず、第3条第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街が実施する「イベント事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額20万円以内のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が20万円未満である場合においては、20万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。

## 2 「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」事業の内容

### (1) 「ハロー西荻」事業

#### ○目的（平成30年度補助金交付申請書による）

- ・地域の住民・団体・各商店会とのコミュニケーションを図ることを目的とする。
- ・ウォーキングラリーの実施により、西荻地域の個性ある商店に興味を持ってもらい、商店街の魅力を再認識してもらう。
- ・イベント期間中は、飲食や物販を中心に、2～3割程度の売上が期待できる。

#### ○経過

平成2年5月に第1回を実施し、以後、毎年5月中旬の土日に実施してきた。平成26年5月24・25日、平成27年5月23・24日、平成28年5月28・29日、平成29年5月27・28日開催、平成30年5月26・27日で第29回を迎えた。

参加商店会は、

平成30年度では、西荻南銀座会他 以下の21商店会が参加した。  
女子大通り商和会、西荻一番街商店会、西荻伏見通り商店街振興組合、西荻窪北銀座銀商会、西荻北銀座商友会、西荻北銀座本町会、西荻南口仲通り会、西荻窪銀座会、サカエ通り会、松庵商店会、西荻窪駅南通り会、西荻窪南本町会、五日市通り商店会、西荻東銀座会、西荻平和通り会、神明通り共和会、西荻ステーション街商店会、西荻東三條通り伸興会、宿町商興会、西荻南駅前商店会、広小路親栄会

#### ○内容（平成30年度事業実績報告書による）

平成30年度は、以下の内容を実施した。

- ・ポスター、チラシ、ホームページを作成し、広く周知を行う。のぼり旗、ウォーキングラリーマップ看板で案内を強化し、景品くじやウォーキングラリー台紙を作成した。
- ・会場用にテント、マイクをリースし、多くの来場者に備え警備員を配置する。万燈神輿をリースし、相馬野馬追いを先頭に会場周辺を練り歩く。
- ・ウォーキングラリーでスタンプを集め抽選に参加し、等級に応じた景品（米、マイバッグ、キャラクターバッチ等）を進呈する。
- ・ウォーキングラリー参加者に先着で飲料・菓子のサービスを行う。
- ・チンドン屋、バンド、SL、空手演武など、多彩な出演により、幅広い年代の方が楽しめるイベントにする。
- ・イベント中は保険に参加し、道路使用手数料を支払う。運営にアルバイト

を活用、スタッフとわかるよう揃いの腕章や半纏を作成し着用する。協力団体用の謝礼（杉並区商品券・ビール券）を用意する。

- ・手作り物を販売する手しごと市や模擬店を実施する。

## （２）「西荻おわら風の舞」事業

### ○目的（平成 30 年度補助金交付申請書による）

- ・年々来客者は増えており、西荻窪地域や商店会の魅力を知ってもらうよい機会となっている。
- ・イベント終了後、特に飲食関係の店舗に多数のお客様が来店されているので、今年も同様の良い効果が期待できる。

### ○経過

- ・平成 24 年度に第 1 回を実施し、以後毎年 7 月に実施している。平成 26 年 7 月 27 日、平成 27 年 7 月 26 日、平成 28 年 7 月 31 日、平成 29 年 7 月 30 日開催、平成 30 年度は 7 月 29 日に第 7 回を迎えた。

参加商店会は、平成 30 年度では、西荻窪南本町会他 以下の 15 商店会が参加した。

西荻一番街商店会、西荻南口仲通り会、西荻窪銀座会、サカエ通り会、松庵商店会、西荻窪駅南通り会、五日市通り商店会、西荻南銀座会、西荻南中央通り銀盛会、西荻東銀座会、西荻平和通り会、神明通り共和会、西荻ステーション街商店会、西荻東三條通り伸興会、西荻南駅前商店会

### ○内容（平成 30 年度事業実績報告書による）

富山県富山市八尾市で毎年 9 月に行われる「おわら風の盆」。静かな気品あるこの盆踊りを、西荻窪の「旧府道通り」を歩行者天国化して行うイベントである。・ポスター・チラシ、のぼり旗、看板、イベント専用横断幕、イベント専用フラッグ、六角ぼんぼり、ホームページで広く周知する。

- ・テーブル、紅白幕をレンタルし本部設営を行う。会場の使用料を支払う。会場警備、ゴミ処理を委託する。

・来場者に先着で記念うちわを、盆踊り参加者に先着で手拭いを無料配布する。

・和胡弓、三味線の演奏者を中心に、男踊り・女踊りと総勢約 40 名ほどで流し踊りを行う。後半は来場者も参加して輪踊りを行う。

・多数の来場者に備え保険に加入し、アルバイトを活用する。道路使用手数料を支払う。スタッフ用イベント限定(使い切り)で T シャツを作成し着用する。



### 3 「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」事業への都区補助金

1の補助対象事業で述べたとおり、両事業は、代表商店会を中心とする共催事業であり、代表商店会は、参加商店会からの負担金及びその他の収入を資金としてイベントを実施する。事業終了後、代表商店会は、区へ実績報告書を提出する。

区は、実績報告書の審査を行い、適正であれば、区の補助金を代表商店会に支給する。補助金は、代表商店会から参加商店会に対して分配される。

#### (1) 年度毎の補助金

西荻おわら風の舞		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
総事業費		2,252,171	2,271,207	2,395,787	2,366,992	2,490,395	11,776,552
補助金確定額	都	1,115,000	1,076,000	1,145,000	1,159,000	1,141,000	5,636,000
	区	742,000	717,000	770,000	772,000	800,000	3,801,000
	計	1,857,000	1,793,000	1,915,000	1,931,000	1,941,000	9,437,000
※平成30年度都補助金1,141,000円は、都への申請取り下げ、区は支給済みで実質区負担							
ハロー西荻		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
総事業費		6,679,968	6,691,596	5,802,821	5,995,167	6,778,125	31,947,677
補助金確定額	都	3,242,000	3,124,000	2,582,000	2,705,000	3,108,000	14,761,000
	区	2,161,000	2,077,000	1,722,000	1,811,000	2,071,000	9,842,000
	計	5,403,000	5,201,000	4,304,000	4,516,000	5,179,000	24,603,000

補助金支給日及び対象商店会一覧										
イベント名：西荻おわら風の舞										
商店会名	26年度補助金確定額		27年度補助金確定額		28年度補助金確定額		29年度補助金確定額		30年度補助金確定額	
	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分
西荻窪南本町会	159,000	106,000	251,000	167,000	100,000	66,000	162,000	108,000	85,000	59,000
西荻一番街商店会	—	—	—	—	—	—	—	—	91,000	64,000
西荻窪駅南通り会	150,000	100,000	75,000	50,000	95,000	64,000	162,000	108,000	80,000	55,000
西荻南銀座会	125,000	83,000	75,000	50,000	95,000	64,000	162,000	108,000	80,000	55,000
五日市通り商店会	101,000	67,000	75,000	50,000	95,000	64,000	30,000	20,000	91,000	64,000
西荻窪銀座会	65,000	43,000	75,000	50,000	95,000	64,000	30,000	20,000	91,000	64,000
西荻東銀座会	65,000	43,000	—	—	—	—	—	—	91,000	64,000
西荻南中央通り銀座会	—	—	75,000	50,000	95,000	64,000	120,000	80,000	80,000	55,000
西荻平和通り会	65,000	43,000	75,000	50,000	95,000	64,000	162,000	108,000	91,000	64,000
西荻南口仲通り会	65,000	43,000	75,000	50,000	95,000	64,000	120,000	80,000	91,000	64,000
サカエ通り会	65,000	43,000	75,000	50,000	95,000	64,000	30,000	20,000	22,000	16,000
松庵商店会	65,000	43,000	75,000	50,000	95,000	64,000	121,000	80,000	91,000	64,000
神明通り共和会	64,000	43,000	—	—	—	—	—	—	91,000	64,000
西荻南駅前商店会	64,000	43,000	75,000	50,000	95,000	64,000	30,000	20,000	22,000	16,000
西荻東三條通り伸興会	62,000	42,000	75,000	50,000	95,000	64,000	30,000	20,000	22,000	16,000
西荻ステーション街商店会	—	—	—	—	—	—	—	—	22,000	16,000
合計 (A)	1,115,000	742,000	1,076,000	717,000	1,145,000	770,000	1,159,000	772,000	1,141,000	800,000
都からの収入日・区からの支払日	H27.3.30	H26.11.28	H28.3.3	H27.12.1	H29.3.15	H28.12.19	H30.3.1	H29.11.1	—	H31.3.1
※30年度分は都から未交付のため都への返還は生じない。										
※代表商店会は、平成26年度～30年度 西荻窪南本町会										

イベント名：ハロー西荻										
商店会名	26年度補助金確定額		27年度補助金確定額		28年度補助金確定額		29年度補助金確定額		30年度補助金確定額	
	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分
西荻窪北銀座銀商会	189,000	126,000	150,000	100,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻伏見通り商店街振興組合	189,000	126,000	175,000	116,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻窪銀座会	185,000	124,000	150,000	100,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻東銀座会	183,000	122,000	125,000	83,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻平和通り会	183,000	122,000	125,000	83,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻ステーション街商店会	183,000	122,000	100,000	66,000	117,000	78,000	154,000	103,000	135,000	90,000
西荻南銀座会	169,000	112,000	125,000	83,000	125,000	84,000	22,000	15,000	157,000	105,000
西荻窪駅南通り会	111,000	74,000	150,000	100,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻一番街商店会	165,000	110,000	175,000	116,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻北銀座本町会	165,000	110,000	150,000	100,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻南口仲通り会	165,000	110,000	150,000	100,000	117,000	78,000	150,000	100,000	150,000	100,000
サカエ通り会	161,000	108,000	150,000	100,000	117,000	78,000	135,000	90,000	135,000	90,000
五日市通り商店会	141,000	94,000	130,000	86,000	117,000	78,000	115,000	77,000	105,000	70,000
松庵商店会	141,000	94,000	150,000	100,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
神明通り共和会	141,000	94,000	125,000	83,000	117,000	78,000	115,000	77,000	135,000	90,000
西荻北銀座商友会	141,000	94,000	150,000	100,000	117,000	78,000	115,000	77,000	170,000	113,000
西荻窪南本町会	141,000	94,000	150,000	100,000	117,000	78,000	115,000	77,000	150,000	100,000
西荻南駅前商店会	109,000	73,000	100,000	66,000	117,000	78,000	90,000	60,000	77,000	52,000
宿町商興会	95,000	63,000	100,000	66,000	117,000	78,000	77,000	52,000	135,000	90,000
西荻東三條通り伸興会	95,000	63,000	100,000	66,000	117,000	78,000	77,000	52,000	75,000	50,000
女子大通り商和会	95,000	63,000	175,000	116,000	117,000	78,000	77,000	52,000	77,000	52,000
広小路親栄会	95,000	63,000	219,000	147,000	117,000	78,000	77,000	52,000	77,000	52,000
合計 (A)	3,242,000	2,161,000	3,124,000	2,077,000	2,582,000	1,722,000	2,705,000	1,811,000	3,108,000	2,071,000
都からの収入日・区からの支払日	H27.3.4	H26.10.9	H27.12.18	H27.9.18	H28.10.3	H28.8.26	H30.3.1	H29.9.29	H31.2.25	H30.11.26
※代表商店会は、平成26・27年度 広小路親栄会、平成28～30年度 西荻南銀座会										

(2) 「西荻おわら風の舞」平成30年度都補助金申請を取り下げた理由

区から平成31年3月1日に代表商店会に都区補助金の全額を支給後、平成31年3月に都からホームページやポスターに記載された参加商店会に間違いがあるとの疑義照会があり、その後、事業の実績報告に一部不明瞭な会計処理が行われていたことが判明し、今後、当該事業の会計処理全般の調査・確認が必要であるとして、同年3月29日付で、都補助金の申請を取り下げた。

4 区調査で明らかになった事実

4月中旬、都からの情報提供（領収書偽造及び協賛金未計上）を契機に産業振興センターでは、平成31年4月中旬から5月下旬まで、西荻窪商店会連合会（以下「西商連」という。）から、平成26年度以降の西商連の会計資料を借り受けるとともに、西商連の役員等及び西荻窪地区の商店会補助金支給に関わった区職員のヒアリング等調査を行った。

また、同年5月に東京都に調査結果の報告を行った。

さらに、令和元年7月の東京都からの補助金返還請求を受け、当初調査で未解明な事実の解明のために副区長を座長に「杉並区商店会に関する検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を設置した。これにより、これまでヒアリングを行ってこなかった対象者を含め、1対複数でのヒアリングや現地商店調査など詳細な調査を行うとともに、弁護士や公認会計士等の専門家の助言を得て調査した結果、以下の事実が明らかになった。なお、検証委員会では、9月17日の区民生活委員会での進捗報告を行ったのち、さらに調査を進め、第4回定例区議会での区民生活委員会で、最終的な報告をまとめることとしている。

事実経過

平成31年3月	区から都区補助金を代表商店会に支給 都から両イベントに対する疑義照会
4月	東京都から不正受給についての情報提供（領収書偽造、協賛金未計上） 西荻窪商店会連合会（以下「西商連」）の調査
令和元年5月	都に調査結果を報告
7月10日	都による交付決定取り消し・返還請求 杉並区商店会に関する補助金検証委員会設置・調査
8月	区議会の議決（損害賠償・補正予算） 都への返還

(1) 領収書の偽造について

○「西荻おわら風の舞」事業において、平成 26 年度から平成 30 年度まで、各年度 1 通の領収書の偽造が行われ、金額の水増しにより、補助対象外経費への充当がされていた。西商連の役員等の証言によれば、偽造は、補助対象外となる出演団体の飲食等の接待費を補助対象経費で賄うため、平成 24 年度のイベント開始当初から当時の西商連会長の発案で行われ、会長の退任後も引き継がれていた。

○「ハロー西荻」事業においても、平成 30 年度に同様、1 通の偽造が行われていた。

計 6 通の偽造領収書は、以下のとおり

領収書の偽造について						
イベント名	西荻おわら風の舞	西荻おわら風の舞	西荻おわら風の舞	西荻おわら風の舞	西荻おわら風の舞	ハロー西荻
年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度
発行年月日	平成26年8月4日	平成27年7月26日	平成28年8月1日	平成29年7月30日	平成30年7月29日	平成30年5月26日
宛先(代表商店会)	西荻窪南本町会	西荻窪南本町会	西荻窪南本町会	西荻窪南本町会	西荻窪南本町会	西荻南銀座会
発行者	越中おわら節同好会会長					
支出内容	西荻おわら風の舞の出演料 単位 円					
補助金実績報告の金額 (偽った領収書の金額)	638,400	650,000	700,000	700,000	700,000	50,000
西商連会計帳簿に記載された金額 (実際に相手に支払った金額)	400,432	400,000	400,000	400,000	400,000	33,000
水増し額	237,968	250,000	300,000	300,000	300,000	17,000
				水増し額合計		1,404,968

(2) 協賛金の未計上について

○「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」事業において、共催実施として代表商店会が中心となって事業を実施すべきところ、実施主体にはなれない任意団体の地域商店会連合組織である西商連が中心となり、区の要件を満たさない形式で実行委員会を組織して、イベントを実施していた。

○西商連会長と実行委員長とが連名で、イベント実施に向けた協賛金の趣意書を作成し、次ページの表の協賛金を集めていた。

さらに、西商連の会計担当が作成し、毎年 6 月の西商連の総会で、西商連加盟の 2 3 商店会代表に総会資料として配られてきた平成 26 年度から 30 年度の西商連の「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」両イベント事業の収支報告書や現金出納帳では、イベントに充てる目的で、協賛金の収入が記

載されていた。しかし、西商連が作成した区に提出する補助金実績報告では収入として未計上等の不適切な処理を確認した。

○西商連関係者からは、「協賛金の扱いは、区の指示通りにしてきた」との証言があった。一方で、区職員からは、「趣意書等を使って協賛金を集めていたこと自体を把握していなかった」との証言があり、双方の主張に相違がある。

この点に関しては、今後検証委員会において、さらに具体的な区職員の指示内容や指示を受けたとする西商連の受け止めなどの事実の解明をすすめ、11月中には、最終報告をまとめる予定である。

#### 協賛金に関する区提出の実績報告書と西商連イベント収支報告との差異

西荻おわら風の舞		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
収益	実績報告書上の協賛金	0	0	0	0	0	0
	西商連収支報告上の協賛金	935,000	990,000	954,000	1,061,000	1,181,000	5,121,000
	差額	935,000	990,000	954,000	1,061,000	1,181,000	5,121,000
ハロー西荻							
ハロー西荻		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
収益	実績報告書上の協賛金	0	0	0	0	0	0
	西商連収支報告上の協賛金	770,000	755,000	840,000	1,210,000	1,460,000	5,035,000
	差額	770,000	755,000	840,000	1,210,000	1,460,000	5,035,000
						2事業の差額の合計	10,156,000

#### (3) 平成26年度のハロー西荻に係る補助金の返還について

平成26年度のハロー西荻に係る補助金の返還についての事実経過は、次のとおりである。

平成26年7月 25年度 都補助金検査

協賛金未計上 710,000円

区要綱上限を超える撮影代 53,000円

12月 補助金返還請求・支払い 返還金 374,000円

平成 27 年 1 月	違約加算金請求		
2 月	違約加算金支払い	違約加算金	46,112 円

## ○概要

「ハロー西荻」については、平成 25 年度実績報告書に協賛金の記載があり、平成 26 年度の東京都の検査において、広告性はないが、収入計上すべき協賛金であるとの指摘があった。当時、区では、「杉並区新・元気を出せ 商店街事業 イベント編 会計マニュアル」(以下「区マニュアル」という。)

(4) 収益(売上等)の取扱いについては記載のとおり、商店会等に対し、チラシやポスターに名前を記載するなど広告性のある協賛金のみを収入計上させていた。そのため、東京都に対しては、協賛金を収入計上した場合に減額すべき補助金額及び違約加算金を返還したが、商店会側には、返還を求めなかった。

## ○都区の見解の相違内容

東京都は、協賛金は、広告性の有無を問わず、収益として計上し、補助対象経費から差し引くという考えであったが、区は、協賛金は、広告性があると判断した場合に、補助対象経費から差し引くとしており、広告性がなければ収入計上を要しないものとしていた。

区は、「東京都新・元気を出せ！ 商店街事業補助金交付事務マニュアル 質疑応答集」(以下「都マニュアル Q&A」という。) Q73 の記載からは、広告性のない協賛金は、収益とみなさないと読めると主張したが、都は主張を変えず、区は、交渉が長引くと違約加算金も増えることから、返還に応じた。

なお、こうした議論を踏まえ、区は、平成 27 年度から、区マニュアルに「イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれます。」と明記した。東京都も、平成 27 年度都マニュアル Q&A を分かりやすく変更した。

## ○区のマニュアル変更の商店会への周知方法

区は、区マニュアルの変更部分については、毎年の補助金事務説明会(2 月、8 月実施)の際に周知していた。また、説明会に欠席した商店会に対しては、もれなく届けていた。西商連に対して、いつどのように区マニュアルの変更点を伝えたかについては、現在、検証委員会において調査中である。

## ○区が商店会に求償しなかった理由

区では、区要綱や区マニュアル等を定め、これらに基づき、補助対象経費を算定し、商店会等に交付している。そのため、都要綱や都マニュアル等に

基づき交付される都補助金とは、必ずしも補助対象となる範囲が一致していない。同様に収入計上すべき収益の範囲についても、都と区とで一致しない部分がある。したがって、都補助金においては、補助対象に該当しないものであっても、区要綱や区マニュアルと照らして、補助対象に該当するものと認められる場合、商店街等に対し、区補助金の返還を請求することはできないものと考え、区は、都には、補助金を返還したが、商店会に対しては、補助金の返還請求を行わなかった。

## 区マニュアルの変更内容

変更前：平成 26 年度

(4) 収益（売上等）の取扱いについて

①イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益（売上や出店料、抽選券売上等）が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合であっても売上に該当します。

※収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断してください。

②パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

変更後：平成 27 年度

(4) 収益（売上等）や協賛金の取扱いについて

①イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益（売上や出店料、抽選券売上等）が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合であっても売上に該当します。

※収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断してください。

②イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれます。

③パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

## 都マニュアル Q&A の変更内容

変更前：平成 26 年度

Q 7 3 地域のイベントに協力する目的で協賛金を提供した企業等の名称をチラシ等に掲載した場合、収益として差引く必要があるか。

A 協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります。この場合、補助対象となるチラシ等経費から協賛金額を差引いた残りの金額が補助対象となります。なお、この判断については、チラシ等に資金提供者の名称が記載されている事実をもって直ちに広告収入とみなし、資金提供者が広告宣伝効果を意図しているか否かは問いません。

**変更後：平成 27 年度**

Q 7 8 地域のイベントに協力する目的で協賛金を提供した企業等の名称をチラシ等に掲載した場合、収益として差引く必要があるか。

A イベントに対する協賛金という名目で企業等から資金提供を受けた場合は収益となります。収益の取扱いについては、Q 7 3 を参照してください。

Q 7 3 収益事業の「収益」の取扱いは、どうするのか。

A 総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、商店街に対して「収益」があった場合は、その内容がわかる書類を必ず実績報告書に添付するよう指導してください。

○都の説明（商店会の本会計に入れれば収入に含めない）はいつどのようにして受けたのか

区の担当職員からは、平成 27 年夏過ぎに都の担当者から、「商店会として受けた寄付は、イベントでなく商店会の本会計に入れれば補助対象経費（収入）に含めない」取り扱いをする旨の説明を受け、区は商店会に対して説明会や個別相談など様々な機会を通じて同内容の周知をしてきたと聞いている。

区としても、協賛金をイベントのためではなく、商店会振興のために受け取り、会計処理上、イベント会計ではなく、本会計に入れた場合には、イベントに無関係な協賛金として、収入計上は不要であると考えます。

**(4) 受給者の不正について**

上記（1）領収書の偽造及び（2）協賛金が事業の収入として計上されてこなかった事実が受給者の不正の内容である。

不正に係る金額(2 事業、5 年間総額)

偽造領収書上乗せ額	1,404,968 円
協賛金未計上額	10,156,000 円
内 西荻おわら風の舞	5,121,000 円
ハロー西荻	5,315,000 円



(5) 都への補助金の返還について

区は、(4)のとおり、都区が支出する補助金の不正受給が判明し、令和元年5月に調査結果を都に報告し、その後、都補助金の返還額等について都と協議した。

都は、複数年にわたって補助事業者(商店街等)に不正(領収書偽造及び協賛金未計上)があったと認定し、このことは、都要綱第17条第1項第1号に該当するとして同項に基づき、都補助金の交付決定の全部を取り消したものである。

令和元年7月10日付で東京都から杉並区に補助金の返還請求があり、区は、商店街等による不正事実を認め、都要綱の規定に基づき、関連する財務会計法規に則って都が両イベントに対して平成26年度から30年度に支出した補助金の全額と違約加算金の全額を適正に支払ったものである。

都返還金(2事業、5年間総額)

都補助金総額 19,256,000 円

都補助金に対する違約加算金総額 4,975,723 円

都要綱

(交付決定の取消し)

第17条知事は、補助事業者又は商店街等が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2知事は、第14条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

略

(違約金及び延滞金の納付)

第23条第17条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第18条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

## 5 職員措置請求書に対する認否

### (1) 「請求の趣旨」に対する認否

区は「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金」（平成29年度までは、「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金」）並びに「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金」（平成29年度までは、「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金」）として平成26年度から30年度の間、「ハロー西荻」事業と「西荻おわら風の舞」事業に対し、補助金を支出したことは、認める。

ただし、不当、違法に支出したとあるが、領収書を違法に偽造し、収入計上すべき協賛金を不当に計上せず、都及び区の補助金を不正に水増しして受給したのは、両事業の実施団体であり、区は、代表商店会から提出された実績報告に基づき各イベントを共催する商店会に対し補助金を適正に支出したものである。

「補助金について、この全額（都に対して既に返還した違約加算金を含む全額および区が支出した補助金の全額）、ならびに区が支出した同補助金に対する民法704条所定の遅延損害金について、補助受給者からの回収をはかり、」については、争う。

領収書偽造については、平成31年4月以降、産業振興センターで実施したヒアリング調査の際、西商連の役員等が不正を認めており、区要綱第13条第1項第3号に基づき、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときに該当するものとして、「西荻おわら風の舞」事業の平成26年度から30年度及び「ハロー西荻」平成30年度については、支給時に遡って、補助金の交付決定額の全部又は一部の変更することができる。

しかし、協賛金の未計上については、西商連役員と区職員とで証言が食い違っており、今後、検証委員会の検証結果を踏まえて、商店会に支給した補助金の交付決定額の変更の内容を決める必要がある。現時点では、未確定である。

「不足分については、区長に賠償させるなど必要な措置を求める。」

については、争う。

検証委員会の検証結果を待って返還請求するまでの間、区が補助受給者（商店街等）に交付した不正に係る補助金の全額（区が都から交付を受けて返還した都補助金相当額を含む）の返還請求を行っていないとしても、直ちに違法もしくは不当に財産の管理を怠っているとまでは、言えない。

## （２）「請求の理由」に対する認否

### 請求の理由（１）

区の支給額、都の補助金を区が受給したうえで、受給団体に支給する間接補助制度であることは、認める。

ただし、西荻窪商店会連合会関連団体に対して支給したという表現は、適切ではなく、各年度、事業毎の代表商店会を中心とする参加商店会に対して支給したものである。

① 「ハロー西荻」及び② 「西荻おわら風の舞」の年度毎の支給額については、認める。

① + ②合計額も認める。

### 請求の理由（２）

領収書の偽造などの不正があったとして、都が令和元年 7 月 10 日に支払いを命じたことは、認める。

区が令和元年 8 月 6 日、補助金全額 1,925 万 6 千円を返還したことは、認める。

しかし、違約加算金 497 万 5,723 円は、9 月 6 日に返還している。

### 請求の理由（３）

要綱に返還を求めることができる定めがあることは、認める。

都が全額返還を区に命じ、異議申し立てもなく応じていることは、認める。本件補助金の受給者（区から補助金を支給した受給者）に不正があったことは、認める。

ただし、補助金受給者に対してその全額を損害金とともに返還させるのが、適当であることについては、争う。

請求の趣旨に対する認否でも述べたとおり、「西荻おわら風の舞」及び「ハロー西荻」の補助金受給者に対する補助金決定額の変更内容は、検証委員会の検証結果を踏まえて決定する予定であり、全額を返還させると決めたわけではない。

区は現在まで補助金受給者に対して返還請求を行っていないことは認め

る。

区に損害を与えている。については、争う。

検証委員会の検証結果を待って返還請求するまでの間、区が補助受給者（商店街等）に交付した不正に係る補助金の全額（区が都から交付を受けて返還した都補助金相当額を含む。）の返還請求を行っていないとしても、直ちに違法もしくは不当に財産の管理を怠っているとまでは、言えないというべきである。

損害額及び区長にはすみやかにこの損害を回復する義務がある。については、争う。

補助受給者による領収書偽造及び協賛金収入未計上という不正行為により、東京都への補助金及びそれに伴う違約加算金の返還を行ったことは、事実である。なお、今後、補助受給者（商店街等）に対して、区が認定する損害額および返還請求額については、検証委員会における検証結果を待って、判断していくこととしている。

## 6 今回の措置請求に関する区の見解

- (1) 都への都補助金の返還ないし違約加算金の支出をした行為によって区の被った損害を補てんするために必要な措置を講ずべきことを請求していることについて

区は、都補助金の交付を受けるため都要綱第6条に基づき補助事業者として補助金交付申請書を提出し、都要綱第7条第1項に基づき都補助金の交付決定を受けたことから、都要綱第13条に基づき事業報告書を提出したところ、都要綱第14条第1項に基づき都知事はその内容を審査するなどした上で額が確定された都補助金について、都要綱第15条第2項に基づき補助金請求書を提出し交付を受けた。その後、都知事は、調査の結果、複数年にわたって補助金受給者（商店街等）に不正（領収書の偽造、協賛金の収入未計上）があったと認定し、このことは都要綱第17条第1項第1号に該当するとして同項に基づき都補助金の交付決定の全部を取り消したものである。

区としても、その動機などはおいても、複数年にわたって補助金受給者（商店街等）に不正（領収書の偽造、協賛金の収入未計上）があったこと自体についての争いはなく、都から交付を受けた都補助金については都要綱に基づき返還をすることになるから、都からの返還命令に応じ関連する財務会計法規に則って適正に返還したものであり、違約加算金についても都要綱第23条第1項に基づき都に納付することになるから、その額につ

いて区議会の議決を得た上で関連する財務会計法規に則って適正に支払ったものである。

- (2) 区の補助金受給者（商店街等）に対する返還請求権の不行使という財産の管理を怠る事実によって、区の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求していることについて

区としては、区要綱における補助事業者である補助金受給者（商店街等）に不正（領収書の偽造、協賛金の収入未計上）があったこと自体についての争いはないから、区要綱第13条第1項に基づき区補助金の交付決定額の全部又は一部を変更し、区要綱第14条第1項に基づき当該変更に係る部分に関し、補助事業者である補助金受給者（商店街等）に返還を求めるべきということになるが、交付決定額をどの程度変更するかという点については、現在、検証委員会が関係者から事情を聴取しており、その検証結果を踏まえて判断する必要があるものと考えているところである。

また、不法行為に係る契約や無効な契約によって適正な額を超える支出となった場合における損害額を不法行為に係る契約や無効な契約によって支出した全額とするのではなく、それらの契約が適正なものであったとした場合に支出することになる額を超える額としている裁判例（平成25年7月12日最高裁第二小法廷判決）を踏まえつつ、検証委員会の検証結果を待って返還請求するまでの間、区が補助金受給者（商店街等）へ交付した不正に係る補助金の全額（区が都から交付を受けて返還した都補助金相当額を含む。）の返還請求を行っていないとしても、直ちに違法若しくは不当に財産の管理を怠っているとまでは言えないというべきである。

31 杉並第 39354 号  
令和元年 10 月 25 日

杉並区監査委員 宛

杉並区長 田中 良

商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金等に関する住民監査請求  
に基づく監査の実施に伴う抗弁書の一部修正について

令和元年 9 月 27 日付 31 杉並第 34853 号により提出した標記の抗弁書  
について、記載内容の一部に誤りがあったため、下記のとおり報告します。

記

1 修正箇所、修正理由及び修正内容

(1) 修正箇所：4 (1) 「領収書の偽造について」の表中の「西荻おわら風  
の舞」に係る平成 26 年度の領収書発行年月日

修正理由：補助金実績報告に添付された領収書ではなく、西商連が保管  
していた領収書の発行年月日を記載していたため。

修正内容：正) 平成 26 年 7 月 27 日

誤) 平成 26 年 8 月 4 日

(2) 修正箇所：4 (2) 「協賛金の未計上について」の表中の「西荻おわら  
風の舞」及び「ハロー西荻」に係る平成 30 年度の西商連収  
支報告上の協賛金の額

修正理由：当初、西商連から提出を受けた収支報告の表記に基づいて抗  
弁書の記載を行ったが、抗弁書提出後に改めて西商連から入  
手した平成 30 年度西商連総会資料を確認したところ、決算  
における金額が異なっていることが判明したため。

修正内容：「西荻おわら風の舞」 正) 1, 251, 000 円

誤) 1, 181, 000 円

「ハロー西荻」 正) 1, 525, 000 円

誤) 1, 460, 000 円



# 資 料



## 東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱

	14産労商地第1643号
	平成15年3月26日
一部改正	15産労商地第1769号
	平成16年3月10日
一部改正	16産労商地第2013号
	平成17年3月30日
一部改正	17産労商地第1914号
	平成18年3月28日
一部改正	18産労商地第1814号
	平成19年3月30日
一部改正	19産労商地第2310号
	平成20年3月14日
一部改正	20産労商地第1877号
	平成21年3月19日
一部改正	21産労商地第2056号
	平成22年3月1日
一部改正	22産労商地第2269号
	平成23年3月11日
一部改正	23産労商地第2504号
	平成24年3月1日
一部改正	24産労商地第833号
	平成24年7月10日
一部改正	24産労商地第2546号
	平成25年3月4日
一部改正	25産労商地第2550号
	平成26年3月19日
一部改正	26産労商地第824号
	平成26年6月22日
一部改正	26産労商地第2428号
	平成27年3月31日
一部改正	27産労商地第2372号
	平成28年2月23日
一部改正	28産労商地第2153号
	平成29年3月30日
一部改正	29産労商地第2260号
	平成30年3月29日

(通 則)

第1条 東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、区市町村がまちづくりの視点から策定した商店街振興プランに基づき、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く都内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定 義)

第3条

(1)「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街
- イ 商店街の連合会
- ウ 商工会、商工会連合会及び商工会議所

(2)「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
- ウ 次に掲げる事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの
  - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
  - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
  - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
  - (エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

(3)「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された連合会
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された連合会
- ウ ア、イ以外で、区市町村単位に組織された商店街連合会

(4)「法人化商店街」とは、第2号ア及びイに規定する商店街であって、新たに設立されたものをいう。

(5)「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等に補助を行う区市町村をいう。

(6)「商店街等が行う事業」とは、別表1に例示するイベント事業、活性化事業及びこれらと同趣旨の事業で商店街等が自ら企画し実施するものをいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

- ア 内容が経常的な性格を有する事業

- イ 商品券等の特典又は割引を付加する事業
- ウ 他の補助金等を一部財源とする事業
- エ 事業に係る全ての業務を委託する事業

(7)「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行事に係る事業
- イ 商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所（以下「商店街等の団体」という。）の主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業
- ウ 商店街又は商店街等の団体がア又はイの事業に参加する事業
- エ 商店街等の主催又は共催による東京都知事（以下「知事」という。）が特に認める行事に係る事業

(8)「活性化事業」とは、商店街施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業で、イベント事業ではないものをいう。ただし、知事が必要と認めるイベント事業については、この限りではない。

(9)「商店街組織力強化支援事業」（以下「組織力強化事業」という。）とは、活性化事業のうち、商店街の連合会や商工会、商工会議所等が商店街と協働して行う、商店街への加入及び協力促進を図るための事業をいう。

(10)「多言語対応事業」とは、活性化事業のうち、多言語による情報提供等、外国人受入のための環境を整備することで、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図る事業をいう。

(11)「小額支援事業」とは、イベント事業及び活性化事業のうち、防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて小規模な事業を実施する場合、特別に支援する事業をいう。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

2 前項に規定する商店街等が行う事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施完了した事業とする。

(補助金の額)

第5条 東京都が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1)「イベント事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額3百万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が3百万円未満である場合においては、3百万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。

(2) 前号にかかわらず、補助対象経費が1百万円以下の「イベント事業」については、補助

対象経費の2分の1以内の額とする。

- (3) 前2号にかかわらず、第3条第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街が実施する「イベント事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額20万円以内のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が20万円未満である場合においては、20万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
- (4) 「活性化事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額5千万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が5千万円未満である場合においては、5千万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
- (5) 前号にかかわらず、「活性化事業」において、法人化商店街が事業を実施する場合には、商店街が設立された当該年度又は翌年度に限り、補助対象経費の2分の1以内の額又は補助限度額7千5百万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の5分の3の額が7千5百万円未満である場合においては、7千5百万円を当該5分の3と読み替えた額とする。
- (6) 前2号にかかわらず、第3条第2号ウに規定する商店街が実施する「活性化事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額1千万円以内のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が1千万円未満である場合においては、1千万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
- (7) 前3号にかかわらず、第3条第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街が実施する「活性化事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額20万円以内のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が20万円未満である場合においては、20万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
- (8) 「多言語対応事業」については、補助対象経費の2分の1以内の額又は補助限度額5百万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の5分の3の額が5百万円未満である場合においては、5百万円を当該5分の3と読み替えた額とする。
- (9) 「組織力強化事業」については、補助対象経費の12分の7以内の額又は補助限度額2千万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の11分の7の額が2千万円未満である場合においては、2千万円を当該11分の7と読み替えた額とする。
- (10) 「イベント事業」又は「活性化事業」を合わせて行う場合において、東京都が補助事業者に交付する補助金の額は、第1号から第9号までの額のそれぞれの範囲内で合計した額とする。
- (11) 複数の商店街等が共同又は協力をして「イベント事業」又は「活性化事業」を行う場合において、東京都が補助事業者に交付する補助金の額は、第1号から第9号までの額のそれぞれの範囲内で合計した額とする。

(12)「小額支援事業」については、補助対象経費の9分の5以内の額又は55万5千円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の8分の5の額が、55万5千円未満である場合においては、55万5千円を当該8分の5の額と読み替えた額とする。

2 補助事業者が商店街等に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1)「イベント事業」及び「活性化事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額以上を加えた額とする。

(2)前号にかかわらず、補助対象経費が1百万円以下の「イベント事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の1以上の額を加えた額とする。

(3)前2号にかかわらず、法人化商店街が実施する「活性化事業」については、商店街が設立された当該年度又は翌年度に限り、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の2以上の額を加えた額とする。

(4)「多言語対応事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の2以上の額を加えた額とする。

(5)「組織力強化事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の7分の4以上の額を加えた額とする。

(6)「小額支援事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の5分の3以上の額を加えた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別途定める期日までに、様式第1による補助金交付申請書を、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 補助金の交付決定の額は、商店街等が行う事業ごとの第5条第1項の規定により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)又はその補助金交付申請額のいずれか低い額を合計した額とする。

4 前条の規定による補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る第1項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、商店街等が行う事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに様式第3による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(商店街等が行う事業の内容変更等)

第10条 補助事業者は、商店街等が行う事業の名称、実施期間等の内容を変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ様式第4による変更等承認申請書を、必要な書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、商店街等が行う事業の遂行状況について、知事の要求があったときは速やかに書面により報告しなければならない。

(間接補助金の支払)

第12条 補助事業者は、商店街等から商店街等が行う事業が完了した旨通知を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、商店街等に間接補助金（補助事業者が補助金をその財源の一部として商店街等に交付する補助金をいう。以下同じ。）を支払うものとする。

2 前項に関わらず、補助事業者は事業の円滑な遂行のため必要と認める場合については、商店街等に対して概算払を行うことができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、原則、商店街等が行う事業の実施が完了した月の翌々月末又は翌会計年度で別途定める日のいずれか早い日までに、必要な書類等を添えて、様式第5による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る商店街等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、商店街等が行う事業ごとの第5条第1項の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又は第7条第3項に規定する額のいずれか

低い額を合計した額とする。

(補助金の支払等)

第15条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第8により報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者又は商店街等が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 第1項の規定は、第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 知事は、第14条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、商店街等が行う事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を商店街等が行う事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(間接補助金に付すべき条件)

第20条 補助事業者は、商店街等に間接補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。
- (2) 取得財産等については、商店街等が行う事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならないこと。
- (3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、補助事業者の承認を受けなければならないものとする。
- (4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者へ納付しなければならないこと。
- (5) 商店街等が行う事業の完了後、補助事業者から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備しなければならないこと。この場合において、公開期限は商店街等が行う事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

2 補助事業者は、商店街等が前項の規定に違反した場合は、書面等により速やかに都に報告しなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第21条 補助事業者は、知事が別に定める期日までに前条第3号の規定により承認をしようとする場合は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ様式第9による取得財産等処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、前条第4号の規定により補助事業者が納付を受けた収入の全部又は一部を納付させることができる。

(検査)

第22条 補助事業者は、知事が東京都職員をして商店街等が行う事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について報告を求めさせた場合、又は検査させた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第23条 第17条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第18条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者へ納付させなければならない。



- 2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第24条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第25条 第23条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（非常災害の場合の措置）

第26条 非常災害等による被害を受け、商店街等が行う事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

（補助事業者の事務処理）

第27条 補助事業者は、補助金に係る事務処理に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1）間接補助金に係る補助要綱等を整備すること。
- （2）補助金の交付申請を行う場合は、あらかじめ間接補助事業の内容について審査会等による審査を行い、事業効果等の検証を行うこと。ただし、イベント事業については、この限りでない。
- （3）商店街等が行う事業の完了後に行う審査業務において、適正な処理を行うよう努めるとともに、その内容について疑義があるときは速やかに知事に協議すること。
- （4）商店街等に対し、東京都の補助金を財源とする補助事業であることを明示し、周知を図ること。
- （5）商店街等に対し、共催による事業を奨励するよう努めること。

(その他)

第28条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月31日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第3条第9号関係）商店街等が行う事業

1 イベント事業

<p>(1)文化、歴史など地域資源を活かしたイベント                  ①季節のイベント（七夕、盆踊り、クリスマス等） ②スポーツイベント                  ③スタンプラリー、ウォークラリー                  ④各種フェスティバル、コンクール（コンサート、音楽祭、ストリートアート、シャッターアートコンクール等） ⑤地産地消イベント ⑥観光物産展 ⑦朝市、夜市</p>
<p>(2)資源リサイクル、環境対策に資するイベント                  ①エコキャンペーン（アルミ缶・ペットボトル等回収、エコバッグ配布、ごみゼロイベント等）                  ②クリーンキャンペーン（地域清掃イベント等） ③フリーマーケット ④リサイクル用品フェア</p>
<p>(3)地域福祉、健康に資するイベント                  ①高齢者用品フェア ②高齢者等を招待してのイベント ③健康フェスティバル</p>
<p>(4)防犯防災や生活安全に資するイベント                  ①防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント ③交通安全キャンペーン</p>

\* イベント事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

\* イベント事業は、1商店街当たり1カ年度に2回までとする。また、法人化商店街が実施する事業は、商店街が設立された当該年度又は翌年度から3カ年度に限り、1商店街当たり1カ年度に3回までとする。ただし、複数の商店街等による共催事業1回は、当該回数に含まないものとする。なお、第3条第2号ウ（エ）に規定する会則等を有していない商店街が実施する事業は、複数の商店街等による共催事業も含め、1カ年度に1回までとする。

\* 販売促進のために、チラシ、ポスター等の作成のみを行う事業は対象外とする。

2 活性化事業

<p>(1)施設を整備する事業                  ①街路灯整備、改修 ②カラー舗装 ③アーケードの設置・改修 ④アーチ整備、改修                  ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設、改修                  ⑧商店街事務所設置、改修 ⑨統一看板設置 ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備                  ⑫来街者用トイレ設置 ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭消火栓スタンドパイプの整備                  ⑮基本設計、実施設計</p>
<p>(2)IT機能の強化を図るための事業                  ①ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③デビットカード導入 ④IC多機能カード導入                  ⑤Eコマース導入 ⑥POSシステム導入 ⑦携帯電話による情報発信 ⑧顧客情報システム導入                  ⑨IT拠点整備</p>
<p>(3)顧客利便機能の強化を図るための事業                  ①お客様向け巡回バスの導入 ②タウンモビリティ導入 ③宅配事業 ④案内板設置</p>
<p>(4)コミュニティ機能の強化を図るための事業                  ①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等）                  ②安全パトロール事業 ③エコマネーの導入、調査                  ④エコ・リサイクル事業（ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等）</p>
<p>(5)組織力、経営力の強化を図るための事業                  ①活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調査 ④購買動向調査 ⑤消費者懇談会                  ⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成 ⑨振興組合化等支援 ⑩テナントミックス                  ⑪地域ブランド・商品開発                  ⑫空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等）</p>

\* 活性化事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

\* 第3条第2号ウ（エ）に規定する会則等を有していない商店街が実施する事業は、1カ年度に1回までとする。

別表 2 (第 4 条関係)

1 イベント事業の補助対象経費

区 分	摘 要
事業周知に要する経費	
会場設営及び運営委託に要する経費	
景品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
記念品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
出演料	
その他諸経費	

\* 1 百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

2 イベント事業の補助対象外とする経費

区 分	摘 要
役員や来賓等の特定の者に係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族（同一生計）に対して支出する経費	
共催団体に対して支出する経費	
景品及び記念品購入費のうち	
不特定多数の者にあらかじめ周知していない部分	
現金、宝くじ	
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給等
使用実績のないもの	天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く
補助事業に直接必要のない経費	

3 活性化事業の補助対象経費

区 分	摘 要
施設整備に要する経費	(駐車場・駐輪場整備に係る土地賃借料) 事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 月額30万円を限度とする。
I T機能の強化に要する経費	
顧客利便機能の強化に要する経費	
コミュニティ機能の強化に要する経費	(空き店舗活用事業に係る建物賃借料) 事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 月額30万円を限度とする。
組織力、経営力強化に要する経費	(空き店舗活用事業に係る人件費) 事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 事業実施に必要な業務を行うために商店街等が直接雇用する者に対して支払われる経費とする。 月額15万円を限度とする。
上記経費に係る事業に付随するイベントに要する経費	イベント事業の補助対象経費のとおり

\* 1 百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

\* 空き店舗活用事業における建物賃借料、人件費の起算日となる事業開始日とは、事業実施のための賃借料又は人件費いずれか早い方の支払が発生した月初をいい、各経費の補助期間の終期は同一とする。

4 活性化事業の補助対象外となる経費

区 分	摘 要
法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とした修繕、保守等に係る経費	
既存施設の消耗品の交換に係る経費	
土地の取得、賃借、造成、補償に係る経費	駐車場及び駐輪場整備に係る土地賃借料は除く
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給、専門家等に対する謝金、街路灯1基当たりの設置単価等
使用実績がないもの	
補助事業に直接必要のない経費	
イベントに係る経費	イベント事業の補助対象外とする経費のとおり



## 東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱実施細目

	14産労商地第1643号	平成15年3月26日
一部改正	16産労商地第2013号	平成17年3月30日
一部改正	17産労商地第1914号	平成18年3月28日
一部改正	19産労商地第2310号	平成20年3月14日
一部改正	20産労商地第1877号	平成21年3月19日
一部改正	21産労商地第2056号	平成22年3月1日
一部改正	22産労商地第2378号	平成23年4月1日
一部改正	23産労商地第2504号	平成24年3月1日
一部改正	24産労商地第833号	平成24年7月10日
一部改正	24産労商地第2546号	平成25年3月4日
一部改正	25産労商地第2550号	平成26年3月19日
一部改正	26産労商地第2428号	平成27年3月31日
一部改正	27産労商地第3110号	平成28年4月1日
一部改正	28産労商地第2154号	平成29年3月30日
一部改正	29産労商地第2261号	平成30年3月29日

1 東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条関係

- (1) 第3条第2号イに規定する「事業協同組合」については、同条第2号ウに該当するものとする。
- (2) 第3条第2号ウ（エ）に規定する「会則等」については、会則又は規約並びに役員名簿並びに24箇月分の決算書及び関係帳簿とする。
- (3) 第3条第6号の規定に係る別表1に例示する「2活性化事業」の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
  - ア 「改修」とは、法定耐用年数を満了した既存施設について、当該施設の機能を高め、又は耐久性を増すための改良及び商店街活性化に資する改良とし、経常的経費のみや機

能維持のみの事業は対象としない。

イ 「空き店舗等を活用した事業」とは、空き店舗の取得又は建替に係る事業は対象としない。

(4) 第3条第6号アに規定する「内容が経常的な性格を有する事業」とは、継続的又は定期的に発生する保守料及び使用料等に係る事業、法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とする修理又は保守に係る事業等をいう。

(5) 第3条第12号に規定する「小額支援事業」の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

ア 当該年度において、同条第7号から同条第11号までに規定する事業及び東京都地域連携型商店街事業について補助金の交付申請を行う場合又は前年度において、同補助金の交付を受けた場合は、本事業の間接補助金の交付申請を行うことはできないものとする。

イ 本事業の間接補助金の交付申請は、年度内において1商店街当たりイベント事業及び活性化事業各々1回までとする。なお、同一商店街が交付申請を行うことができるのは、継続した2ヵ年までとする。

ウ 共催による実施はアの要件を満たした商店街同士の申請に限り認めるものとする。

エ 「防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて」とは、地域実情又は商店街の立地・環境に鑑み、当該区市町村が相応しいと判断できる場合をいう。

オ 「小規模な事業」とは、総事業費100万円以下の事業をいう。

## 2 要綱第4条関係

(1) 第4条に規定する「知事が特に必要かつ相当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。

(2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる経費から除くものとする。

## 3 要綱第5条関係

(1) 第5条第2項第2号に規定する「同額の3分の1以上の額」とは、東京都が補助事業者に交付する補助金の額の3分の1の額（1千円未満の端数は切り捨て）以上の額をいう。

(2) 第5条第2項第3号に規定する「同額の3分の2以上の額」とは、東京都が補助事業者に交付する補助金の額の3分の2の額（1千円未満の端数は切り捨て）以上の額をいう。

(3) 第5条第2項第4号に規定する「同額の3分の2以上の額」とは、東京都が補助事業者に交付する補助金の額の3分の2の額（1千円未満の端数は切り捨て）以上の額をいう。

(4) 第5条第2項第5号に規定する「同額の7分の4以上の額」とは、東京都が補助事業者に交付する補助金の額の7分の4の額（1千円未満の端数は切り捨て）以上の額をいう。

(5) 第5条第2項第6号に規定する「同額の5分の3以上の額」とは、東京都が補助事業者に交付する補助金の額の5分の3の額（1千円未満の端数は切り捨て）以上の額をいう。

## 4 要綱第6条関係

第6条に規定する補助金交付申請書に添付する「必要な書類」とは、当該区市町村の補助金交付要綱等をいう。

## 5 要綱第13条関係

第13条に規定する「必要な書類等」とは、次に掲げるものをいう。



- ア 区市町村が商店街等に間接補助金を支払ったことを確認できる書類の写し
- イ 業者選定を行った場合にその経過がわかる書類
- ウ 事業の成果がわかるものその他必要に応じ、前記2に係る書類

6 要綱第14条関係

第14条第2項に規定する「第5条第1項の規定により算出する額」は、補助金交付決定時と同様の算出方法を用いて得た額をいう。

7 要綱第15条関係

第15条第1項に規定する「知事が特に必要があると認める経費」とは、契約により、工事若しくは製造その他について請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前に代価の一部を支払う必要があると認められる場合をいう。

8 要綱第21条関係

(1) 第21条第1項に規定する「知事が別に定める期日」とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第一」による耐用年数の経過した日とする。

(2) 第21条第1項に規定する「承認をしようとする場合」は、「補助金等交付財産の財産処分承認基準(平成23年6月1日付23財主財第38号)」による承認基準に準じて取り扱うものとする。

耐用年数表（抜粋）

構造又は用途（細目）	耐用年数
アーケード又は日よけ設備（主として金属製のもの）	15年
舗装道路及び舗装路面（コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの）	15年
金属造のもの（街路灯、ガードレール）	10年
事務機器及び通信機器（電子計算機〈パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）〉）	4年
ソフトウェア（その他のもの）	5年



**東京都商店街チャレンジ戦略支援事業**  
**補助金交付事務マニュアル**

【平成30年度版】

東 京 都

平成30年4月



## 【事務担当者の責務】

補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正、かつ、有効に使用されるよう努めなければならない。

(東京都補助金等交付規則第3条)

事務担当職員は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が都民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

(東京都補助金等交付規則の施行について(五)の(1))

事務担当職員は、補助金等の交付に関する一切の事務を不当に遅延させ、または補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて、不当に補助事業者等に対し、干渉してはならないものであること。

(東京都補助金等交付規則の施行について(五)の(2))

## ＜参考＞

各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第1項)

補助事業者等及び間接補助事業者は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うよう努めなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第2項)

## 【事業の目的】

この補助金は、区市町村がまちづくりの視点から策定した商店街振興プランに基づき、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く都内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱〈以下「要綱」という。〉第2条）

## 〈区市町村商店街振興プラン〉

都は、平成13年3月に地域コミュニティの核として新しい商店街づくりの振興を図るため、「東京都21世紀商店街づくり振興プラン」を策定した。

このプランでは、地域社会の中で、商店街が「地域コミュニティの核となるプラットフォームホーム」として、その役割・機能を実現していくため、商店街が自ら取り組む「8つの戦略」を提示するとともに、21世紀型商店街づくりを実現していくために、都と区市町村及び関係団体等のそれぞれの役割を明らかにした。

区市町村は、まちづくりの視点を導入した商店街振興の全体計画を策定し、これに基づいて、主体的に事業を展開していくこととし、都は、区市町村の「商店街振興プラン」の策定を支援するとともに、このプランに基づき区市町村が取り組む商店街振興事業に対する支援策の再構築を図ることとした。

都は、「区市町村商店街振興プランの策定に関する指針」を示し、それを受け、平成13年度及び14年度において、商店街振興を行う全ての区市町村は「商店街振興プラン」を策定した。

## **I 実施主体(要綱第3条)**

本事業の実施主体となる「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

### **1 商店街**

#### **(1)商店街振興組合法により設立された商店街振興組合**

#### **(2)中小企業等協同組合法により設立された事業協同組合**

本事業が商店街の振興を図る事業であることに鑑み、主に区市町村における商店街振興組合を代替する事業協同組合、又は下記(3)の①から④の事項に照らし、区市町村が商店街と認める事業協同組合とし、業種別団体と見做されるものは対象外とする。

#### **(3)次の事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの**

- ①当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
  - ②社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
  - ③当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
  - ④当該区域で活動を行うための会則等を有していること。
- ※「会則等」＝会則又は規約、役員名簿、24箇月分の決算書及び関係帳簿

### **2 商店街の連合会**

#### **(1)商店街振興組合法により設立された商店街振興組合連合会**

#### **(2)中小企業等協同組合法により設立された事業協同組合連合会**

#### **(3)上記以外で、区市町村単位に組織された商店街連合会**

### **3 商工会、商工会連合会及び商工会議所**

小規模企業者に対する経営改善普及事業を行う主体としてではなく、商店街振興事業を行う主体となる場合に実施主体となる。

## II 商店街等が行う事業(要綱第3条)

本事業の補助対象となる、区市町村が補助を行う「商店街等が行う事業」とは、商店街等が自ら企画し実施する次に掲げる事業をいう。

### 1 イベント事業

#### (1)対象となるイベント事業

- ①商店街が単独で行う行事に係る事業
- ②複数の商店街が共同で行う行事に係る事業
- ③商店街等の団体が行う行事に係る事業  
※「商店街等の団体」＝連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所
- ④商店街又は商店街等の団体が上記①から③の行事に参加する事業

#### (2)行事の要件

- ①当該商店街の街区内で行うものであること。(商店街等の団体を除く)
- ②連続する期間に行われるものであること。

#### (3)対象回数

1 商店街当たり 1 ヶ年度に 2 回までとする。また、法人化商店街が実施する事業は、商店街が設立された当該年度又は翌年度から 3 ヶ年度に限り、1 商店街当たり 1 ヶ年度に 3 回までとする。ただし、複数の商店街等による共催事業 1 回は、当該回数に含まないものとする。

また、「会則等」を有していない任意商店街が実施する事業は、複数の商店街等による共催事業も含め、1 ヶ年度に 1 回までとする。

なお、1 事業の考え方は各区市町村の判断によるものとする。

#### (4)事業内容

商店街等からの提案により内容を定める事業であり、主な内容は下記のとおりとする。(販売促進を目的としたチラシ・ポスター等の作成のみを実施する事業は対象外とする。)

<b>1 文化、歴史など地域資源を活かしたイベント</b> ①季節のイベント(七夕、盆踊り、クリスマス等) ②スポーツイベント ③スタンプラリー・ウォークラリー ④各種フェスティバル、コンクール(コンサート、ストリートアート等) ⑤地産地消イベント ⑥観光物産展 ⑦朝市・夜市
<b>2 資源リサイクル、環境対策に資するイベント</b> ①エコキャンペーン(アルミ缶等回収、エコバッグ配布、ごみゼロイベント等) ②クリーンキャンペーン(地域清掃イベント等) ③フリーマーケット ④リサイクル用品フェア
<b>3 地域福祉、健康に資するイベント</b> ①高齢者用品フェア ②高齢者等を招待してのイベント ③健康フェスティバル
<b>4 防犯防災や生活安全に資するイベント</b> ①防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント ③交通安全キャンペーン



## 2 活性化事業

### (1)対象回数

「会則等」を有していない任意商店街が実施する事業は、複数の商店街等による共催事業も含め、1か年度に1回までとする。

### (2)事業内容

施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業で、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、主な内容は下記のとおりとする。

<b>1 施設を整備する事業</b> ①街路灯整備、改修 ②カラー舗装 ③アーケードの設置・改修 ④アーチ整備、改修 ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設、改修 ⑧商店街事務所設置、改修 ⑨統一看板設置 ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備 ⑫来街者用トイレ設置 ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭消火栓スタンドパイプの整備 ⑮基本設計、実施設計
<b>2 IT機能の強化を図るための事業</b> ①ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③デビットカード導入 ④IC多機能カード導入 ⑤Eコマース導入 ⑥POSシステム導入 ⑦携帯電話による情報発信 ⑧顧客情報システム導入 ⑨IT拠点整備
<b>3 顧客利便機能の強化を図るための事業</b> ①お客様向け巡回バスの導入 ②タウンモビリティ導入 ③宅配事業 ④案内板設置
<b>4 コミュニティ機能の強化を図るための事業</b> ①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等） ②安全パトロール事業 ③エコマネーの導入、調査 ④エコ・リサイクル事業（ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等）
<b>5 組織力、経営力の強化を図るための事業</b> ①活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調査 ④購買動向調査 ⑤消費者懇談会 ⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成 ⑨振興組合化等支援 ⑩テナントミックス ⑪地域ブランド・商品開発 ⑫空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等）

## 3 小額支援事業

小額支援事業とは、イベント事業及び活性化事業のうち、防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて小規模な事業を実施する場合、特別に支援する事業をいう。当事業は、これまで商店街活動を実施できなかった商店街が活動再開のきっかけとして利用し、活動が軌道に乗るまでの間の利用を想定している。

### (1)利用要件

当該年度又は前年度にイベント事業、活性化事業等の商店街チャレンジ戦略支援事業の各事業（小額支援事業を除く）の申請を行っていないこと。

### (2)利用回数

当事業は、1商店街につき、1か年度にイベント事業及び活性化事業各々1回まで利用できる。また、事業はそれぞれ2か年連続で実施することが出来る。

ただし、イベント事業及び活性化事業を同年度に開始する必要はない。  
なお、3年目以降は、通常のイベント事業、活性化事業での申請となる。  
(利用のない年度をはさんでも、再度当事業の申請をすることはできない)

#### 4 補助対象とならない事業

##### (1)内容が経常的な性格を有する事業

継続的又は定期的に発生する保守料及び使用料等に係る事業、法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とする修理又は保守に係る事業等をいう。具体的には以下の事業等が考えられる。

- ①電灯料
- ②定期的に行う商品券の作成費
- ③機器類の修理
- ④建物等維持管理費
- ⑤管理運営費

##### (2)商品券等の特典又は割引を付加する事業

本事業の目的は「商店街としての活動」を支援することであり、個々の店舗における顧客との取引そのものを支援対象としていない。商品券のプレミアム分や割引券の割引分などの経費を単に負担するだけの事業は、「商店街等が行う事業」から除外される。

##### (3)他の補助金を一部財源とする事業

国庫補助金の他、本事業以外の都及び区市町村補助金や第三セクター等からの補助金を事業の一部財源とする事業をいう。

##### (4)事業に係る全ての業務を委託する事業

本事業は、商店街等が活性化を図るため自らが主体的に行う事業を支援するものであることから、委託業者への丸投げ事業は補助対象としない。  
ただし、ホームページの作成等、事業の性格に鑑み、委託料以外の経費の支出が不要であると判断される場合は、この限りではない。

##### (5)複数年連続した同一内容・同一実施主体の活性化事業

活性化事業は商店街施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業であり、実施にあたり施設整備を行うという初期投資的意味合いが強い。  
そのため活性化事業（組織力強化事業を除く）においては、複数年度連続して同じ内容・同じ実施主体が行う事業への補助を原則として認めない。

#### 5 活性化事業を街区外において実施する場合

本事業は、原則として街区外において実施するものとする。  
ただし、区市町村が、事業を街区外で実施することが適当であると判断し、かつ事業の実施範囲を明確に規定している場合は、この限りではない。

## 6 商工会・商工会議所が行う事業の取扱い

商工会、商工会議所は、旧中心市街地活性化法におけるTMOとして商店街活性化事業を行うことを前提として補助対象者としていたため、商店街活性化事業であることが明らかでなければ補助対象者とはならない。

従って、市町村（区は東京商工会議所の支部単位となるため申請できない）内の商店街全体を巻き込んだ事業、あるいは特定の商店街でモデル的に実施する事業などの商店街を活性化するための事業に限定する。

※本来、市町村が行うべき事業を代替する事業や小規模小売商業者に対する経営改善普及事業に類する事業、商連から事業を受託して行う事業は申請できない。

### (1) 小規模企業対策事業の性格

#### ① 目的

小規模企業者を対象とし、商工会・商工会議所等に設置する経営指導員等が実態に即した経営指導や各種の施策・制度の普及をすることにより、小規模企業者の経営・技術の改善発達を図り、健全な企業として育成することを目的としている。

#### ② 内容

経営相談、講習会開催、後継者育成、販路開拓、創業・経営革新推進等

### (2) 「商工会等」が行う商店街事業の例示

#### ① イベント事業

ア 商工会等が事務局となり、市内商店街全体の活性化を図る行事を行う。

→ ○ 対象となる。

イ 地域の商店街が行う行事に商工会が負担金を払い、参加する。

→ × 商工会等の負担金の額は、本来負担できる範囲で定めるべきものであるため対象としない。

#### ② 空き店舗対策事業

ア 市内商店街に存在している空き店舗を借り上げ、創業を目指すものに安価で貸し付け、商店街機能の回復を目指す事業

→ △ パイロット的に行う事業であれば対象とするが、経常的に行われる事業は対象とはしない。

イ 小さな商店街に代わり、商工会が空き店舗を借り上げ、不足業種等を誘致し、商店街の活性化を目指す事業

→ ○ 対象となる。

#### ③ 人材育成事業

→ × 商工会等が行う経営改善普及事業であるため対象としない。

### III 補助金の交付対象(要綱第4条)

補助金は、商店街等が行う事業に必要な下記に掲げる経費であって、区市町村が商店街等に補助する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認める（使途、単価、規模等の確認できる）ものについて、予算の範囲内において、区市町村に交付する。

#### 1 イベント事業

##### (1)補助対象経費

区 分	摘 要
事業周知に要する経費	
会場設営及び運営委託に要する経費	
景品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
記念品購入費	
出演料	
その他諸経費	

※注意 1百万円以上の経費については、複数業者(原則3社以上)からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

##### (2)補助対象外経費

区 分	摘 要
役員や来賓者等の特定の者に係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)に対して支出する経費	
共催団体に対して支出する経費	
景品及び記念品購入費のうち	
不特定多数の者にあらかじめ周知していない部分	
現金、宝くじ	
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給等
使用実績のないもの	天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く
補助事業に直接必要のない経費	

天災地変の場合で、使用実績がないものを補助対象とする可能性がある場合は、変更等承認が必要になる場合があるので、必ず事前に都に連絡すること。連絡がない場合、使用実績がない分については補助対象外とする。

### **(3)景品及び記念品に係る留意点**

- ①事前にチラシ等で不特定多数の者に周知し、かつ配布数を明記した個数を補助対象とし、事前周知のない又は事前周知の個数を超える部分は対象外とする。
- ②補助対象とする景品単価及び景品総額については、各区市町村の判断によるものとする。なお、「不当景品類及び不当表示防止法」等関係法令の遵守に十分留意すること。
- ③イベント期間限定のスタンプ事業等ではなく、通年事業として実施しているスタンプ事業等に係る経費は、内容が経常的な性格を有する事業に係る経費であることから、原則対象外とする。(VI質疑応答集参照)

### **(4)ホームページを活用した周知に係る留意点**

ホームページを活用した周知については、イベント専用のホームページの新設または専用ホームページの更新のみを対象とし、既存の商店会ホームページの更新については経常的経費と判断し、補助対象外とする。

イベント専用のホームページの新設とは、(イベント名).comといったイベント限定ドメインを取得したものや、通常の商店会ホームページの表示とは異なる形でイベントページが新たに出現するものをいう。

### **(5)商品券等に係る留意点**

- ①「商品券の販売」については、経常的な性格を有する経費を除外する観点から新規又はリニューアルを対象に活性化事業で取組むものとして区別されている。イベント事業において商品券の販売が行われても補助対象としない。
- ②商品券等の「プレミアム分」や「割引分」については、個々の店舗における取引そのものを事業の対象とはしていないことから、補助対象としない。

## 2 活性化事業

### (1) 補助対象経費

区 分	摘 要
施設整備に要する経費	<p>(駐車場・駐輪場整備に係る土地賃借料)</p> <p>○事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。</p> <p>○月額30万円を限度とする。</p>
I T機能の強化を図るための事業に要する経費	
顧客利便機能の強化を図るための事業に要する経費	
コミュニティ機能の強化に要する経費	
組織力、経営力の強化を図るための事業に要する経費	<p>(空き店舗活用事業に係る建物賃借料)</p> <p>○事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。</p> <p>○月額30万円を限度とする。</p> <p>(空き店舗活用事業に係る補助員の賃金)</p> <p>○事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。</p> <p>○事業実施に必要な業務を行うために商店街等が直接雇用する者に対して支払われる経費とする。</p> <p>○月額15万円を限度とする。</p>
上記経費に係る事業に付随するイベントに要する経費	イベント事業の補助対象経費のとおり

**\*1百万円以上の経費については、複数業者(原則3社以上)からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。**

**\*空き店舗活用事業における建物賃借料、人件費の起算日となる事業開始日とは、事業実施のため賃借料又は人件費いずれか早い方の支払が発生した月初をいい、各経費の補助期間の終期は同一とする。**

## (2)補助対象外経費

区 分	摘 要
法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とした修繕、保守等に係る経費	
既存施設の消耗品の交換に係る経費	
土地の取得、賃貸、造成、補償に係る経費	駐車場及び駐輪場整備に係る土地賃借料は除く。
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給、専門家等に対する謝金、街路灯1基当たりの設置単価等
使用実績がないもの	
補助事業に直接必要のない経費	
イベントに係る経費	イベント事業の補助対象外とする経費のとおり

## (3)施設整備事業の留意点

### ①施設の設置に係る工事費について

商店街の活性化事業に供され、又は商店街の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設の建設又は取得に要する経費を補助対象とする。施設の敷地となる土地の取得、賃借（駐車場・駐輪場用地借上げのための土地賃借料は除く）、造成、補償に要する経費は補助対象から除く。

### ②施設の改修について

本事業で補助対象とする改修等は次のとおりとする。

ア 「改修（資本的支出）」は、既存施設の使用可能期間を延長させ、又は価値を増加させるものである場合に、補助対象とする。

（例：アーケードの耐震補強工事や全体のリニューアル工事など構造自体を改良するもの）

イ 「改修に準じた修繕」は、上記アには該当しないが、商店街の活性化に寄与するもので、以下に限定列举したものを補助対象とする。

- ・デザインの変更を伴うもの

（例：アーケード、アーチの看板交換、街路灯の灯具交換など構造自体を改良しないもの）

- ・上記内容に付随する経常的及び機能維持に係る経費

- ・既存施設（アーケード、アーチ、街路灯）の塗装や柱の根巻き補修

ウ 対象となる施設は、交付申請時点で設置時からの耐用年数が満了しているものとする。ただし、アーケードの再塗装については、街路灯の再塗装のケースと同等の取扱いとし、設置後10年を経過したものとする。

- エ 「経常的経費のみの事業」に係る経費は、補助対象外とする。  
 (例：定期的な点検や清掃のみ、街路灯の電球交換のみの事業)
- オ 「既存施設の修繕や保守などの機能維持のみの事業」に係る経費は補助対象外とする。  
 (例：街路灯の自動点滅器の交換のみ、アーケードの配電盤の交換のみ)
- カ 「改修(資本的支出)」を実施した場合は、財産処分制限の対象となるが、「改修に準じた修繕」を実施した場合は、当該制限の対象とはならない。ただし、次期「改修に準じた修繕」までの期間については、区市町村において適切な期間を設定すること。
- キ 「改修(資本的支出)」を実施した場合は、固定資産台帳等にて改良箇所がわかるように記録するものとする。

### 耐用年数表

構造又は用途(細目)	耐用年数
アーケード又は日よけ設備(主として金属製のもの)	15年
舗装道路及び舗装路面 (コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの)	15年
金属造のもの(街路灯)	10年
事務機器及び通信機器(電子計算機〈パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)〉)	4年
ソフトウェア(その他のもの)	5年

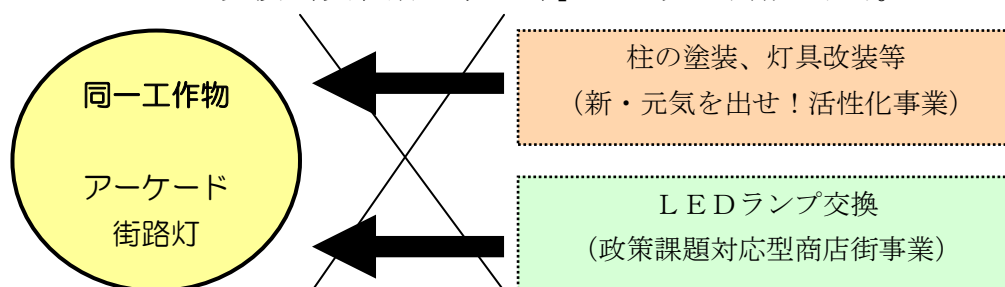


### ③政策課題対応型商店街事業との同年度申請について

街路灯・アーケードについての改修内容を分割し、一方を活性化事業（新・元気を出せ！商店街事業）として、もう一方を政策課題対応型商店街事業として、同一年度に申請することはできない。

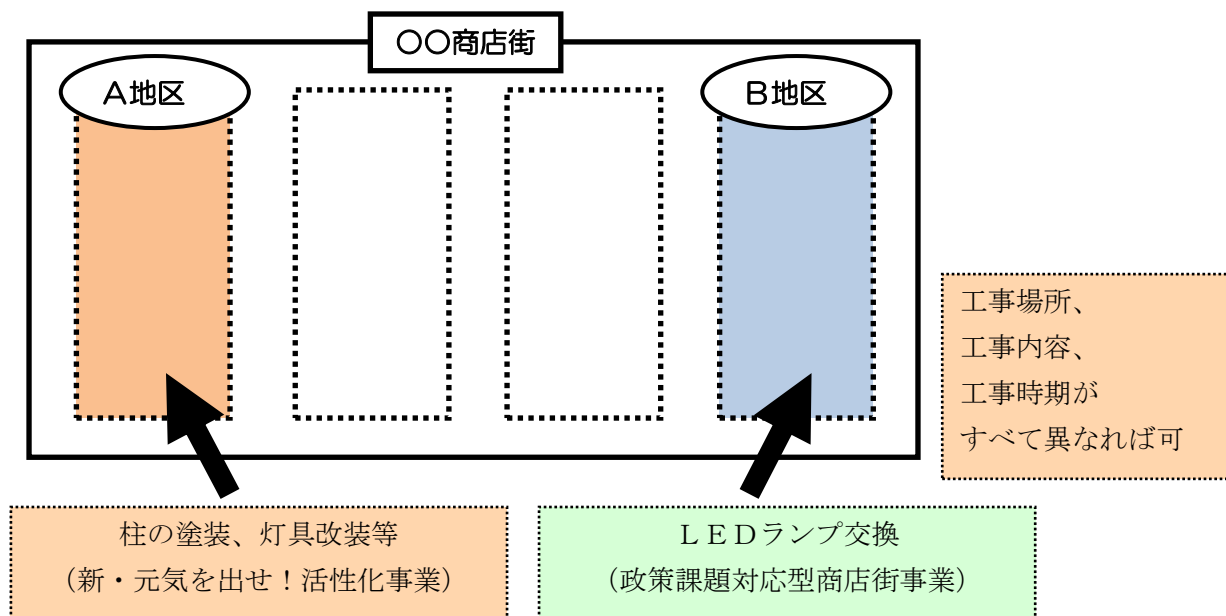
（別々の事業として申請する場合は、各々の申請年度を別にすることが必要。）

（例）同一工作物における「街路灯の柱の塗装等の改修（活性化事業）」と「LEDランプ交換（政策課題対応型）」のような申請は不可。



なお、同一商店街の中で複数地区の工事を行う場合、工事場所、工事内容、工事時期がすべて異なれば、活性化事業（新・元気を出せ！商店街事業）と政策課題対応型事業を同一年度に申請できる。

（例）



### (4)カード端末機、ホームページ開設事業の留意点

①事業実施にあたって、商店街等が導入計画を策定していること。

なお、ランニングコスト、再投資などの後年度負担を勘案し、費用対効果についても内部で十分検討されていることを前提とする。

②補助対象経費は、事業に直接必要な設備、機器に係る経費とする。

③継続的、定期的な保守料や使用料等のランニングコストは補助対象としない。

④補助金を利用して取得する備品類は、商店街等の財産として適切に管理・運

営できるものに限る。なお、端末機等は購入単価の多寡に関わらず「備品」として管理すること。

- ⑤ホームページ開設については、新設または完全な作り替えのみを対象とし、単なる更新（一部機能の追加も含む）については経常的経費と判断し、補助対象外とする。
- ⑥すでにホームページを持っている商店街が新たなホームページを立ち上げる場合、ホームページ開設後5年間は補助を認めない（上記耐用年数表のソフトウェア「その他のもの」部分5年を適用）。  
ただし、多言語対応事業として、既存のホームページに多言語機能を付加する場合を除く（その場合、多言語対応事業を利用後5年間は補助を認めない。）

#### **(5)商品券等発行事業の留意点**

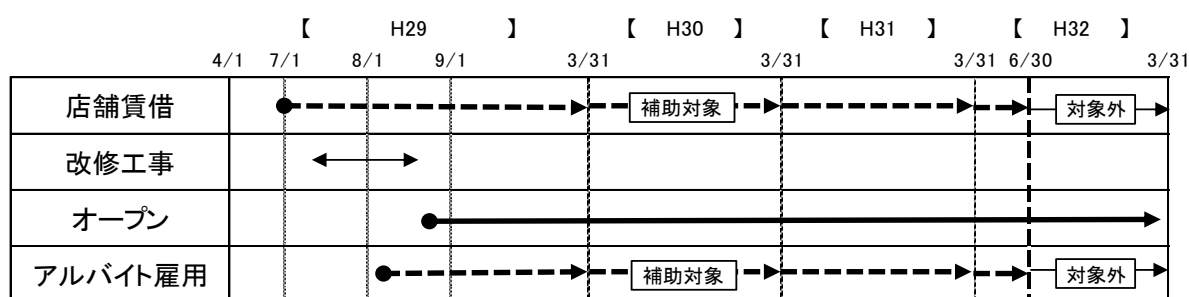
- ①商店街等の活性化を図るために新たに発行を開始するもの、又は既に発行されている商品券をリニューアルするものであること。
- ②商品券発行事業に直接必要な計画策定、デザイン、印刷（当該年度に発行可能な部分のみ）及び広告宣伝等の関連事業経費を補助対象とする。
- ③商品券等の「プレミアム分」や「割引分」については、個々の店舗における取引そのものを事業の対象とはしていないことから、補助対象としない。

## (6) 空き店舗に係る事業の留意点

- ① 商店街内の空き店舗を活用した事業で、家賃、補助員の賃金（事業開始日から36ヶ月を限度）、施設改修が補助対象となる。また、家賃については月額30万円（補助額は10万円）、補助員の賃金については月額15万円（補助額は5万円）までの部分が補助対象となる。
- ② 空き店舗の取得又は建替に係る事業は補助対象としない。
- ③ 空き店舗を借り上げて、チャレンジショップ等第三者に有償で貸す場合は、賃借料と賃貸料の差額部分を補助対象とする。
- ④ 空き店舗を活用して設置する「保育施設」とは、認可保育所、都認証保育所、子育て支援センター、一時保育サービス施設、親子交流施設等が考えられる。
- ⑤ 空き店舗を活用して設置する「高齢者向け施設」とは、高齢者交流施設、高齢者生活支援サービス施設等が考えられる。

### ※ 事業開始日についての考え方

事業を行うために空き店舗賃借料を支払い始めた月又は人件費を払い始めた月のうち早い方から36ヶ月とし、もう一方の経費の起算も同様とする。



- ・ 店舗賃借料補助期間 : H29.7~H32.6 (36ヶ月分を補助)
- ・ 人件費補助期間 : H29.8~H32.6 (35ヶ月分を補助)

## (7) 個店支援事業の留意点

- ① 商店街自らが、商店街全体の活性化を牽引できる個店づくりに取り組む事業を補助対象とする。
- ② 個店への支援は、個人の財産に対する公金の投入となる場合も考えられ、公平性の観点から無原則で行うことはできない。従って、商店街が行う個店支援事業であっても、単なる個店の改修や財産取得など、明らかに商店街の活性化とは内容を異にする事業について補助対象事業とすることはできない。
- ③ 具体的な事業例は以下のとおりである。
  - ア 空き店舗を活用した創業支援事業（空き店舗事業の留意点を参照）
    - チャレンジショップ事業やテナントミックス事業を含め、空き店舗スペースを「創業支援スペース」として活用する事業
  - イ ファサード整備事業
    - 商店街イメージの統一化を図るため、商店街区内に立地する店舗の道路に面した前面を整備する事業

ウ 店舗支援事業

- 商店街が掲げるテーマ（ねらい）に沿った取組を行う個店等に対して  
商店街が支援するハード・ソフト事業

**(8)活性化事業における収益事業の例示**

空き店舗事業、施設整備事業等において、収益が発生するに事業については、公益と私益のバランスを十分考慮した上で、下記のとおり取り扱う。

①駐車場・オムツ替え施設・トイレ・チャレンジショップ

- ○ 補助対象の施設そのものを使用し、収益を上げるものであるが、商店街利用者の利便性向上が図られるなど公共性・公益性が高く、私益性より公益性が上回るため収益が発生しても補助対象となりうる。

②大規模な電子広告等、大きな収入が発生する事業

- × 企業広告を導入することを前提とした案内看板の設置等、補助対象の施設そのものを使用し、事業完了により相当の収益が生ずると認められるような事業については、補助対象となった初期投資に係る経費を、運営していく中で十分賄うことができ、公益性より私益性が上回るため、補助対象外とする。

③オリジナルグッズ等を開発・作成する事業

- △ 企画・デザイン費等の初期投資に係る経費のみを補助対象とし、販売目的のグッズ製造に係る材料費等は補助対象外とする。ただし、無料配布を目的とし、当該事業において配布可能な分に係る材料費についてはこの限りでない。

## 補助金の額(要綱第5条)

### 1 イベント事業

#### (1)補助金の額及び補助限度額

区 分	補助金の額	補助限度額
イベント事業 (100万円以下)	補助対象経費の 1/2以内	—
イベント事業 (100万円超)	補助対象経費の 1/3以内	300万円
小額支援事業 (総事業費100万円以下)	補助対象経費の 5/9以内	55万5千円
小額助成 (任意商店街)	補助対象経費の 1/3以内	20万円

#### (2)補助限度額の読み替え

①区市町村が定める補助限度額の1/2が300万円未満の場合

→区市町村が定める補助限度額×1/2の額

②小額支援事業

区市町村が定める補助限度額の5/8が55万5千円未満の場合

→区市町村が定める補助限度額×5/8の額

③小額助成(任意商店街)

区市町村が定める補助限度額の1/2が20万円未満の場合

→区市町村が定める補助限度額×1/2の額

#### (3)区市町村が商店街等に交付する補助金の額

①イベント事業(100万円以下)

東京都が交付する補助金	+	東京都が交付する補助金 × 1/3
-------------	---	----------------------

②イベント事業(100万円超・小額助成)

東京都が交付する補助金	+	東京都が交付する補助金 と同額
-------------	---	--------------------

③小額支援事業（総事業費100万円以下）

東京都が交付する補助金	+	東京都が交付する補助金 × 3 / 5
-------------	---	------------------------

※区市町村が商店街等に交付する補助金の額は、「東京都が交付する補助金」の額に、それぞれ事業ごとに定める金額以上を加えて交付することをいう。

## 2 活性化事業

### (1)補助金の額及び補助限度額

区 分	補助金の額	補助限度額
活性化事業	補助対象経費の 1 / 3 以内	5, 000 万円
活性化事業 (会則等を有する任意商店街が実施する場合)	補助対象経費の 1 / 3 以内	1, 000 万円
組織力強化事業	補助対象経費の 7 / 12 以内	2, 000 万円
多言語対応事業	補助対象経費の 1 / 2 以内	500 万円
法人化商店街実施事業	補助対象経費の 1 / 2 以内	7, 500 万円
小額支援事業 (総事業費100万円以下)	補助対象経費の 5 / 9 以内	55万5千円
小額助成 (任意商店街)	補助対象経費の 1 / 3 以内	20 万円

### (2)補助限度額の読み替え

①活性化事業

区市町村が定める補助限度額の1 / 2が5, 000万円未満の場合  
→区市町村が定める補助限度額×1 / 2の額

②活性化事業（会則等を有する任意商店街が実施する場合）

区市町村が定める補助限度額の1 / 2が1, 000万円未満の場合  
→区市町村が定める補助限度額×1 / 2の額

③組織力強化事業

区市町村が定める補助限度額の7/11が2,000万円未満の場合  
→区市町村が定める補助限度額×7/11の額

④多言語対応事業

区市町村が定める補助限度額の3/5が500万円未満の場合  
→区市町村が定める補助限度額×3/5の額

⑤法人化商店街実施事業

区市町村が定める補助限度額の3/5が7,500万円未満の場合  
→区市町村が定める補助限度額×3/5の額

⑥小額支援事業

区市町村が定める補助限度額の5/8が55万5千円未満の場合  
→区市町村が定める補助限度額×5/8の額

⑦小額助成（任意商店街）

区市町村が定める補助限度額の1/2が20万円未満の場合  
→区市町村が定める補助限度額×1/2の額

**(3)区市町村が商店街等に交付する補助金の額**

①活性化事業（小額助成も含む）

東京都が交付する補助金	+	東京都が交付する補助金 と同額
-------------	---	--------------------

②組織力強化事業

東京都が交付する補助金	+	東京都が交付する補助金 ×4/7
-------------	---	---------------------

③多言語対応事業

東京都が交付する補助金	+	東京都が交付する補助金 ×2/3
-------------	---	---------------------

④法人化商店街実施事業

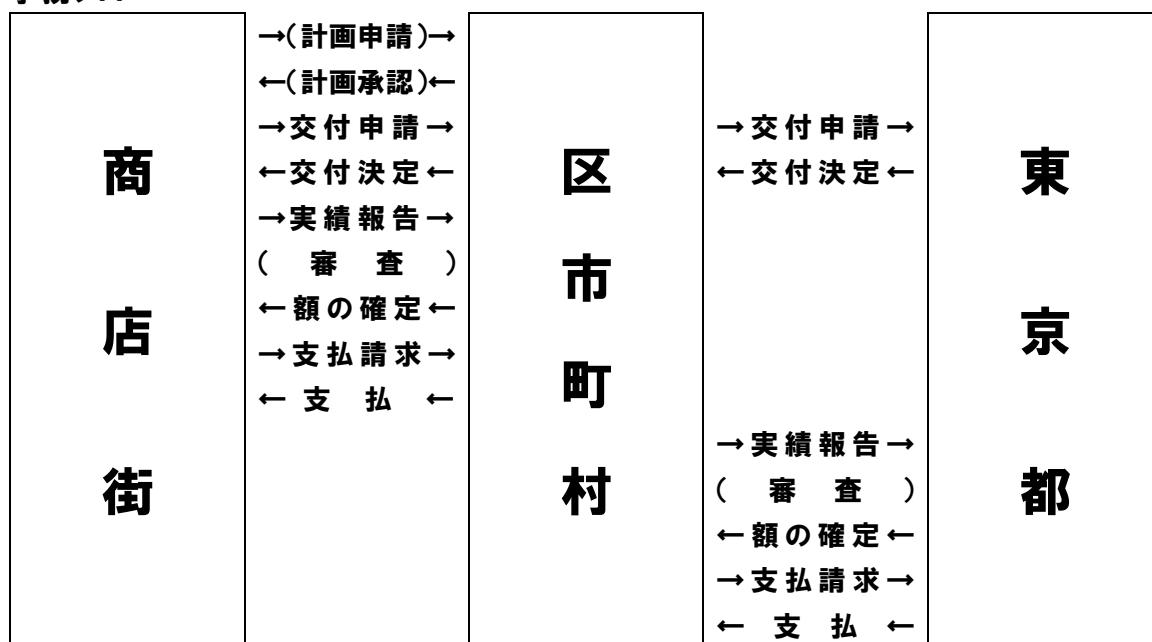
東京都が交付する補助金	+	東京都が交付する補助金 ×2/3
-------------	---	---------------------

⑤小額支援事業（総事業費100万円以下）

東京都が交付する補助金	+	東京都が交付する補助金 ×3/5
-------------	---	---------------------

## V 補助金交付申請事務(要綱第6条、第7条、第10条、第13条、第14条、第22条)

### 1 事務フロー



### 2 スケジュール

実 施 区 分	実 施 期 日
補 助 金 交 付 申 請 日	4 月 1 日
( 補 助 金 交 付 申 請 期 限 )	( 4 月 <u>13</u> 日 )
補 助 金 交 付 決 定 日	4 月 1 日
実 績 報 告 書 提 出	交付決定後、 商店街等の事業完了月の翌々月末又は 翌会計年度で別途定める日（4月上旬） のいずれか早い日

※法人化商店街実施事業については、随時

- (1) 区市町村は、活性化事業の補助金交付申請を行う場合は、あらかじめ間接補助事業の内容について審査会等による審査を行い、事業効果等の検証を行う。また、イベント事業の補助金交付申請を行う場合は、より効果的に実施されるよう、活性化事業と同様の措置をとることが望ましいが、補助金交付申請書に事業実施後の具体的な数値目標（来街者数、参加団体数等）を記載することにより代替する。
- (2) 補助金の追加交付申請は、年度当初の申請状況及び交付決定後の執行状況を踏まえ実施する。



### 3 補助金交付申請書の提出

区市町村は、都が指定した期日までに補助金交付申請書に下記書類等を添えて都に提出する。ただし、法人化商店街実施事業については、年度途中に関わらず、法人化が完了した後、提出するものとする。なお、区市町村は、補助金交付申請を行う全ての事業に関する補助金交付要綱等を提出するものとする。

- (1) 区市町村が行う商店街振興事業の補助金交付要綱等
- (2) 商店街振興プラン（前年度と変更のある区市町村のみ）
- (3) 活性化事業及び商店街組織力強化支援事業における事業費算定の根拠が分かる見積書等の書類（当該事業が100万円を超過する場合及びその他審査上必要と判断した場合）
- (4) 後年度を含めた複数年の事業計画書（組織力強化支援事業を申請する場合）

### 4 補助金の交付決定

都は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは交付申請日に遡及して補助金の交付決定を行い、区市町村に通知する。

- (1) 「内容の審査」は、以下の観点から行う。
  - ①申請書に記載された商店街振興事業の内容が当該区市町村の策定した「商店街振興プラン」に照らし適正であるか。
  - ②「商店街等が行う事業」の内容、期待される効果、実施方法、資金計画等が適正であるか。
  - ③区市町村が補助要綱等に定める商店街等に交付する補助金の額が、要綱第5条第2項に規定する区市町村が商店街等に交付する補助金の額を満たす仕組みとなっているか。
  - ④補助金の算定に誤りはないか。
- (2) 「現地調査等」は、「商店街等が行う事業（特に活性化事業）」の現状又は実態の把握を目的として、必要に応じ都職員が現地に出向いて調査を行う。
- (3) 都の交付決定額は、算定額と交付申請額を比較し、いずれか低い額とする。

## 5 変更等承認について

区市町村は、商店街等が行う事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合又は中止しようとする場合は、変更等承認申請書を都へ提出し承認を受けなければならない。

- (1) 変更とは、以下の場合が考えられる。
  - ・ イベントの名称の変更
  - ・ 実施期間（申請時の始期又は終期で、概ね3ヶ月超）の変更
  - ・ 実施内容の大幅な変更  
（イベント事業の場合）イベントの構成要素が大きく変更になる場合  
→ステージイベントを中止し、新たに抽選会を実施する 等  
（活性化事業等の場合）工法や材料、数量等の変更
- (2) 交付決定時の内容と事業の主旨が異なってしまうものや、大幅な事業計画の変更承認を出すことはできない。（その場合は、中止となる。）  
例えば、当初のイベント事業名称から連想される事業を一切実施しない場合等が挙げられる。  
→イベント事業において、「もちつき大会」から「歳末セール」にイベント事業名称を変更し、一切食べ物を振る舞わない 等
- (3) 変更等承認申請書は、原則当該事業開始より前に都へ提出し、承認を受けなければならない。ただし、以下に該当する場合はこの限りではない。
  - ・ 活性化事業で、実施期間が長期にわたり途中でやむを得ない変更が起こった場合
  - ・ 天災地変により、イベントの中止または実施内容の一部に変更があった場合
- (4) 補助金額は、補助対象経費の増減に関わらず、補助金交付決定時と同様の算出方法を用いて得た額又は補助金交付決定額のいずれか低い額となる。

## 6 実績報告書の提出

区市町村は、原則、商店街等が行う事業の完了月の翌々月末又は翌会計年度で別途定める日（4月上旬）のいずれか早い日までに、以下の書類を添えて都に提出する。

- (1) 区市町村が商店街等に補助金（確定額）を支払ったことが確認できる書類（「支出命令書の写し」又は「支出決定原議の写し」等）
- (2) 共催の場合は各商店街の負担額内訳及び都・区市町村補助金額が分かる「経費按分表」（様式自由）
- (3) イベント実施に伴い収益（売上等）があった場合は、代表者・会計の押印のある「売上等収益報告書」（単価・数量等内訳の確認できるもの）

(4) 活性化事業の場合は、事業の成果がわかるもの

※原則として下記書類の写しの提出を求める(活性化事業の内容は多岐に渡るため、個々の事業内容に応じ提出書類は増減する場合があります)

※総事業費300万円以下のホームページ、フラッグ、マップ、パンフレットの制作及び総事業費100万円以下(工事を伴う事業を除く)については、※の提出のみで可とする。ただし、交付決定時に都が指定する事業を除く。

①事業実施の経緯が分かるもの

- 定期総会の資料や議事録
- 業者選定委員会の議事録等

②契約関係書類

- 仕様書
  - 見積書(100万円以上であれば3社以上)※
  - 契約書又は請書(図面、位置図等含む)
  - 工事完了届又は納品書
  - 検査書
  - 引渡書
  - 行政機関の検査証(マニフェスト、道路使用許可、道路占用許可、検査済証、等工事内容により異なる)
  - 施工写真※
  - 成果物※
- } いずれか

③支払関係書類

- 請求書※
  - 金融機関の口座振込受付書控え※
  - 領収書※
- } いずれか

④帳簿類

- 預金通帳
  - 現金出納簿
  - 備品台帳※
  - 固定資産台帳※
- } いずれか

なお、上記報告書類の提出省略を商店街に対し認めている場合は、その旨を区市町村要綱・マニュアル等にて規定されているか確認を行う。

ただし、区市町村が報告書類の省略を認めている場合であっても、都の審査上適切に事業が完了したことが確認できなければ、上記報告書類又はそれに代わる書類の提出を求める。

(5) その他必要な書類

審査上不明な点があれば下記のとおり必要な書類の添付を求める。

- ①領収書
- ②チラシ、ポスター、イベント当日の写真等、周知内容が分かるもの
- ③商品券等の換品が分かる書類
- ④経費の使途、内訳が分かるもの
- ⑤消費税及び地方消費税の取扱いが分かる書類  
(都補助金額500万円以上の活性化事業を行なった場合のみ)
- ⑥事業効果等が分かる書類  
(組織力強化支援事業を実施した場合)
- ⑦その他事業内容の確認に必要な書類

## 7 補助金の額の確定

都は、区市町村から実績報告を受けたときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る「商店街等が行う事業」の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、すみやかに交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により区市町村に通知する。

(1) 「内容の審査」は、以下の観点から行う。

- ① 報告書に記載された「商店街等が行う事業」の成果が交付決定の内容等に適合しているか。
- ② 補助金の算定に誤りはないか。
- ③ 区市町村が商店街等に交付した補助金の額が、要綱第5条第2項に定める区市町村が商店街等に交付する補助金の額を満たしているか。

(2) 「現地調査等」は、「商店街等が行う事業（特に活性化事業）」の成果や支出内容の把握を目的として、必要に応じ都職員が現地に出向き調査を行う。

(3) 都が交付する補助金の額は、算定額と交付決定額のいずれか低い額とする。

(4) 事業実施に伴い「収益」があった場合の取扱いは以下のとおり。

- ① 補助対象経費から「収益」を差し引いた経費部分を補助対象とする。
- ② 「収益」があったことが明らかであり、その「収益」が確認できない場合は、その「収益」に係る経費全てを補助対象外とする。

※ 「「収益」に係る経費全て」とは、例えば模擬店においては、材料費に限らずテント設営経費やアルバイト代など関係する全ての経費をいう。

- ③ 「収益」のあった事業が営利目的であることが明らかな場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。

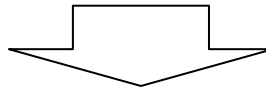
(事業全体が営利目的であることが明らかな場合は、補助対象事業とな

らない。

- (5) 実績報告後の補助金額の確定に当たっては、補助対象経費の増減に関わらず、補助金交付決定時と同様の算出方法を用いて得た額又は補助金交付決定額のいずれか低い額とする

**①交付決定時の算出方法が補助対象経費×1/3の場合**

補助対象経費	都 補 助 金	区市等補助金	商 店 街
1,200,000	400,000	400,000	400,000



**【実績報告時】**

パターン1 (補助対象経費が100万円以下となった場合)

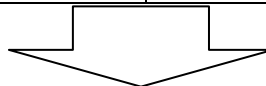
補助対象経費	都 補 助 金	区市等補助金	商 店 街
900,000	300,000	300,000	300,000

パターン2 (補助対象経費が増えた場合)

補助対象経費	都 補 助 金	区市等補助金	商 店 街
1,500,000	400,000	400,000	700,000

**②交付決定時の算出方法が補助対象経費×1/2の場合**

補助対象経費	都 補 助 金	区市等補助金	商 店 街
900,000	450,000	150,000	300,000



**【実績報告時】**

パターン1 (補助対象経費が100万円を超えた場合)

補助対象経費	都 補 助 金	区市等補助金	商 店 街
1,500,000	450,000	150,000	900,000

パターン2 (補助対象経費が減った場合)

補助対象経費	都 補 助 金	区市等補助金	商 店 街
750,000	375,000	125,000	250,000

**③要綱第5条第2項第2号による「東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の1以上の額を加えた額」における端数処理  
(要綱実施細目3(1)参照)**

補助対象経費	都 補 助 金	区市等補助金	商 店 街
700,000	350,000	116,000	234,000

(千円未満は切り捨て)

**④要綱第5条第2項第3号による「東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の2以上の額を加えた額」についての端数処理  
(要綱実施細目3(2)参照)**

補助対象経費	都補助金	区市等補助金	商店街
10,000,000	5,000,000	3,333,000	1,667,000

(千円未満は切り捨て)

## 8 補助金の支払等

都は、交付すべき補助金の額を確定したのち、区市町村からの補助金請求書の提出を受け補助金を支払う。

なお、「概算払」は、契約により、工事若しくは製造その他について請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前に代価の一部を支払う必要があると認められる場合のみ実施できるものとする。

## 9 検査

都は、補助金の適正な執行のため、下記のとおり検査を行う。

### (1) 現地検査等

当該年度の「商店街等が行う事業（特に活性化事業）」の成果や支出内容の把握を目的として、必要に応じ都職員が現地に出向き調査を行う。

### (2) 翌年度の検査

商店街等が行った事業の詳細を把握するため、補助事業完了の翌年度に、区市町村に対する検査を行う。検査書類は以下のとおりとする。

- ①区市町村における補助金額の確定原議
- ②補助金額計算書
- ③商店街等から提出された実績報告書（事業費経費別明細を含む）
- ④商店街等から提出された領収書やチラシ、ポスター、イベント当日の写真等、周知内容が分かるもの及び関係書類の写し
- ⑤会則又は規約、役員名簿、24箇月分の決算書及び関係帳簿（任意商店街のみ）

## VI 質疑応答集

### 1 補助対象者

Q 1	区市町村事業で補助対象となる「商店街等」を限定しても構わないか。	P 34
Q 2	「商店街の連合会」に一部地域の連合会は含まれるか。	P 34
Q 3	業種別組合等は補助対象者となるか。	P 34
Q 4	大型寄合店は補助対象者となるか。	P 34

### 2 補助対象事業

Q 5	区市町村事業で商店街等が行う事業をイベント事業のみとして問題ないか。	P 34
Q 6	「連続する期間に行われる行事」とは、どのぐらいの期間を指すか。	P 34
Q 7	「連続する期間に行われる行事」とは、一定の連続する期間内の同一イベントで抽選会を2回に分けて行う場合も含まれるか。	P 34
Q 8	同一商店街が、活性化事業1回とイベント事業2回について交付申請できるか。	P 34
Q 9	1商店街あたりのイベント事業申請数について、「複数の商店街等による共催事業1回は、イベント事業の年間補助回数制限2回に含めない」とあるが、共催事業を1回でも行えば3事業まで申請できるということか。	P 35
Q 10	小額支援事業は前年度及び当年度に商店街チャレンジ戦略事業費補助金を利用していないことが条件だが、小額支援事業を利用した後、利用しない年度をはさんだうえで、再度小額支援事業を申請することは可能か。	P 35
Q 11	「広告宣伝のみ」「装飾のみ」といった事業もイベント事業として補助対象となるか。また、「イルミネーション装飾のみ」の事業はどうか。	P 35
Q 12	中止となったイベントに係る周知費用等の経費については、補助対象となるか。	P 35
Q 13	天災地変(台風等)でイベントの一部が中止となった場合、補助対象となるか。	P 35
Q 14	同一商店街が実施するイベント事業の実施期間が、一部重複するが問題ないか。	P 35
Q 15	会則等を有していない任意商店街が会則等を有している任意商店街等と共催事業を実施しても構わないか。	P 36

### 3 共催・実行委員会

Q 16	「商店街等の主催又は共催」とあるが、共催の対象が町会等の商店街以外の団体も含まれるか。	P 36
------	---	------

Q17	実行(又は運営)委員会を設置して、市民参加型の「夏まつり」を実施するが補助対象となるか。また、商店街等が実行委員会に拠出する分担金は補助対象となるか。	P 36
Q18	共催事業において、経費負担額がゼロの商店街があってもよいか。	P 36

#### 4 補助率・補助限度額

Q19	イベント事業は1商店街当たり1ヵ年度に2回までとしているが、補助率及び補助限度額はどうか。	P 36
Q20	区市町村が補助対象と認め、商店街等に支払った補助金であれば、その1/2を都が区市町村へ補助すると考えていいか。	P 36
Q21	複数の商店街が共同して実施する事業(共催や実行委員会等)の場合、補助率はどうか算定するのか。	P 37

#### 5 イベント事業

<b>(1)事業周知に要する経費</b>		
Q22	4月上旬に行うイベント事業の場合、前年度の3月中に行った広告費は補助対象となるか。	P 37
Q23	チラシに補助事業と無関係な内容を掲載している場合は補助対象となるか。	P 37
Q24	個店のクーポン券(割引券)をイベント周知用のチラシやパンフレットに掲載する場合は補助対象となるか。	P 37
<b>(2)会場設営及び運営委託に要する経費</b>		
Q25	台風等で設営できなかったテント等のレンタル代は補助対象となるか。	P 38
<b>(3)景品購入費</b>		
Q26	補助対象とする景品単価及び総額は、他の経費と同様に上限を設定しなくてもいいか。	P 38
Q27	経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える景品は補助対象となるか。	P 38
Q28	景品は「不特定多数の者にあらかじめ周知」したものが補助対象とあるが、周知していない場合は対象外となるのか。	P 38
Q29	配布実績の確認できない景品は対象外となるのか。	P 39
Q30	景品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象として認められる余地はあるか。	P 39
Q31	ビンゴや抽選会等の景品となる商店街が発行する商品券等で、イベント当日の模擬店でも使用できる場合は対象となるか。また、その商品券を模擬店で使	P 39



	用した場合は、模擬店に係る費用はどうなるのか。	
Q32	商品券を換金した場合、必要な確認書類は何か。	P 39
Q33	「富くじ」という名称を商店街のイベントで使用することは可能か。	P 39
Q34	イベント事業の景品(記念品)として割引券(○割引、○%引券等)は認められるか。	P 40
<b>(4)記念品購入費</b>		
Q35	記念品は「不特定多数の者にあらかじめ周知」したものが補助対象とあるが、周知していない場合は対象外となるのか。	P 40
Q36	記念品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象として認められる余地はあるか。	P 40
Q37	模擬店用に購入した物品が余ったので来場者に無料配布したが、記念品として補助対象に含めていいか。	P 40
Q38	経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える記念品は補助対象となるか。	P 40
Q39	記念品について配布実績の確認は必要か。	P 40
<b>(5)出演料</b>		
Q40	出演料を払った出演者に対する飲食の提供等は補助対象となるのか。	P 40
<b>(6)その他諸経費</b>		
Q41	事前準備に係る倉庫等の賃借料は補助対象となるか。	P 41
Q42	補助対象となる保険の種類、期間はどこまでか。	P 41
Q43	補助事業以外にも使用できる汎用性の高い物品や文房具は補助対象となるか。	P 41
Q44	行政機関に対する謝礼は補助対象となるか。	P 41
Q45	個店の従業員に渡す謝礼や弁当は補助対象となるか。また、「実施主体である商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)」がアルバイトを行った場合は対象となるか。	P 41
Q46	イベント協力者に現金ではなく物品で謝礼を渡した場合、証拠書類が謝礼品を購入したことが確認できる領収書のみでも補助対象となるか。	P 41
Q47	自家発電用や暖房用の燃料などは補助対象となるか。	P 42
Q48	イベント来場者の怪我や病気に備えて医薬品を購入した場合、補助対象となるか。	P 42

Q49	イベント来場者の怪我や病気に備えて看護師等を配置した場合、補助対象となるか。	P 42
Q50	姉妹都市の商店街の人がイベントに高原野菜を運んで参加してくれているが、ガソリン代は補助対象となるか。	P 42
Q51	神社等の祭礼に合わせてイベントを実施する場合、玉串料は補助対象となるか。	P 42
Q52	視察等で相手先に渡す手土産は補助対象となるか。	P 42
Q53	イベント実施の際、近隣住民等に対する迷惑料は補助対象となるか。	P 42
Q54	契約書等に貼付する収入印紙は補助対象となるか。	P 42
Q55	中古品を購入した場合、補助対象となるか。	P 42
Q56	備品等の修理代は補助対象となるか。	P 43
Q57	イベント用にレンタカーを借りた場合、料金は補助対象となるか。	P 43
Q58	警備委託等の経常経費は補助対象となるか。	P 43
Q59	イベント用の山車を準備する段階で、制作過程をギャラリーとして一般に公開した場合、その期間の会場賃借料は補助対象となるか。	P 43
Q60	イベント来場者のための駐車場賃借料は補助対象となるか。	P 43

## 6 活性化事業

<b>(1)施設整備</b>		
Q61	「改修(資本的支出)」や「改修に準じた修繕」の区別を何故する必要があるのか。	P 44
Q62	「改修(資本的支出)」と「改修に準じた修繕」は、どのように区別すれば良いか。	P 44
Q63	「改修(資本的支出)」に該当する具体的な事例は。	P 44
Q64	「改修に準じた修繕」に該当する具体的な事例は。	P 45
Q65	「改修(資本的支出)」や「改修に準じた修繕」を行う場合に経常的な経費や機能維持のための経費が含まれていても良いのか。	P 45
Q66	「自動点滅器、安定器、変圧器等(電球以外の物品)の交換」、「アーケードの補修(屋根開閉装置の車輪交換、清掃点検等)は補助対象となるか。	P 45
Q67	「改修(資本的支出)」後に、「改修に準じた修繕」を実施する時の制限はあるのか。	P 45

Q68	法定耐用年数満了後に改修等を実施した場合、次の改修までの年数制限はどのくらいか。	P 45
Q69	「改修に準じた修繕」で塗装を行う場合、デザイン(色)の変更は必要か。	P 45
Q70	法定耐用年数内に街路灯のポール塗装等の改修を行った場合、その改修事業は補助対象となるか。	P 46
Q71	街路灯の電球のみを購入、交換する事業は補助対象となるか。	P 46
Q72	街路灯の移設を行いたい、移設費用は補助対象となるか。	P 46
Q73	商店街の駐輪場、駐車場を整備する事業が補助対象となるのはどのような場合か。	P 46
Q74	既に商店街が駐車場用地として借り上げている場合、賃借料は補助対象となるか。また、既に駐車場である施設を商店街が借り上げた場合はどうか。	P 46
Q75	施設整備における備品等の「リース」は補助対象となるのか。	P 46
Q76	ファサード整備を複数年に分けて補助事業として実施することはできるか。	P 47
Q77	防犯カメラの設置は活性化事業の補助対象となるのか。	P 47
<b>(2)ホームページ</b>		
Q78	ホームページを委託せず商店街自ら作成する場合の経費はどの程度まで補助対象となるか。	P 47
Q79	パソコンの周辺機器はどこまでが補助対象となるのか。	P 47
Q80	ホームページ作成委託のみの場合は補助対象とならないか。	P 47
<b>(3)空き店舗</b>		
Q81	賃借料補助を1ヵ年度と限定しても、補助対象となるか。	P 47
Q82	空き店舗を取得して新たな経営者に賃貸したいが、取得に係る経費は補助対象となるか。	P 47
Q83	前年度 3 月に賃貸借契約を締結した空き店舗事業であっても、交付決定日以降の経費であれば補助対象となるか。	P 47
<b>(4)活性化計画・活性化委員会</b>		
Q84	活性化事業に例示として「活性化計画策定」「活性化委員会開催」とあるが具体的には何か。	P 48
Q85	各種調査に係る旅費の範囲はどこまでか。	P 48
Q86	視察にかかる旅費は補助対象となるか。また、宿泊を伴う場合はどうか。	P 48

<b>(5)多言語対応事業</b>		
Q87	多言語対応事業のうち、日本語版の看板等の多言語化については、すべての文言を多言語化しなければならないのか。	P 48

## 7 収益事業

Q88	模擬店等(収益事業)に係る経費は補助対象となるか。	P 48
Q89	収益事業の「収益」の取扱いはどうするか。	P 48
Q90	模擬店等を行う場合、材料費の計上がなければ、売上は収益として補助対象から差し引く必要はないか。	P 49
Q91	他団体が模擬店等を実施する場合、経費は補助対象となるか。	P 49
Q92	サービス券やポイントカード等と引換えに商品等を提供する場合も収益となるのか。	P 49
Q93	イベントでフリーマーケットを行う際の出店料は、模擬店の売上げと同様に補助対象から差し引かなければならないか。	P 49
Q94	模擬店の収益を全てチャリティとしてボランティア団体に寄付するが、模擬店材料費は補助対象となるか。	P 49
Q95	地域のイベントに協力する目的で企業等から協賛金の提供を受けた場合、収益として差し引く必要があるか。	P 49
Q96	収益が発生した場合、書類の確認を行うのみでよいか。	P 49
Q97	イベントにおける模擬店用のチケットにプレミアムが付いている場合は、補助対象となるか。また、経費等はどのように計上すればよいか。(商店街の個店が商店街の主催するイベントにおいて模擬店を実施した場合)	P 50

## 8 実績報告

Q98	要綱第12条に規定する「必要な書類等」とは何か。	P 50
Q99	「100万円以上の経費については複数業者から見積書を徴し」とされているが、複数業者とは何社か。また、出演料、賃借料についても複数業者からの見積書が必要か。	P 50
Q100	「区市町村が商店街等に間接補助金を支払ったことを確認できる種類」とは具体的に何か。	P 50

## 9 検査

Q101	補助事業年度内に行う現地検査等は、具体的にどのような内容や方法の検査なのか。	P 50
------	--	------

Q102	補助事業完了後、翌年度に行う検査は、具体的にどのような内容や方法の検査なのか。	P 51
------	---	------

## 10 その他

Q103	同一商店街がイベント事業を2回実施する場合、同一名称でもいいのか。	P 51
Q104	複数の商店街等による共催事業の場合、各商店街ごとの負担割合等は交付申請書及び実績報告書のどこに記載するのか。	P 51
Q105	商店街等名に変更が生じた場合、必要な手続きは何か。	P 51
Q106	代金支払い時にポイントカード等でポイントを取得して構わないか。	P 51
Q107	翌年度以降も当該イベントで毎年使用する汎用性の低い物品を購入した場合はどうするか。	P 51
Q108	任意商店街が補助金申請する際に商店街から提出してもらった24箇月分の決算書とは何か。	P 52
Q109	商店街が合併、分離する場合、どの団体の 24 箇月分の決算書類が揃っていれば、引き続き補助対象となるのか。	P 52

## 1 補助対象者

**Q1 区市町村事業で補助対象となる「商店街等」を限定しても構わないか。**

構いません。

**Q2 「商店街の連合会」に一部地域の連合会は含まれるか。**

「商店街の連合会」とは、商店街振興組合法又は中小企業協同組合法により設立された商店街の連合会、それ以外で区市町村単位に組織された商店街連合会です。したがって、その他の連合会は対象となりません。

**Q3 業種別組合等は補助対象者となるか。**

「[商店街チャレンジ戦略支援事業](#)」は業種別振興を目的としたものではないため、対象外となります。要綱第3条及び同実施細目1を参照ください。

**Q4 大型寄合店は補助対象者となるか。**

補助対象者となる商店街については、基本的には区市町村の判断といたします。その際、東京都が実施する「[商店街チャレンジ戦略支援事業](#)」は商店街の振興を図る事業であることを十分に認識された上でご検討願います。

## 2 補助対象事業

**Q5 区市町村事業で商店街等が行う事業をイベント事業のみとして問題ないか。**

問題ありません。

**Q6 「連続する期間に行われる行事」とは、どのぐらいの期間を指すか。**

イベント事業の実施期間については、基本的には区市町村の判断といたします。  
ただし、年間を通じて実施する等、長期間に渡る事業については、経常的な商店街事業と判断し、補助対象外となる可能性があります。

**Q7 「連続する期間に行われる行事」とは、一定の連続する期間内の同一イベントで抽選会を2回に分けて行う場合も含まれるか。**

含まれます。

**Q8 同一商店街が、活性化事業1回とイベント事業2回について交付申請できるか。**

申請できます。

**Q9 1商店街あたりのイベント事業申請数について、「複数の商店街等による共催事業1回は、イベント事業の年間補助回数制限2回に含めない」とあるが、共催事業を1回でも行えば3事業まで申請できるということか。**

イベント事業は、共催事業があれば1商店街あたり年間3事業まで申請ができます。

**Q10 小額支援事業は前年度及び当年度にチャレンジ戦略！補助金を利用していないことが条件だが、小額支援事業を利用した後、利用しない年度をはさんだうえで、再度小額支援事業を申請することは可能か。**

小額支援事業は、これまで商店街活動を実施できなかった商店街が活動再開のきっかけとして利用し、活動が軌道に乗るまでの間の利用を想定しているため、利用はイベント事業、活性化事業それぞれ連続2か年までとし、その後は利用できないこととします。

**Q11 「広告宣伝のみ」「装飾のみ」といった事業もイベント事業として補助対象となるか。また、「イルミネーション装飾のみ」の事業はどうか。**

販売促進のためにチラシ・ポスター等の作成のみを行う事業、フラッグの掲揚のみを実施する事業は対象外となります。  
ただし、イルミネーション装飾のみを実施する事業については、イベント性があることを鑑み、商店街自らが企画運営に携わることを条件に補助対象とします。

**Q12 中止となったイベントに係る周知費用等の経費については、補助対象となるか。**

台風等でイベント自体が全部中止となった場合、チラシ等をすでに配布していたとしても、そのイベントに関連する経費はすべて対象外となります。

**Q13 天災地変(台風等)でイベントの一部が中止となった場合、補助対象となるか。**

原則として、使用実績がないものに係る費用は補助対象とすることは出来ません。  
ただし、天災地変(台風等)でイベントが一部中止となった場合、実施した分のほか、天災地変の発生によりやむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費について、納入や工事の実績を区市町村が写真等で確認できるものに限り、使用実績がなくても対象とします。その際、変更等承認が必要になる場合がありますので、必ず事前に(土日祝日のイベントの場合は翌開庁日の始業後すぐ)都に連絡をお願いします。この連絡の日付において、当該イベント実施に係る変更等承認をいたします。連絡がない場合、使用実績がない分については補助対象となりませんのでご注意ください。

**Q14 同一商店街が実施するイベント事業の実施期間が、一部重複するが問題ないか。**

同一商店街が行うイベント事業期間は共催事業を含め、重複しないことが適切だと考えます。ただし、事業効果を明確にすることができればこの限りではありません。

**Q15 会則等を有していない任意商店街が会則等を有している任意商店街等と共催事業を実施しても構わないか。**

会則等を有していない任意商店街が共催事業を実施できるのは、会則等を有していない任意商店街同士で実施する場合のみとなります。

### 3 共催・実行委員会

**Q16 「商店街等の主催又は共催」とあるが、共催の対象が町会等の商店街以外の団体も含まれるか。**

補助対象となる共催事業は、交付要綱第3条に規定する複数の商店街等のみが実施主体となる事業に限定します。

よって、実施主体に商店街等以外の団体(町会等)が含まれる場合は、対象外となります。

なお、共催の形ではなく、商店街等が実施主体として開催するイベント事業へ地域の団体等が参加する場合は、商店街等が負担する経費について対象となります。

**Q17 実行(又は運営)委員会を設置して、市民参加型の「夏まつり」を実施するが補助対象となるか。また、商店街等が実行委員会に拠出する分担金は補助対象となるか。**

実行委員会方式により実施する事業については、複数の商店街のみを実施主体として行うイベント事業が補助対象であり、それ以外のものは対象とはなりません。

よって、実行委員会の構成員に商店街等以外の団体が含まれる場合は、対象外となります。

**Q18 共催事業において、経費負担額がゼロの商店街があってもよいか。**

商店街等の負担した経費を対象に補助金を交付するため、共催する商店街の経費負担額が0円となることは想定されません。共催事業の各商店街の経費負担額については、根拠のある按分比率を基に経費負担額の按分をしてください。

### 4 補助率・補助限度額

**Q19 イベント事業は1商店街当たり1ヵ年度に2回までとしているが、補助率及び補助限度額はどうか。**

商店街等が行う事業の1事業当たりの補助率及び補助限度額がそれぞれのイベント事業毎に適用されます。

**Q20 区市町村が補助対象と認め、商店街等に支払った補助金であれば、その1/2を都が区市町村へ補助すると考えていいか。**

区市町村が補助対象と認め、商店街等に支払った補助金額の1/2(100万円以下については3/4)を単純に区市町村へ補助するのではなく、区市町村から提出された実績報告書について審査を行った上で、都は補助金の額を確定します。

なお、区市町村が行う審査等にて疑義があるときは、速やかに都の担当者と協議してください。

**Q21 複数の商店街が共同して実施する事業(共催や実行委員会等)の場合、補助率はどうか算定するのか。**

複数の商店街が共同して実施する事業の補助率については、個々の商店街における補助対象経費に応じ、1商店街ごとに補助率を算定します。

なお、個々の商店街に適用される補助率の算出方法は、単独商店街が実施する事業と同じです。



## 5 イベント事業

### (1) 事業周知に要する経費

**Q22 4月上旬に行うイベント事業の場合、前年度の3月中に行った広告費は補助対象となるか。**

交付決定日以前に行われた行為に係る経費は対象外となります。

**Q23 チラシに補助事業と無関係な内容を掲載することはできるか。**

当該イベントの周知に要する経費が対象なので、原則として掲載することはできません。

なお、補助事業と無関係な内容とは以下のものが考えられます。

①イベント実施商店街とは直接関係のない内容(例:同時期に開催の近隣商店街のイベント情報)

②商店街が実施する別イベントの情報

③イベント実施期間外に個店が実施するセール等の情報

④会員以外の個店の紹介

⑤イベントとは無関係の広告(広告収入無)

⑥その他イベントとは無関係だと判断されるもの

ただし、以下の①②両方の要件にあてはまるものに限り、掲載可とします。

①イベント実施商店街が主催する事業等の情報であること

②チラシ等の印刷面積の1/10以下であること

(1/10を超えた場合は全額を補助対象外とし、面積按分で一部を補助対象とすることはできません)

**Q24 個店のクーポン券(割引券)をイベント周知用のチラシやパンフレットに掲載する場合は補助対象となるか。**

「個店の割引」がイベントの構成要素となっていること(中元セール等)を要件に、個店のクーポン券(割引券)を掲載したチラシやイベント用パンフレットの印刷及び配布経費が補助対象となります。

### (2) 会場設営及び運営委託に要する経費

**Q25 台風等で設営できなかったテント等のレンタル代は補助対象となるか。**

天災地変(台風等)でイベントが一部中止となった場合、実施した分のほか、天災地変の発生によりやむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費について、納入や工事の実績を区市町村が写真等で確認できるものに限り、使用実績がなくても対象とします(Q13)が、設営されなかった分については、補助対象外となります。

### (3)景品購入費

**Q26 補助対象とする景品単価及び総額は、他の経費と同様に上限を設定しなくてもいいか。**

補助金は税金その他貴重な財源でまかなわれており、法令遵守や公正な執行が求められます。「不当景品類及び不当表示防止法」等の関係法令適用範囲内で、区市町村において規定してください。

**Q27 経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える景品は補助対象となるか。**

補助金は税金等を財源としていることから、補助効果の公平性に鑑みて、元々のポイントカード利用者が優位な扱いとなる、経常的なポイント事業に係る経費は対象外としています。

ただし、下記3点全てを満たすことを条件として、ポイントカード等の満点カードを活用した場合は、景品購入費に限り補助対象とします。

①商店街としてポイントカード事業が実施されており、会計報告が適正になされていること。

②ポイントカード等を所有しない者も含め、誰もが参加できる抽選会を実施していること。

(ポイントカード等の所有者以外に対する抽選会参加資格の付与条件が、「現金の支払い」のみの場合は、「誰もが参加できる」とは認められません)

③満点カード等での参加者について、当該カード等回収金額を対象経費から差引くこと。

(回収金額を「収益」として取り扱ってください)

**Q28 景品は「不特定多数の者にあらかじめ周知」したものが補助対象とあるが、周知していない場合は対象外となるのか。**

都では要綱第4条別表2にて、景品購入費にかかる対象経費は上記のとおり規定しているため、原則として事前に個数を周知した部分のみが景品購入費として補助対象となります。

周知事実は間接補助事業者である商店街自身の証明行為(チラシ、ポスター、イベント当日の写真等、周知内容が分かるもの)による確認としています。

そのため、補助事業以外での使用を目的とした景品等の購入経費の計上を防止するため、事前に個数を周知していない景品に係る経費は対象外とします。

なお、事前周知個数を超えた配布については、周知個数までが補助対象となります。(記念品についても同様の取扱いとなります。)

**Q29 配布実績の確認できない景品は対象外となるのか。**

都では要綱第4条別表2にて、「使用実績のないもの」を補助対象外経費と規定しているため、配布実績の確認できない景品購入費は対象外となります。

配布実績については、等級及び当選者数等が明記されたもの(受払簿の具備等)による確認が考えられますが、具体的には区市町村において規定してください。

**Q30 景品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象として認められる余地はあるか。**

景品は特定行為の優劣等により提供するもの(抽選会やじゃんけん大会、競技等により貰える商品)であり、射幸心を煽り参加者を募るために、おのずと景品の等級に差をつけざるを得ません。

よって、景品購入費に限り、下記要件を全て満たす場合のみ「もれなく」や「全員に」の個数周知でも補助対象とします。

- ① 「もれなく」や「全員に」の個数周知が景品の末等に限られていること。
- ② 他の等級全ての個数周知が適正に行われていること
- ③ くじの総数から、末等を含めた景品配布総数が把握できること

**Q31 ビンゴや抽選会等の景品となる商店街が発行する商品券等で、イベント当日の模擬店でも使用できる場合は対象となるか。また、その商品券を模擬店で使用した場合は、模擬店に係る費用はどうなるのか。**

対象になりますが、換金されていない商店街が発行する商品券は対象外です。

また、景品である商品券を使用できる模擬店に係る経費は、模擬店経費と商品券として換金された経費が重なることがないように商店街に指導してください。

**Q32 商品券を換金した場合、必要な確認書類は何か。**

換金を確認するため、次のいずれかの書類で確認してください(必要に応じ収入印紙貼付のこと)。

- ①商品券を換金した際に、個店が発行する領収書
- ②基準日時点に個店毎に署名、捺印、換金した商品券の枚数等を記載した一覧表

**Q33 「富くじ」という名称を商店街のイベントで使用することは可能か。**

富くじの販売、取次、授受は法律(刑法 187 条)で禁止されています。富くじとは、あらかじめ番号の記載された番号札や券を販売し、当選者だけが利益を受けられるもののことです。①有料くじを販売すること②落選者が財産を失うことが刑法に抵触する要素となっています。富くじに似たもので、福引がありますが、券を販売するのではなく、無料配布等(買物の際に配布)落選者が財産を失うわけではないことから、富くじに該当しません。

また福引のことを富くじと呼称していることがありますが、刑法に抵触する名称を使用することになるので、極力使用を控えるようにしてください。

**Q34 イベント事業の景品(記念品)として割引券(○割引、○%引券等)は認められるか。**

認められません。景品として割引券を発行することは、プレミアム商品券の発行と同様に「商品券等の特典又は割引を付加する事業」(交付要綱第3条(9)イ)に該当するため、印刷経費を含め対象外となります。なお、景品や記念品として「20%OFF 券」は認められませんが、「500円割引券」は認められますので、注意してください。(「500円割引券」は「500円の商品券」と同じです。)

#### (4)記念品購入費

**Q35 記念品は「不特定多数の者にあらかじめ周知」したものが補助対象とあるが、周知していない場合は対象外となるのか。**

景品購入費同様、事前に個数周知していない場合は対象外となります(Q28参照)。

**Q36 記念品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象として認められる余地はあるか。**

景品と異なり、無料配布等の記念品については等級に差をつける必要がありません。よって、記念品購入費では「もれなく」や「全員に」の形の個数周知では補助対象となりません。

**Q37 模擬店用に購入した物品が余ったので来場者に無料配布したが、記念品として補助対象に含めていいか。**

記念品は、不特定多数の者にあらかじめ個数周知しているものが対象となります。余った物品を無料配布しても、記念品とは見なせませんので対象外となります。

**Q38 経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える記念品は補助対象となるか。**

記念品は対象外となります。(Q27参照)

**Q39 記念品について配布実績の確認は必要か。**

都では要綱第4条別表2にて、「使用実績のないもの」を補助対象外経費と規定しているため、記念品についても受払簿等により配布実績を書面で確認するか、商店街から区市町村に提出される実績報告書に「記念品については全て配布した」等の記載を追加するなど確認する必要があります。

#### (5)出演料

**Q40 出演料を払った出演者に対する飲食の提供等は補助対象となるのか。**

出演料とは別に支払われる交通費、飲食、手土産等は「補助事業に直接必要のない経費」に該当する可能性があります。対象とする場合は、適用範囲を明確に規定してください。

なお、役員や来賓等に係る儀礼的経費は、公金(補助金)をもって補助することが適正ではないので補助対象外となります。

#### (6)その他諸経費

**Q41 事前準備に係る倉庫等の賃借料は補助対象となるか。**

区市町村において、適用範囲(内容、期間等)が明確に規定されている場合は補助対象となります。区市町村の適正な判断をお願いします。

**Q42 補助対象となる保険の種類、期間はどこまでか。**

補助対象とする保険の種類、期間等は、区市町村において規定してください。

なお、イベント中止の際に保険金が給付される保険は、事業が実施完了しない場合に支払われるものであり、補助事業に直接必要な経費とは考えられないため対象外となります。

**Q43 補助事業以外にも使用できる汎用性の高い物品や文房具は補助対象となるか。**

物品等は「使用実績のないもの」「補助事業に直接必要のない経費」でなければ補助対象となります。何をどの程度対象とするかは、区市町村の適正な判断をお願いします。

なお、本来必要ではない物、購入過多がないかなど、経費内容には十分注意してください。

**Q44 行政機関に対する謝礼は補助対象となるか。**

兼業兼職の許可を得ずに、職員が報酬又は報償を得ることはできませんが、商店街事業への従事で兼業兼職許可が下りることはありません。

また、行政機関は謝礼を歳入できないため、行政機関が謝礼を受領することはありません。

以上の点から、行政機関に対する謝礼は対象外となります。

ただし、行政機関そのものではなく、「行政機関の有志」や「行政機関のサークル」に対する謝礼は相手方も受領できるため、補助対象となり得ます。

**Q45 個店の従業員に渡す謝礼や弁当は補助対象となるか。また、「実施主体である商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)」がアルバイトを行った場合は対象となるか。**

謝礼の対象となる行為が、従業員の休日においてなされたアルバイトであれば補助対象と考えます。ただし、従業員の休日であっても店主による従事命令である場合は対象外となります。

なお、「実施主体である商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)」のアルバイトについては、対象外となります。

**Q46 イベント協力者に現金ではなく物品で謝礼を渡した場合、証拠書類が謝礼品を購入したことが確認できる領収書のみでも補助対象となるか。**

領収書と併せ、受領書等により謝礼対象者の物品受領が明確な場合は対象となります。

**Q47 自家発電用や暖房用の燃料などは補助対象となるか。**

「使用実績のないもの」、「補助事業に直接必要のない経費」でなければ補助対象となります。燃料購入代全てを対象とするものではありませんので、使用用途及び使用量が適正であるかどうかは、区市町村の適正な判断をお願いします。

**Q48 イベント来場者の怪我や病気に備えて医薬品を購入した場合、補助対象となるか。**

未使用の医薬品については、「使用実績がないもの」に当たるので対象外です。

**Q49 イベント来場者の怪我や病気に備えて看護師等を配置した場合、補助対象となるか。**

補助対象とする期間や従事内容、必要資格等は、区市町村において規定してください。また、業務日誌を整備するなど、従事内容が確認できるようにしてください。なお、従事内容がまったく確認できない場合には、「使用実績がないもの」に当たるので対象外です。

**Q50 姉妹都市の商店街の人がイベントに高原野菜を運んで参加してくれているが、ガソリン代は補助対象となるか。**

使途が明確でない経費は対象外となります。ただし、宅配便代又は姉妹都市の人に対する謝礼であれば補助対象となります。

**Q51 神社等の祭礼に合わせてイベントを実施する場合、玉串料は補助対象となるか。**

憲法第89条(公金支出の禁止条項)に該当の可能性があるため、補助対象外となります。

**Q52 視察等で相手先に渡す手土産は補助対象となるか。**

視察等で相手方に渡す手土産は儀礼的な経費と解され補助対象外となります。  
役員や来賓等の特定の者に係る経費を対象外としているのも、これら経費は儀礼的なものであり、公金(補助金)をもって補助することが適正ではないとの判断によるものです。

**Q53 イベント実施の際、近隣住民等に対する迷惑料は補助対象となるか。**

迷惑料は儀礼的な経費であり、かつ「補助事業に直接必要のない経費」なので対象外となります。

**Q54 契約書等に貼付する収入印紙は補助対象となるか。**

収入印紙の代金は、印紙税法に基づく税金にあたるため対象外となります。

**Q55 中古品を購入した場合、補助対象となるか。**

中古品を購入しても差し支えありません。ただし、耐用年数等を考慮のうえ購入してください。

**Q56 備品等の修理代は補助対象となるか。**

備品等の修理代は、額の大小に関わらず自己財産に対する経常的経費と考えられるため対象外となります。

**Q57 イベント用にレンタカーを借りた場合、料金は補助対象となるか。**

補助対象となります。満タン返しのガソリン代を含め、使用用途等の適用範囲については、区市町村の適正な判断をお願いします。

**Q58 警備委託等の経常経費は補助対象となるか。**

経常的な事業に係る経費は対象外となります。ただし、イベント事業において、その実施期間に限

り警備等を委託する場合は補助対象となります。

**Q59 イベント用の山車を準備する段階で、制作過程をギャラリーとして一般に公開した場合、その期間の会場賃借料は補助対象となるか。**

イベント事業の事前準備ではなく、制作過程自体がイベント性を有しているのであれば補助対象となります。対象とする期間等の適用範囲は、区市町村において規定してください。

**Q60 イベント来場者のための駐車場賃借料は補助対象となるか。**

イベント当日の来街者用であることが明らかな駐車場又は駐車スペースの賃借料は補助対象となります。

ただし、時間貸駐車場等の来街者負担分を商店街が立替えるような場合は、駐車目的がイベント来場であるとは明確にできないため対象外となります。

## 6 活性化事業

### (1) 施設整備

#### Q61 「改修(資本的支出)」や「改修に準じた修繕」の区分けを何故する必要があるのか。

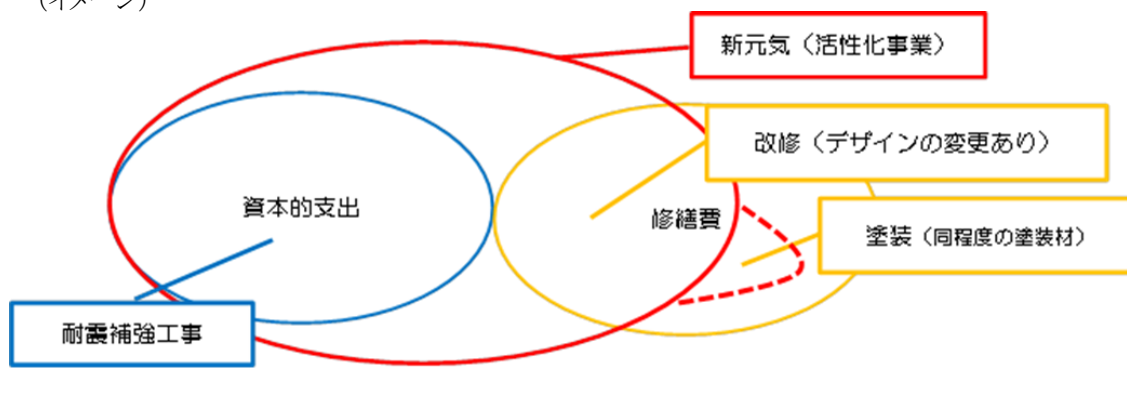
<基本的な考え方>

- ①補助金の財産処分制限を判断するために、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)の別表を活用していますが、この別表を単純に当てはめるのではなく、法人税上の考え方についても含めた取扱いとします。
- ②国税庁の判断を基本としながらも、細部にわたる原理原則までは準用せずに、商店街が分かり易い判断基準とします。

(具体的な方針)

- ①改修を、「改修(資本的支出)」と「改修に準じた修繕」に区別します。
- ②改修(資本的支出)に係るものには、財産処分制限を適用します。
- ③「改修に準じた修繕」は商店街の活性化の要素を含む修繕とし、既存施設(アーケード・アーチ・街路灯)の塗装、柱の根巻き補修及びデザインの変更を伴うものをいいます。
- ④「改修に準じた修繕」に係るものには、財産処分制限は適用しません。また、次期「改修に準じた修繕」までの期間は区市町村の判断を基にします。

(イメージ)



#### Q62 「改修(資本的支出)」と「改修に準じた修繕」は、どのように区分けすれば良いか。

法人税における「資本的支出」と「修繕費」の区分は判断が難しいケースもあると思われます。よって、分かり易い取扱いとするために、「商店街の共同利用施設の構造自体に改良を加えるもの」を「改修(資本的支出)」とし、「物理的に付加するもの(既存施設の価値を増加するもの)」に関しては、ケースごとに「資本的支出」となるものか判断することとします。

「修繕費」に関しては、該当するも全てを補助対象としている訳ではなく、デザインが変わるなど商店街の活性化につながるものに限定して「改修に準じた修繕」としています。

#### Q63 「改修(資本的支出)」に該当する具体的な事例は。

アーケードに関しては、「耐震補強工事」「全面的なリニューアル工事」が、街路灯に関しては、「アーム部分からの交換」が該当すると考えられます。これらは当該施設等の構造自体を改良するケースとなります。なお、街路灯の柱部分を交換する行為は建替えに該当し改修とはなりません。



**Q64 「改修に準じた修繕」に該当する具体的な事例は。**

アーケードの看板(入口看板や統一看板)の改良工事、アーチの看板の改良工事、街路灯の灯具や内照式看板の交換を「デザインの変更」を伴って行うケースが考えられます。また、塗装や根巻き補修を行うケースも該当します。これらの行為は原状回復や維持管理の範囲内にありますが、商店街の活性化につながるものとして対象となります。

**Q65 「改修(資本的支出)」や「改修に準じた修繕」を行う場合に経常的な経費や機能維持のための経費が含まれていても良いのか。**

商店街で実施する「改修(資本的支出)」及び「改修に準じた修繕」の内容に付随するものに限定し、経常的な経費や機能維持のための経費を含めることができます。ただし、塗装や根巻き補修の場合は除きます。

例えば、街路灯の灯具交換の際に、ランプ(消耗品)や自動点滅器(部品)の交換ができるように、関連性があることが要件となります。

活性化事業において対象外となるものは、経常的経費のみの取組や機能維持のみの取組です。

**Q66 「自動点滅器、安定器、変圧器等(電球以外の物品)の交換」、「アーケードの補修(屋根開閉装置の車輪交換、清掃点検等)」は補助対象となるか。**

改修(資本的支出)や改修に準じた修繕(デザイン変更を伴う場合でデザイン変更箇所との関連性が必要)においては、経費として含めても問題ありません。これら等の行為のみの場合は補助対象とはなりません。

**Q67 「改修(資本的支出)」後に、「改修に準じた修繕」を実施する時の制限はあるのか。**

既存施設の構造自体を改良するもの(改修(資本的支出))と構造自体を改良しないもの(改修に準じた修繕)という区分けになっていることから、改良の内容が重複しないと考えられるので、特段の制約はなく、必要な時期に必要な改良を加えることができます。

**Q68 法定耐用年数満了後に改修等を実施した場合、次の改修までの年数制限はどのくらいか。**

法定耐用年数満了後に改修(資本的支出)を行った場合は、改修時から耐用年数に応じた財産性分制限が適用されるため、その期間に同種の改良を行うことには知事の事前承認や補助金返還が発生する場合があります。

改修に準じた修繕を行った場合には特段の制約はないので、同一箇所を再度改良するまでの期間については、各区市町村において適正期間を設けてください。

**Q69 「改修に準じた修繕」で塗装を行う場合、デザイン(色)の変更は必要か。**

必要ありません。塗装については色を含めたデザインの変更は不要です。

**Q70 法定耐用年数内に街路灯のポール塗装等の改修を行った場合、補助対象となるか。**

法定耐用年数内の既存施設については対象とはなりません。  
ただし、アーケードの再塗装に限り、街路灯のポール塗装に合わせた基準とし、設置後10年を経過したものが補助対象となります。

**Q71 街路灯の電球のみを購入・交換する事業は補助対象となるか。**

電球の購入・交換については、下記事業と同時に実施する場合に限定し補助対象とします。

- ①街路灯の新設
- ②既存街路灯の建替え(根巻き、ポール塗装等の「改修」は不可)
- ③既存街路灯の灯具交換

**Q72 街路灯の移設を行いたいが、移設費用は補助対象となるか。**

移設のみでは補助対象となりません。

**Q73 商店街の駐輪場、駐車場を整備する事業が補助対象となるのはどのような場合か。**

駐車場・駐輪場の整備については、施設の利用者が商店街への来街者に必ずしも限られないという性質上、事例ごとに慎重に判断する必要があります。商店街による駐輪場整備が、チャレンジ戦略を出せ！商店街事業(活性化事業)の対象になるかについては、以下2点が判断基準となります。

- (1)整備する場所が厳密な意味で「街区」と言えるか
- (2)商店街への来街者のための施設であることが明確に示せるか

商店街が1つのビルの中に入居している場合、その商店街の厳密な意味での「街区」は個店の店舗内に限られると考えられます。また、同ビルのオフィスへの通勤者や住民が利用することや、駅付近で鉄道利用者が利用することが想定される場合、商店街への来街者のための施設であることが明確とは言えず、補助対象にはなりません。

**Q74 既に商店街が駐車場用地として借り上げている場合、賃借料は補助対象となるか。また、既に駐車場である施設を商店街が借り上げた場合はどうか。**

既に借りている駐車場の賃借料については、内容が経常的な性格を有すると判断されるため対象外となります。

また、既にある民間駐車場を借り上げる場合については、「商店街活性化のための新たな付加価値を追加する事業」であれば補助対象と考えますが、単に借り上げるだけのものは対象外となります。

**Q75 施設整備における備品等の「リース」は補助対象となるのか。**

「リース」は、比較的長期の賃借であり、複数年度にわたる契約となるのが通常です。そのため、単年度補助である都の補助制度の対象とはなりません。

ただし、イベント事業に使用する備品等を「レンタル」する場合は短期契約であり、購入より賃借とした方が経済的にも有効であることから補助対象となります。

**Q76 ファサード整備を複数年に分けて実施することはできるか。**

複数年連続して同一内容・同一主体が行う事業への補助はできません。(マニュアルP.7 参照)  
ただし、あらかじめ初年度の申請時に事業計画(実施期間や事業の全体計画等)が明確に示されている場合は、補助対象となり得ます。

**Q77 防犯カメラの設置は活性化事業の補助対象となるのか。**

防犯カメラ設置の主目的は、当該地域における防犯対策の向上を図り、安全で安心なまちの実現を目指すことであるため、防犯設備の整備に対する区市町村補助金での事業実施が適切であると考えます。

**(2)ホームページ****Q78 ホームページを委託せず商店街自ら作成する場合の経費はどの程度まで補助対象となるか。**

ホームページ作成に直接必要となる経費が補助対象となります。対象範囲は、区市町村において規定してください。

**Q79 パソコンの周辺機器はどこまでが補助対象となるのか。**

補助事業に直接必要な経費であれば補助対象となります。ホームページ制作であれば、パソコン、プリンタ、スキャナ、デジカメ及びその接続機器が対象と考えられます。

また、ポイントカード事業等のデータ管理のためのパソコン購入であれば、デジカメやスキャナは対象外と考えられます。具体的な適用範囲は、区市町村において規定してください。

**Q80 ホームページ作成委託のみの場合は補助対象とならないか。**

ホームページの作成委託は補助対象となります。事業に係る全ての業務を委託する事業は対象外事業としていますが、ホームページ作成委託の場合、委託料以外の経費が生じない場合もあることから、商店街の自主企画性があるかどうか、事業の性格に鑑みて個別に判断します。

なお、ホームページの開設にあたっては、マニュアルP. 12の留意点を参照の上、適正な処理を行ってください。

**(3)空き店舗****Q81 賃借料補助を1ヵ年度と限定しても、補助対象となるか。**

補助対象となります。ただし、補助期間終了後も事業継続計画のある事業に限定します。

**Q82 空き店舗を取得して新たな経営者に賃貸したいが、取得に係る経費は補助対象となるか。**

空き店舗を含め、店舗の取得又は建替えに係る経費は対象外となります。

**Q83 前年度3月に賃貸借契約を締結した空き店舗事業であっても、交付決定日以降の経費であれば補助対象となるか。**

交付決定日以前に契約締結した場合は対象外となります。

#### (4)活性化計画・活性化委員会

**Q84 活性化事業に例示として「活性化計画策定」「活性化委員会開催」とあるが具体的には何か。**

商店街が活性化を図るため、自ら策定する活性化計画の策定や、そのための活性化委員会を行う場合を考えています。

ただし、経常的に行う活性化委員会は補助対象とはなりません。

また、区市町村全体の商店街活性化計画策定や、活性化のための委員会等については想定しておりませんが、商工会等が中心となり同様の事業を行う場合、その内容が経常的な性格を有していなければ補助対象となると考えています。

具体的には区市町村において規定してください。

**Q85 各種調査に係る旅費の範囲はどこまでか。**

事業執行上必要不可欠な視察等となります。なお、外部委員及び商店街関係者に対する旅費の適用範囲は区市町村において規定してください。

**Q86 視察にかかる旅費は補助対象となるか。また、宿泊を伴う場合はどうか。**

補助対象とするかは区市町村において規定してください。その場合、自治体職員による公費での視察の場合と同等に考えることが適当だと考えます。

なお、日帰りではなく、宿泊を伴う視察を補助対象とする場合は、その根拠を明確にしてください。

#### (5)多言語対応事業

**Q87 多言語対応事業のうち、日本語版の看板等の多言語化については、すべての文言を多言語化しなければならないのか。**

原則として、すべての文言を多言語化する必要があります。ただし、外国人観光客等にとってより効果のある形にすることは可能です。

#### 7 収益事業

**Q88 模擬店等(収益事業)に係る経費は補助対象となるか。**

収益事業に係る経費は、イベント事業実施に直接必要な経費であれば補助対象となります。

**Q89 収益事業の「収益」の取扱いはどうするか。**

総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、商店街に対して「収益」があった場合は、その内容がわかる書類(Q96参照)を必ず実績報告書に添付するよう指導してください。

**Q90 模擬店等を行う場合、材料費の計上がなければ、売上は収益として補助対象から差し引く必要はないか。**

原則、模擬店等を行う場合には、売上を収益として計上する必要があります。

材料費に限らず、テントやアルバイト代など模擬店等に関連する経費が計上されている場合、補助

対象となる経費から収益を差し引いた残りの金額が補助対象となります。ただし、他団体等に場所を提供し、売上が商店会自身に入らない場合には、収益として差し引く必要はありません。

**Q91 他団体が模擬店等を実施する場合、経費は補助対象となるか。**

商店会以外が運営する模擬店等の経費については、模擬店の個別運営に直接かかる経費は補助対象外となり、イベントの周知や会場設営の一環として共通的にかかる経費については、対象となります。各区市町村において、適正な判断をお願いします。

(対象経費の例) … チラシ、ポスターへの記載、テント設営

(対象外経費の例) … 材料費、アルバイト賃金、模擬店で使用できる金券等(印刷費、換金費)

**Q92 サービス券やポイントカード等と引換えに商品等を提供する場合も収益となるのか。**

商品等の対価として支払われた現金相当額のみとと考えてください。

**Q93 イベントでフリーマーケットを行う際の出店料は、模擬店等の収益と同様に補助対象から差し引かなければならないか。**

フリーマーケット会場の賃借料や整備費等を補助対象に含めている場合は、出店料を補助対象から差し引いてください。

**Q94 模擬店の収益を全てチャリティとしてボランティア団体に寄付するが、模擬店材料費は補助対象となるか。**

補助対象となります。ただし、寄付した金額を含め収益は、他の模擬店等と同様に補助対象経費から控除します。

**Q95 地域のイベントに協力する目的で企業等から協賛金の提供を受けた場合、収益として差引く必要があるか。**

イベントに対する協賛金という名目で資金提供を受けた場合は収益となります。収益の取扱については、Q89を参照してください。

**Q96 収益が発生した場合、書類の確認を行うのみでよいか。**

収益が発生した場合は、必ず商店街の代表者及び会計担当者が内容を確認し、署名(記名)押印した書類を都に提出してください。

**Q97 イベントにおける模擬店用のチケットにプレミアムが付いている場合は、補助対象となるか。また、経費等はどのように計上すればよいか。(商店街の個店が商店街の主催するイベントにおいて模擬店を実施した場合)**

模擬店チケットについては、以下の場合に補助対象とします。

- ①チケットがイベント時の模擬店以外に使用できないこと(商店街商品券として使用されないこと)
- ②チケットの対象となる模擬店がイベントの構成要素となっていること

<p>経費については、以下のように計上してください。</p> <p>①換金経費 「換金経費」×「販売単価／チケット利用可能金額」として経費計上をしてください。（「プレミアム分に係る経費」を補助対象とすることはできません。）</p> <p>②印刷経費 補助対象経費となりますが、販売しなかったチケットの印刷経費を補助対象とすることはできません。</p> <p>また、収益の計上については、「チケット販売額」を計上してください。</p> <p>ただし、模擬店の主体が商店街であった場合には、「プレミアム分に係る経費」の問題は発生せず、「チケット販売額」から「材料費等の経費」を差し引くことになります。</p>
--

## 8 実績報告

<p><b>Q98 要綱第12条に規定する「必要な書類等」とは何か。</b></p> <p>実績報告書に添付する必要な書類とは、区市町村が商店街等への間接補助金（確定額）支払が完了したことを確認できる書類、業者選定を行った場合にその経過がわかる書類、事業の成果がわかるもの等です。</p> <p>ただし、必要に応じ、領収書等の提出を求めます。（マニュアルP. 23参照）</p>
---

<p><b>Q99 「100万円以上の経費については複数業者から見積書を徴し」とされているが、複数業者とは何社か。また、出演料、賃借料についても複数業者からの見積書が必要か。</b></p> <p>マニュアルP. 8のとおり、100万円以上の経費については、原則3社以上の業者から見積書を徴してください。</p> <p>なお、「商慣行上、複数業者から見積書を徴する必要がない」、また「その他特別な理由が明確にある」と解される経費については、区市町村の判断とします。</p>
--

<p><b>Q100 「区市町村が商店街等へ間接補助金を支払ったことを確認できる種類」とは具体的に何か。</b></p> <p>支出決定原議又は支出命令書等の写しです。</p>
--

## 9 検査

<p><b>Q101 補助事業年度内に行う現地検査等は、具体的にどのような内容や方法の検査なのか。</b></p> <p>商店街等が行う事業（特に活性化事業）の成果や支出内容の把握を目的として、必要に応じ都職員が商店街等、現地に赴き、調査を行います。</p>
<p><b>Q102 補助事業完了後、翌年度に行う検査は具体的にどのような内容や方法の検査なのか。</b></p> <p>補助事業に要した経費明細等から事業の詳細を確認するとともに、補助金額の算定内容等について検査を行います。具体的には、次の書類等により経費内容を確認し、都及び区市町村規程との整合性、事業効果の検証等を行います。</p> <p>①補助金額の確定原議（補助金計算書を含む）</p> <p>②商店街等からの実績報告書（事業費経費別明細を含む）</p>

- ③領収書、チラシ、ポスター、イベント当日の写真等、周知内容が分かるものや業者選定議事録等、商店街等から提出された証拠書類
- ④会則又は規約、役員名簿、24箇月分の決算書及び関係帳簿(任意商店街のみ)
- 検査は、補助事業全てを対象として実施します。また、規定に抵触する補助金の支出、受領が判明した場合は、交付決定の一部取消し及び補助金の返還命令を行います。

## 10 その他

### Q103 同一商店街がイベント事業を2回実施する場合、同一名称でもいいのか。

同一名称でイベントを行う場合の表記方法については任意としますが、事業名に①、②等を付け、必ず区別するようしてください。

### Q104 複数の商店街等による共催事業の場合、各商店街ごとの負担割合等は交付申請書及び実績報告書のどこに記載するのか。

別紙として添付してください(様式不問)。

### Q105 商店街等名に変更が生じた場合、必要な手続きは何か。

商店街等名に変更が生じた場合は、東京都まで届け出てください(様式不問)。

### Q106 代金支払い時にポイントカード等でポイントを取得して構わないか。

補助対象経費でポイントを取得する行為は、補助金を利用した反射的利益の享受に当たります。原則として、代金支払い時にはポイントカード等を利用しないようご指導ください。

なお、ポイントを取得した場合は、取得したポイント分を補助対象経費から差し引きます。

### Q107 翌年度以降も当該イベントで使用する汎用性の低い物品を購入した場合はどうするか。

翌年度以降も当該イベントで使用する汎用性の低い物品を購入した場合は備品台帳を整備することとなっています。そのような物品を当該イベントで毎年使用するには、過年度に購入した分についても台帳への記載が必要となります。

### Q108 任意商店街が補助金申請する際に商店街から提出してもらう24箇月分の決算書とは何か。

補助金申請する前年度末までの24箇月分を全て含んだ決算書類となります。ただし、決算時期によっては申請段階での提出が困難であるため、総会等の承認が取れた段階で、各区市町村に提出してもらうようにしてください。

例えば、平成30年度に補助金申請する場合は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの決算書類が必要となることから、以下の例を参考に提出をしてもらうようにしてください。

(例1)3月決算の場合

- ① 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの決算書類

② 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの決算書類

(例2)7月決算の場合

① 平成27年8月1日から平成28年7月31日までの決算書類

② 平成28年8月1日から平成29年7月31日までの決算書類

③ 平成29年8月1日から平成30年7月31日までの決算書類

なお、設立されたばかりの任意商店街で、24か月分の決算書等が準備できない場合は通常のイベント事業及び活性化事業については、補助対象者となることは出来ません。補助事業を申請する際は、小額助成事業を利用してください。

**Q109 商店街が合併、分離する場合、どの団体の24箇月分の決算書類が揃っていれば、引き続き補助対象となるのか。**

商店街が合併もしくは吸収されて別組織の商店街となる場合、街区、資産、会員に連続性があること及び合併・吸収前のすべての商店街の24箇月分の決算書類が揃っていることを条件に、引き続き補助対象とします。

分離の場合は、分離前の商店街の24箇月の決算書類が揃っている上で、個別判断となります。



## 杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱

平成24年 6 月 29 日

杉並第17998号

改正	平成25年 3 月 15 日 杉並第62573号	平成26年 5 月 14 日 杉並第8014号
	平成27年 4 月 22 日 杉並第3818号	平成28年 5 月 6 日 杉並第7175号
	平成29年 6 月 6 日 杉並第13228号	平成30年 8 月 9 日 杉並第26924号

## (目的)

第1条 この要綱は、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く区内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街等
  - ア 商店街
  - イ 商店街の連合会
- (2) 商店街
  - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
  - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
  - ウ 次に掲げる事項に照らし、商店街と認められるもの
    - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
    - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
    - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。
    - (エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。
- (3) 商店街の連合会
  - ア 商店街振興組合法により設立された連合会
  - イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会
  - ウ 杉並区商店会連合会
- (4) 「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等をいう。
- (5) 「法人化商店街」とは、第2号ア及びイに規定する商店街であって、新たに設立されたものをいう。
- (6) 「商店街等が行う事業」とは、別表第1に例示するイベント事業、活性化事業及びこれらと同趣旨の事業で商店街等が自ら企画し実施するものをいう。ただし、次に掲げる事業を除く。
  - ア 内容が経常的な性格を有する事業
  - イ 商品券等の特典又は割引を付加する事業
  - ウ 他の補助金等を一部財源とする事業
  - エ 事業に係る全ての業務を委託する事業
  - オ 東京都後援名義の使用承認を受けている事業
- (7) 「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。
  - ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行事に係る事業
  - イ 商店街の連合会的主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業
  - ウ 商店街若しくは商店街の連合会がア又はイの事業に参加する事業
  - エ その他杉並区長（以下「区長」という。）が特に認める事業

- (8) 「活性化事業」とは、商店街施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業で、イベント事業ではないものをいう。ただし、区長が必要と認めるイベント事業については、この限りでない。
- (9) 「商店街組織力強化支援事業」（以下「組織力強化事業」という。）とは、活性化事業のうち、商店街の連合会や商工会議所等が商店街と協働して行う、商店街への加入及び協力促進を図るための事業をいう。
- (10) 「多言語対応事業」とは、活性化事業のうち、多言語による情報提供等、外国人受入れのための環境を整備することで、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図る事業をいう。
- (11) 「小額支援事業」とは、イベント事業及び活性化事業のうち、商店街が防災や環境など当該商店街にふさわしいテーマを掲げて小規模な事業を実施する場合、特別に支援する事業をいう。
- (補助金の交付対象)

第3条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表第2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、商店街等に補助する経費のうち、区長が特に必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 区が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) イベント事業については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額300万円のいずれか低い額とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、補助対象経費が100万円以下のイベント事業については、補助対象経費の6分の5以内の額とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、第2条第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街が実施する「イベント事業」については、補助対象経費の6分の5以内の額又は補助限度額20万円以内のいずれか低い額とする。
- (4) 区長が必要と認める事業については、第1号又は第2号により算出された額に別途定めた額を加算して交付することができる。ただし、加算して交付する額が、補助対象経費を超える場合は、補助対象経費を上限とする。
- (5) 活性化事業については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額5,000万円のいずれか低い額とする。ただし、LEDなどの環境負荷を軽減する街路灯の新規設置又は建替えを行う場合は、補助対象経費の6分の5以内の額とする。
- (6) 前号にかかわらず、「活性化事業」において、法人化商店街が事業を実施する場合には、商店街が設立された当該年度又は翌年度に限り、補助対象経費の6分の5以内の額又は補助限度額7,500万円のいずれか低い額とする。
- (7) 前2号の規定にかかわらず、第2条第2号ウに規定する商店街が実施する「活性化事業」については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額1,000万円以内のいずれか低い額とする。
- (8) 前3号にかかわらず、第2条第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街が実施する「活性化事業」については、補助対象経費の3分の2以内又は補助限度額20万円以内のいずれか低い額とする。
- (9) 「多言語対応事業」については、補助対象経費の6分の5以内の額又は補助限度額500万円のいずれか低い額とする。
- (10) 組織力強化事業については、補助対象経費の12分の11以内の額又は補助限度額2,000万円のいずれか低い額とする。
- (11) イベント事業又は活性化事業を合わせて行う場合の補助金の額は、第1号から第10号の額のそれぞれの範囲内で合計した額とする。
- (12) 複数の商店街等が共同若しくは協力をしてイベント事業又は活性化事業を行う場合の補助金の額は、第1号から第10号までの額のそれぞれの範囲内で合計した額とする。
- (13) 小額支援事業については、補助対象経費の9分の8以内の額又は補助限度額55万5千円のいずれか低い額とする。
- (補助金の交付申請)

- 第5条 補助事業者は、区長が定める期日までに、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて、区長宛てに提出するものとする。
- （補助金の交付決定）
- 第6条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 補助金の交付決定の額は、第4条に規定する商店街等が行う事業ごとに算出する額（1,000円未満の端数は切り捨て）又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。
- （事業の内容変更等）
- 第7条 補助事業者は、補助事業の名称若しくは実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合又は補助事業を中止しようとする場合は、あらかじめ杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業変更等承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて、区長宛てに提出し、その承認を受けるものとする。
- ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、内容を確認し、適当と認めるときは、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業変更等承認書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。
- （状況報告）
- 第8条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、区長が必要であると認めるときは速やかに書面により報告するものとする。
- （実績報告）
- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業実績報告書（第5号様式）に必要な書類等を添えて、速やかに区長宛てに提出するものとする。
- （補助金の額の確定）
- 第10条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る商店街等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、商店街等が行う事業ごとの第4条の規定により算出する額（1,000円未満の端数は切り捨て）又は第6条第3項に規定する額のいずれか低い額とする。
- （補助金の支払等）
- 第11条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行ができると認める場合については、概算払をすることができる。
- 2 前項の規定に基づく概算払の交付申請ができる補助事業者は、「杉並区商店街会連合会（昭和26年10月25日設立）」に加入している補助事業者とする。なお、複数の商店街等が共同又は協力をしてイベント事業又は活性化事業を行う場合も同様とする。
- 3 補助事業者は、前2項の規定により概算払を申請しようとするときは、区長が定める期日までに、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金（概算払）交付申請書（第7号様式）に必要な書類を添えて、区長宛てに提出するものとする。
- 4 概算払の額は、補助対象経費の3分の1以内の額又は150万円のいずれか低い額とする。（1,000円未満の端数は切捨て）
- 5 補助事業者は、第1項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第8号様式）を区長宛てに提出するものとする。
- 6 補助事業者は、第1項から第4項の規定により概算払で補助金の支払を受けようとする場合は、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金概算払請求書（第9号様式）を区長宛てに提出するものとする。
- 7 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書を受領後、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金精算書（第10号様式）を区長宛てに提出し、

速やかに補助金を精算するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第11号様式）により区長宛てに報告するものとする。

2 区長は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定額の変更)

第13条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定額の全部又は一部を変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第10条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定額を変更した場合において、補助事業の当該変更に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

2 区長は、第10条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を商店街等が行う事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(補助金に付すべき条件)

第16条 区長は、補助事業者に補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。

(2) 取得財産等については、商店街等が行う事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図ること。

(3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、区の承認を受けること。

(4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付すること。

(5) 補助事業の完了後、区から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備すること。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(取得財産等の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、区長が別に定める期日までに前条第3号の規定による承認を受けようとする場合は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金に係る取得財産等処分承認申請書（第12号様式）を区長宛てに提出するものとする。

2 区長は、前項の申請により承認をした補助事業者に対し、前条第4号の規定により補助事業者が納付を受けた収入の全部又は一部の納付を求めすることができる。

(検査)

第18条 補助事業者は、区長が区職員をして商店街等が行う事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について報告又は検査を求めた場合には、これに応じるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第19条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、区長が指示するところによる。

(区の事務処理)

第20条 区長は、補助金に係る事務処理に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 補助金の交付を行う場合は、あらかじめ補助事業の内容について審査会等による審査を行い、事業効果等の検証を行うこと。ただし、イベント事業については、この限りでない。
- (2) 補助事業者が行う事業の完了後に行う審査業務において、適正な処理を行うよう努めること。
- (3) 商店街等に対し、杉並区の補助金を財源とする補助事業であることを明示し、周知を図ること。
- (4) 商店街等に対し、商店街等の団体との共催による事業を奨励するよう努めること。

(委任)

第21条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、産業振興センター所長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 商店街等が行う事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施完了した事業であること。
- 3 旧杉並区元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱（平成11年3月1日杉生経発第1283号）は、平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成30年8月9日杉並第26924号）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

## 1 イベント事業

(1) 文化、歴史など地域資源を生かしたイベント ①季節のイベント（七夕、盆踊り、クリスマス等） ②スポーツイベント ③スタンプラリー、ウォークラリー ④各種フェスティバル、コンクール（コンサート、音楽祭、ストリートアート、シャッターアートコンクール等） ⑤地産地消イベント ⑥観光物産展 ⑦朝市、夜市
(2) 資源リサイクル、環境対策に関連したイベント ①エコキャンペーン（アルミ缶・ペットボトル等回収、エコバッグ配布、ごみゼロイベント等） ②クリーンキャンペーン（地域清掃イベント等） ③フリーマーケット ④リサイクル用品フェア
(3) 地域福祉、健康に関連したイベント ①高齢者用品フェア ②高齢者等を招待してのイベント ③健康フェスティバル
(4) 防犯防災や生活安全に関連したイベント ①防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント ③交通安全キャンペーン

\* イベント事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

\* イベント事業は、1商店街当たり1箇年度に2回までとする。また、法人化商店街が実施する事業は、商店街が設立された当該年度又は翌年度から3箇年度に限り、1商店街当たり1箇年度に3回までとする。ただし、複数の商店街等による共催事業1回は、当該回数に含まないものとする。なお、第2条第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街が実施する事業は、複数の商店街等による共催事業も含め、1箇年度に1回までとする。

\* 販売促進のために、チラシ、ポスター等の作成のみを行う事業は対象外とする。

## 2 活性化事業

(1) 施設を整備する事業 ①街路灯整備、改修 ②カラー舗装 ③アーケードの設置・改修 ④アーチ整備、改修 ⑤
--

モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設、改修 ⑧商店街事務所設置、改修 ⑨統一看板設置 ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備 ⑫来街者用トイレ設置 ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭消火栓スタンドパイプの整備 ⑮基本設計、実施設計
(2) IT機能の強化を図るための事業 ①ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③デビットカード導入 ④IC多機能カード導入 ⑤Eコマース導入 ⑥POSシステム導入 ⑦携帯電話による情報発信 ⑧顧客情報システム導入 ⑨IT拠点整備
(3) 顧客利便機能の強化を図るための事業 ①お客様向け巡回バスの導入 ②タウンモビリティ導入 ③宅配事業 ④案内板設置
(4) コミュニティ機能の強化を図るための事業 ①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等） ②安全パトロール事業 ③エコマネーの導入、調査 ④エコ・リサイクル事業（ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等）
(5) 組織力、経営力の強化を図るための事業 ①活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調査 ④購買動向調査 ⑤消費者懇談会 ⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成 ⑨振興組合化等支援 ⑩テナントミックス ⑪地域ブランド・商品開発 ⑫空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等）

\*活性化事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

\*第2条第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街が実施する事業は、1箇年度に1回までとする。

別表第2（第3条関係）

1 イベント事業の補助対象経費

経費区分・内容	備考
事前周知に要する経費	
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の制作費	
抽選会券、福引券等の印刷経費	
金券、商品券の印刷経費	
コピー代（ポスター、チラシ作成用のみ）	会員への連絡用のものは対象外
商店街HPへ掲載した専用ページの作成委託料	ホームページ開設経費は対象外
会場設営及び運営委託に要する経費	
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費	
会場賃借料	
イベントの企画、運営の委託に要する経費	
街路灯等の装飾イルミネーションの取付撤去委託料	イベント実施期間外に係る費用は対象外
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
金魚すくい、輪投げ等のゲームを行うための経費	売上げを伴う場合は、売上げを補助対象経費より差し引く。
模擬店設営費	
景品購入費	
抽選会や福引の景品の購入に要する経費	・等級、本数、景品名、当選者数が確

	認できるものを具備
ビンゴ大会やクイズ大会等のゲーム景品・副賞	・不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
商店会が発行する商品券で換品された部分の経費	※商店会発行商品券は、換品した各店の領収書又は受払簿を提出
※景品単価1万円以下（消費税込）の部分 総額で90万円以下の部分（送料は含めない。）	
記念品購入費	
イベント来場者・参加者に配布する記念品、無料配布物	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
イベント来場者・参加者に無料で提供する模擬店の材料費	
出演料	
大道芸やコンサート出演者への出演者に対する出演料	1件当たり1日100万円以下の部分
その他諸経費	
イベント事業のために雇い入れた短期雇用者の賃金	時間単価1,000円以下の部分。賃金台帳提出
イベント事業への協力、設備、物品等の提供に対する個人又は団体への謝礼（1団体又は1個人に対し、合計5,000円以内のもの）	※必ず受領書をもらうこと。 現金での謝礼は対象外
賠償責任保険、傷害保険料等	準備及び撤去期間を含む。
道路使用許可手数料	
事業系一般ごみ手数料又はごみ処理券購入費	
イベントで使用した共有物のクリーニング代	
撮影代	総額1万円以下の部分
事業実施に直接必要な備品購入費 （イベント以外で使用できる汎用性が特に高いものを除く。）	レンタル可能な物は購入不可。耐用年数を考慮し、安価で購入できるものを除く。
事業実施に直接必要な消耗品費	使用量が確認できない場合は対象外
事業実施に直接必要な駐車場、倉庫等の賃借料	物品等の保管目的は除く。
模擬店材料費（有料で提供する場合） ※売上げは、補助対象経費より差し引く。	現金販売のみ。（縁日券等、現金と縁日券、無料配布物との併用も不可）

※ 100万円以上の経費（1イベントで1業者から合計して100万円以上の場合も含む。）については、3社以上の業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。（実績報告時に見積書提出）

2 イベント事業の補助対象外とする経費

経費区分・内容	備考
役員や来賓等の特定の者に係る経費	
飲食費・交通費	
記念品に係る経費	
案内状送付に係る経費	
行政機関に対する謝礼	
ボランティアに係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその親族に対して支出する経費	
アルバイト賃金	
謝礼	商店従業員の休業日での手伝いは対象

飲食費	
共催団体に対して支出する経費	
景品購入費	
景品単価が1万円を超える景品購入費（超えた部分）	
総額で90万円を超える景品購入費（超えた部分）	
現金、宝くじ	
事前周知した個数を超える景品購入費	
配布されていない景品購入費	
換品されていない商店会が発行する商品券購入費	
記念品購入費	
酒類の購入費	
イベント来場者一人一人に配布していないものの購入費	
不特定多数の者にあらかじめ周知していないものの購入費	
事前周知した個数を超える記念品購入費	
謝礼	
現金での謝礼	特定の個人に対するもの以外は対象外
1団体又は1個人に対し、合計5,000円を超える謝礼	
使用実績のないもの	天変地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く。
補助事業に直接必要のないもの	
会議費	
インターネットホームページの開設経費	
周知用ポスターやチラシでイベントに直接関係のない部分	
パソコンの周辺機器等の購入費	
汎用性が特に高い備品購入費	
補助対象経費以外の消耗品購入費	
医薬品	
イベント期間外の賠償責任保険料、損害保険料等	
イベント中止の際に保険金が給付される保険の保険料	
総額1万円を超える撮影費（超えた部分）	
時間単価1,000円を超える部分の短期雇用者の賃金	
広告宣伝費以外に係るコピー代	
収入印紙代	

<<その他>>

- 1 年度をまたがって実施するイベントの経費
- 2 下記の条件を満たさない領収書の経費
  - ・ 領収書の宛先が「商店会」であること。
  - ・ 領収書に、日付・金額・購入品目・単価・個数（規模）・発行元名・発行元印があること。
  - ・ 領収書に単価・個数（規模）の記載がない場合は、請求書、内訳書、納品書の提示ができること。



- ・ 領収書が当該年度内に発行されているもの

### 3 活性化事業の補助対象経費

区分・内容	摘要
施設整備に要する経費	
施設の設置、改修及び撤去に係る工事費	
建物、施設、施設案内板等の固定的施設の購入費又は設置費	
工事実施に係る設計、施工管理等を委託する経費	
レイアウト、デザイン等を委託する経費	
駐車場・駐輪場用地借上げのための土地賃借料	事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。月額30万円を限度とする。
機器、設備、物品等の購入費及び賃借料	
IT機能の強化に要する経費	
ホームページの作成等を専門会社に委託する経費	ホームページ開設事業は50万円を限度とする。
ホームページの作成等に伴うパソコン等購入費	
各種カード端末機等の購入費	
顧客利便機能の強化に要する経費	
宅配用等の車両購入費	
案内板等の固定的施設の購入費又は設置費	
商店街マップの作成に伴うデザイン費又は印刷費	商店街マップ事業は20万円を限度とする。
コミュニティ機能の強化に要する経費	
空き店舗の改装費	
空き店舗活用事業に係る建物賃借料	事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。
空き店舗活用事業に係る人件費	事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 事業実施に必要な業務を行うために商店街等直接雇用する者に対して支払われる経費とする。 月額15万円を限度とする。
機器、設備、物品等の購入費及び賃借料	
組織力、経営力強化に要する経費	
専門家、委員、研修会等の講師等に対する謝金、講演料	
各種調査に係る謝金	
会場賃借料	
テキスト、参考図書、資料等の購入費	

	テキスト、報告書等の原稿料、印刷製本費	
	研修会、後援会等への参加費	
	フラッグ、商店街カード等の購入費	
	ポスター、チラシ等の制作費	
	広告の新聞折り込み経費	
	新聞、雑誌等への広告掲載料	
	イベントに係る経費	イベント事業の補助対象経費のとおり
	上記経費に係る事業に付随する経費	
	事業に要する送料、運送料又は自動車借上料	
	事業に要する臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	
	事業実施に直接必要な備品購入費	
	事業実施に直接必要な消耗品費	
	振込手数料	

\*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

\*100万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

\*空き店舗活用事業における建物賃借料、人件費の起算日となる事業開始日とは、事業実施のための賃借料又は人件費のいずれか早い方の支払が発生した月初をいい、各経費の補助期間の終期は同一とする。

#### 4 活性化事業の補助対象外となる経費

区分・内容	摘要
法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とした修繕、保守等に係る経費	
既存施設の消耗品の交換に係る経費	
土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費	駐車場及び駐輪場整備に係る土地賃借料は除く。
別途定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給、専門家等に対する謝金、街路灯1基当たりの設置単価等、パソコン及び周辺機器の購入単価等
使用実績がないもの	
補助事業に直接必要のない経費	
イベントに係る経費	イベント事業の補助対象外とする経費のとおり

様式 略

## 杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱実施細目

平成24年 6 月 29 日

杉並第18054号

改正	平成25年 3 月 15 日 杉並第62815号	平成26年 5 月 14 日 杉並第8029号
	平成27年 4 月 22 日 杉並第3819号	平成28年 6 月 13 日 杉並第14747号
	平成29年 6 月 6 日 杉並第13236号	平成30年 8 月 9 日 杉並第26925号

(目的)

第 1 条 杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱（平成24年 6 月 29 日 杉並第17998号。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この実施細目で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(要綱第 2 条関係)

第 3 条 要綱第 2 条の規定については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 要綱第 2 条第 2 号イに規定する「事業協同組合」については、同号ウに該当するものとする。
- (2) 要綱第 2 条第 2 号ウ(エ)に規定する「会則等」については、会則又は規約並びに役員名簿並びに24箇月分の決算書及び関係帳簿とする。
- (3) 要綱別表第 1 に例示する「2 活性化事業」の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
  - ア 「改修」とは、別表第 1 に掲げる法定耐用年数（以下「耐用年数」という。）を満了した既存施設について、当該施設の機能を高め、又は耐久性を増すための改良及び商店街活性化に資する改良とし、経常的経費のみ及び機能維持のみの事業は対象としない。
  - イ 「空き店舗等を活用した事業」は、空き店舗の取得又は建替に係る事業は対象としない。
- (4) 要綱第 2 条第 6 号アに規定する「内容が経常的な性格を有する事業」とは、継続的又は定期的に発生する保守料及び使用料等に係る事業、法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とする修理又は保守に係る事業等をいう。
- (5) 要綱第 2 条第 11 号に規定する「小額支援事業」の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
  - ア 当該年度において、要綱第 2 条第 7 号から第 10 号までに規定する事業について補助金の交付申請を行う場合又は前年度において、同補助金の交付を受けた場合は、小額支援事業の交付申請を行うことはできないものとする。
  - イ 小額支援事業の交付申請は、1 商店街当たりイベント事業及び活性化事業各々 1 回までとする。なお、同一商店街が交付申請を行うことができるのは、継続した 2 箇年までとする。
  - ウ 共催による実施は、アの要件を満たした商店街同士の申請に限り認めるものとする。
  - エ 「防災や環境など当該商店街にふさわしいテーマを掲げて」とは、地域実情又は商店街の立地・環境に鑑み、区長がふさわしいと判断できる場合をいう。
  - オ 「小規模な事業」とは、総事業費100万円以下の事業をいう。

(要綱第 3 条関係)

第 4 条 要綱第 3 条の規定については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 要綱第 3 条に規定する「区長が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
- (2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち前号に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は、売上げに係る経費を前号に掲げる経費から除くものとする。

(要綱第 4 条関係)

第 5 条 要綱第 4 条第 4 号に規定する「区長が必要と認める事業」及び「別途定めた額」とは、別表第 2 に掲げたものとする。ただし、加算した額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費を上限とする。

(要綱第5条関係)

第6条 要綱第5条の規定については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 要綱第5条に規定する「区長が定める期日」については、年度ごとに別に定める。
- (2) 要綱第5条に規定する「必要な書類」とは、事業の内容及び経理内容が分かる書類をいう。

(要綱第9条関係)

第7条 要綱第9条に規定する「必要な書類等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 経費の名目、単価、規模及び日付が明らかである領収書の写し。ただし、領収書に単価、規模等の記載がない場合は、請求書、内訳書、納品書、契約書及び引渡書等
- (2) 領収書のみでは、経費の支出目的、用途及び実態等が確認できないものについては、成果物、ポスター、チラシ、写真、預金通帳、現金出納簿、備品台帳、口座振替依頼書、固定資産台帳等の帳簿類等
- (3) 業者選定を行った場合は、その経過が分かる書類

(要綱第10条関係)

第8条 要綱第10条第2項に規定する「第4条の規定により算出する額」とは、補助金交付決定時と同様の算出方法を用いて得た額をいう。

(要綱第11条関係)

第9条 要綱第11条第3項に規定する「必要な書類」とは、事業の内容及び経理内容が分かる書類並びに概算払を受けた後、補助金を流用したり、別の用途に使用しない旨を記載した誓約書をいう。

(要綱第17条関係)

第10条 要綱第17条の規定については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 要綱第17条第1項に規定する「区長が別に定める期日」とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一」による耐用年数の経過した日とする。
- (2) 要綱第17条第1項の規定により、取得財産等処分承認申請書の提出があった場合は、「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日23財主財第38号）」による承認基準に準じて取り扱うものとする。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成30年8月9日杉並第26925号）

この細目は、平成30年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

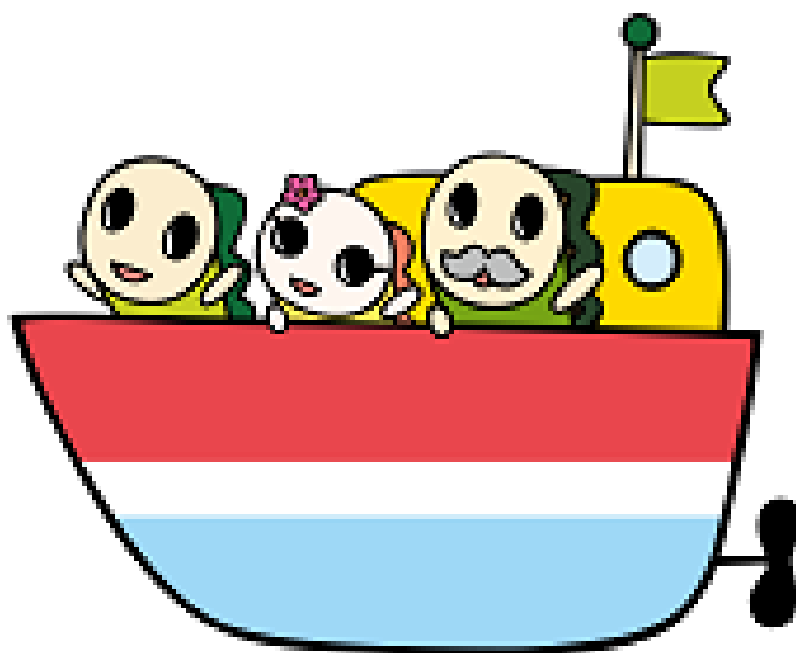
耐用年数

構造又は用途（細目）	耐用年数
アーケード又は日よけ設備（主として金属製のもの）	15年
舗装道路及び舗装路面（コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの）	15年
金属造のもの（街路灯、ガードレール）	10年
事務機器及び通信機器 （電子計算機〈パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）〉）	4年
ソフトウェア（その他のもの）	5年

別表第2（第5条関係）

区長が必要と認める事業	補助事業者	別途定めた額
阿佐谷七夕まつり	阿佐谷商店街振興組合	150万円
久我山ホテル祭り	商店街振興組合久我山商店会	100万円

**平成30年度  
商店街チャレンジ戦略支援  
事業 ～イベント編～  
【会計マニュアル】**



**杉並区産業振興センター商業係**

**電話 03-5347-9138**

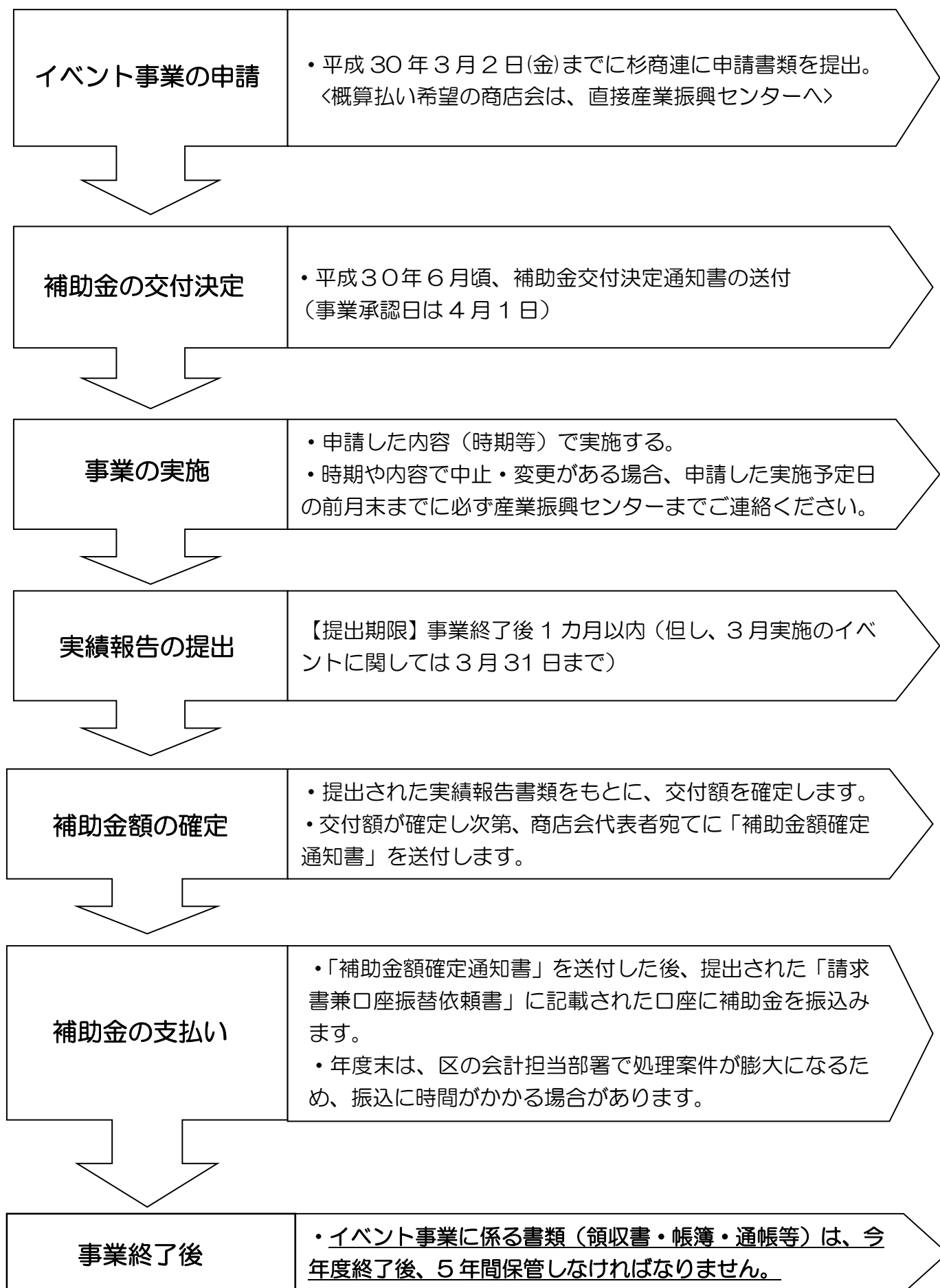
**FAX 03-3392-7052**



# 目次

1. 平成30年度イベント事業全体の流れ・・・・・・・・・・P.2
  2. 補助対象となるイベント事業について・・・・・・・・・・P.3
    - (1) 補助スキームと補助限度額
    - (2) 補助金の交付額について
    - (3) 補助額の逆転現象
    - (4) 収益（売上等）や協賛金の取扱いについて
  3. 補助対象経費について・・・・・・・・・・P.5
    - (1) 事前周知に係る費用
    - (2) 会場設営及び運営委託に要する経費
    - (3) 景品購入費
    - (4) 記念品購入費
    - (5) 出演料
    - (6) その他諸経費
  4. 平成30年度 イベント事業注意事項・・・・・・・・・・P.10
    - (1) ポスター・チラシの記載例
    - (2) 領収書見本
  5. 事業申請について・事業変更又は中止について・・P.13
    - (1) 申請に必要な書類
    - (2) 提出期限
    - (3) 提出先  
※記入例①～④
  6. 事業実績報告について・・・・・・・・・・P.18
    - (1) 実績報告に必要な書類  
※記入例⑤～⑰、受領書様式見本
- 【参考】 提出写真の撮影例・・・・・・・・・・P.30

## 1. 平成30年度イベント事業全体の流れ





## 2. 補助対象となるイベント事業について

対象となる イベント事業	① 商店街が単独で行うイベントに係る事業 ② 複数の商店街が共同で行うイベントに係る事業（共催事業） ③ 商店街の連合会、商工会議所が行うイベントに係る事業 ④ 商店街又は商店街等の団体が上記①～③の行事に参加する事業
要件	① 当該商店街の街区内で行うこと。 ② 連続する期間（3カ月以内）に行うこと。
対象回数	1商店会1ヵ年度につき3回まで ※但し、単独事業は2回まで 例) 単独1回・共催2回（共催のみの3回でも可）
対象経費	当該年度内に支出された、イベントの開催期間の準備、開催、撤去等に係る直接必要な経費

### (1) 補助スキームと補助限度額（※ただし、補助決定額の範囲内とする。）

①補助対象経費が100万円を超える場合 …補助率 2/3・補助限度額 300万円

東京都 1/3	杉並区 1/3	商店街 1/3
---------	---------	---------

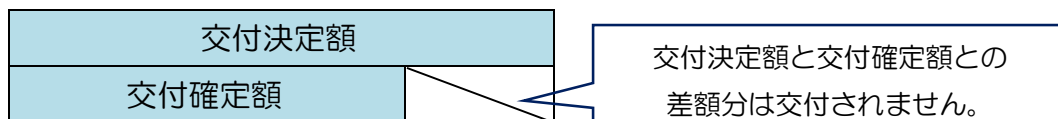
②補助対象経費が100万円以下の場合 …補助率 5/6

東京都 1/2	杉並区 1/3	商店街 1/6
---------	---------	---------

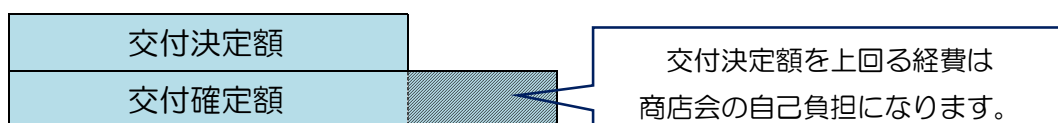
### (2) 補助金の交付額について **注意!**

- 補助対象経費 100万円超で交付決定した事業は、事業実績で 100万円以下になっても補助率は 2/3 のままで交付額を確定します。ご注意ください。
- 補助金の交付確定額は、実績報告の内容を審査し、交付申請時の対象経費と実績報告時の対象経費の少ない方の額に、交付申請時の算定基準（5/6 or 2/3）を適用し、算出します。

◇交付申請時の経費＞実績報告時の経費の場合

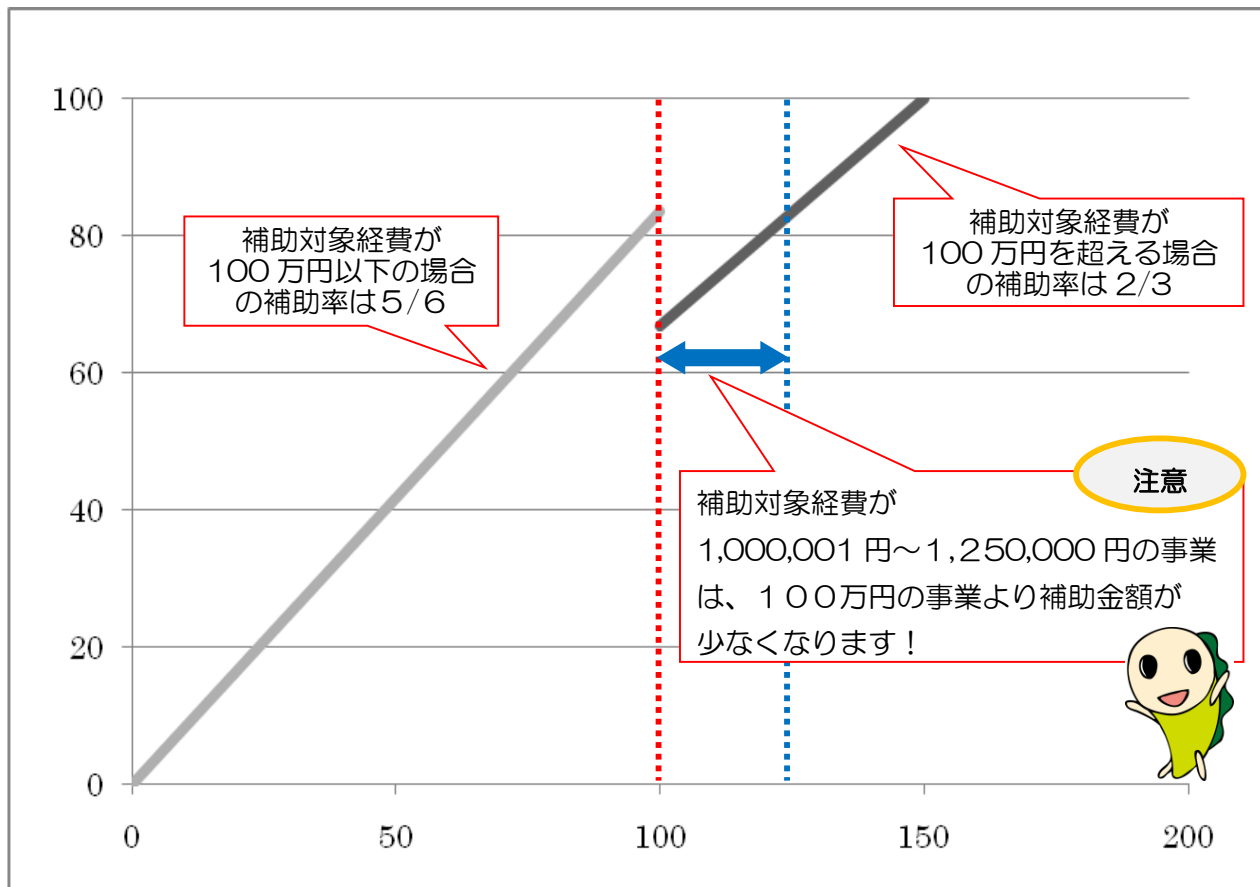


◇交付申請時の経費＜実績報告時の経費の場合



### (3) 補助額の逆転現象

補助対象経費の額により適用補助率が変わります。一定幅の事業費において、下記表のような補助額の逆転現象が生じます。下記表を参考にし、事業計画を行ってください。



### (4) 収益（売上等）や協賛金の取扱いについて

① イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益（売上や出店料、抽選券売上等）が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合であっても売上に該当します。

※ 収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断してください。

② イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれます。

③ パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

※ ご不明な点は、地区担当へお問合せください。

### 3. 補助対象経費について

#### (1) 事前周知に係る費用

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
周知(印刷)経費 ポスター、チラシ、立て看板、抽選券、福引券等の製作・印刷 〈既製品の抽選券やくじ券を購入した場合は、(6)その他経費〉 ※ポスター、チラシ作成の際は作成例を参考にしてください。	対象となるもの ・申請したイベント名・正式な商店会名・実施日の記載があること ・抽選会・ゲーム等の景品、記念品等の無料配布物がある場合は、各景品の等級・品名・数量(本数)を明記すること ・抽選会等実施する場合は、参加条件(換金期限の記載を含む)を記載すること	領収書の他に提出するもの <input type="checkbox"/> 現物、成果物 作成したポスター、チラシ、抽選券等 <input type="checkbox"/> 写真 ポスター、看板等を掲示した様子が分かるもの	対象外となるもの ・左記、提出書類がない場合 ・正式なイベント名、商店会名が記載されていない場合 ・当該イベント以外の内容が記載されている場合 (実施商店会が主催する事業である場合は、 <u>ちらし等の印刷面積が1/10を超えると全額補助対象外。</u> )
広告の新聞折り込み経費	・上記チラシを新聞等に折り込んでいる場合の折り込み料、ポスターリング経費等	<input type="checkbox"/> ポスターリングされた範囲が分かるもの	
新聞、雑誌等への広告掲載料	・新聞、雑誌、TV等への広告掲載料	<input type="checkbox"/> 成果物(掲載されたもの)	・イベント名の入っていないもの ・イベントと関係のない内容が掲載されたもの
案内看板、フラッグ、横断幕等の製作費	・申請したイベント名・正式な商店会名の記載があること ・加えて、フラッグや横断幕等については当該イベント限定であることが分かるように記載すること	<input type="checkbox"/> 写真 フラッグや横断幕が設置されているところが確認できるもの	・正式なイベント名、商店会名が記載されていない場合 ・当該イベント限定であることが確認できない場合
ポスター・チラシ作成に要するコピー代	・コピー代(ただし、ポスター・チラシ印刷の場合のみ) ・用紙代	<input type="checkbox"/> 現物、成果物 <input type="checkbox"/> 掲示の様子が分かる写真	・インクやトナー代、事務用品類 ・用紙代(作成数に比べ著しく多く購入している場合は対象外) ・内部資料(会議資料等)に係るコピー代 ・会員(印刷を生業としている場合を除く)がポスター等の原稿を作成した経費や、会員の所有しているコピー機等でのコピー・印刷をした場合の経費

(1) 事前周知に係る費用

HPへの専用ページ作成経費	・商店街HPへ掲載したイベント専用ページの作成委託料	□HP掲載部分のコピー等	・HP開設経費、更新費 ・イベントと関係ない内容が掲載されたもの
---------------	----------------------------	--------------	-------------------------------------

(2) 会場設営及び運営委託に要する経費

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費 (街路灯等の装飾イルミネーションの取付撤去委託料を含む)	・イベント会場の設営に係る経費（イベントに伴う分のみであること） ・イベント実施期間内に係る経費	□見積書、契約書 工事・委託共に100万円以上の場合、提出すること。見積書については3社分必要。 □業者選定議事録	・提出書類に不備がある場合 ・経常的なものが含まれている場合 ・イベント実施期間外に係る費用 ・リース、レンタル備品の破損代、備品等の修繕費
イベントの企画、運営の委託に要する経費	・イベントの一部についての企画、運営の委託であること	100万円以上の場合、3社の見積書を徴し、業者を選定した経緯が分かるものを提出	・イベントの企画、運営を全て委託した場合
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	・警備会社等もしくは廃棄物処理業者への委託経費	□同上	
会場賃借料	・貸主が生業として貸している場合の賃借料	□契約書	・準備～撤去までの間以外の会場賃借料
	・イベントの準備から撤去までの間のもの ・貸主が実施主体である商店会関係者、その同居する親族の場合は、賃貸借契約書を取り交わしていること	□契約書	・左記、提出書類がない場合 ・駐車場を借用した際、代替場所として使用したコインパーキング代
模擬店(焼きそば等)、金魚すくい、輪投げ等のゲームを行うための経費（模擬店の材料費等の経費は区分⑥）	・模擬店、ゲーム類を行うための会場設置に係る経費 ・収益がある場合、計上されているか。(売上やフリーマーケットでの出店料等)	□売上台帳（代表者及び会計担当者の署名・印鑑があること）	・収益があるのか明らかで、売上台帳が提出されなかった場合

(3) 景品購入費

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
抽選会や福引の景品の購入に要する経費、ビンゴ大会やクイズ大会等のゲーム景品・副賞	<p>対象となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽選会等の景品及び商品券(不特定多数の者に予め、景品内容・本数が周知されているもの)⇒ポスターやチラシ等に記載があること</li> <li>・景品単価1万円以下(消費税込)の部分</li> <li>・1商店会当たりの景品総額で90万円以下の部分(送料は含めない)</li> <li>・予め周知した個数以下の部分</li> <li>・商店会独自の商品券(換金分のみ)</li> <li>・区内共通商品券、ビール券、図書カード</li> </ul>	<p>領収書の他に提出するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□景品台帳</li> <li>等級、それぞれの本数及び当選者数が確認できるもの</li> <li>□現物、成果物</li> <li>ポスター、チラシ</li> <li>□写真</li> <li>抽選会場全景写真</li> <li>景品の種類と数量が確認できる写真</li> <li>□商店会商品券換金簿(原則押印)、又は換金時に個店が発行した領収書</li> </ul>	<p>対象外となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景品内容、本数が事前周知されていない場合</li> <li>・景品単価が1万円を超える部分(税込)</li> <li>・景品総額が1商店会あたり90万円を超える部分(税込)</li> <li>・現金、宝くじ、大型店や百貨店(会員の場合は対象)の商品券等</li> <li>・配布されていない景品分及び換金されていない商品券</li> <li>・事前周知した個数を超える景品購入費</li> <li>・ポイントカード(特定の者のみが対象となるため、ポイント分が対象外)</li> <li>・割引券</li> </ul>

(4) 記念品購入費

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
イベント来場者・参加者に配布する記念品、無料配布物	<p>対象となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の者に予め、内容、本数を周知した記念品や無料配布物等(複数日にわたり配布する場合、ポスターやちらしには、「各日〇〇本」と記載すること。)</li> </ul>	<p>領収書の他に提出するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□現物、成果物</li> <li>ポスター、チラシ</li> <li>□写真</li> <li>抽選会場全景写真</li> <li>景品の種類と数量が確認できる写真</li> </ul>	<p>対象外となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記念品の内容、本数が事前周知されていない場合</li> <li>・来賓等特定の者に対する記念品</li> <li>・配布されていない記念品</li> <li>・酒類の購入費</li> <li>・事前周知した個数を超える記念品購入費</li> </ul>
イベント来場者・参加者に無料で提供する模擬店の材料費			

(5) 出演料

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
大道芸やコンサート出演者への出演料に要する経費	<p>対象となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出演料(1件当たり1日100万円以下)</li> </ul>	<p>領収書の他に提出するもの</p>	<p>対象外となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1件当たり100万円を超える部分</li> <li>・出演料の他に飲食等を提供する場合は</li> </ul>

(6) その他諸経費

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
イベント事業のために雇い入れた短期雇用者の賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルバイト賃金（時給 1,000 円以下の部分） ⇒領収書に作業内容、作業内容、時間単価（最低賃金を遵守すること。※平成 29 年 10 月 1 日現在 958 円）、作業時間が記載されているもの</li> <li>・商店会関係者以外のイベント協力者への謝礼</li> <li>・ 1 団体又は、1 個人に対し合計 5,000 円以内のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賞金台帳（商店会関係者が否かを記載すること）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時給 1,000 円を超える部分</li> <li>・ 商店会関係者のアルバイト料</li> </ul>
イベント事業への協力、設備、物品等の提供に対する個人又は団体への謝礼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント実施期間中（準備及び撤去期間を含む）の保険料</li> <li>・ 賠償責任保険、損害保険（スタッフ向けも対象）</li> <li>・ 道路使用許可手数料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝礼台帳</li> <li>・ 受領書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金謝礼</li> <li>・ 商店会関係者また、その親族への謝礼</li> <li>・ 受領書のないもの</li> <li>・ 行政機関、近隣挨拶費、来賓者等の特定の者に係る経費</li> <li>・ 合計 5,000 円を超える部分の謝礼</li> <li>・ 打ち上げ等の宴会経費、飲食店での食事代</li> <li>・ 出演料やアルバイト賃金を支払った者に対する謝礼</li> </ul>
賠償責任保険、損害保険料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント実施期間中（準備及び撤去期間を含む）の保険料</li> <li>・ 賠償責任保険、損害保険（スタッフ向けも対象）</li> <li>・ 道路使用許可手数料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険の中身が確認できるもの</li> <li>・ 保険期間が確認できるもの</li> <li>・ 領収書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント中止保険</li> </ul>
道路使用許可手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント時に使用した一般ごみ等の処理に係る経費（処分量が適正なもの）</li> </ul>		
事業系一般ごみ手数料又はごみ処理券購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント時に使用した一般ごみ等の処理に係る経費（処分量が適正なもの）</li> </ul>		
郵送料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案内状等の送付（広報用のみ）</li> <li>・ 参加申し込みに対する回答や景品を後日発送する等の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送付先リスト、送付文書</li> <li>・ 宛名等が確認できる送付物の写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員、町会長、商店会会員など来賓等関係者への郵送に係る経費</li> </ul>
イベントで使用した共有物のクリーニング代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はっぴ、半纏、紅白幕等のクリーニング代（商店街備品に限る。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用していることが分かる現場写真、備品台帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用実績のないもの</li> </ul>
撮影代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント実施状況確認のため提出する写真の撮影に係る経費（1 事業につき 1 商店会総額 1 万円以下）</li> <li>・ 使い捨てカメラの購入費</li> <li>・ 現像代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 写真</li> <li>※補助対象経費に係る写真が漏れなく撮影されていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 事業につき、1 商店会あたり総額 1 万円を超える部分</li> </ul>

(6) その他諸経費

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
振込手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>振込手数料</li> <li>代引き手数料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>振込依頼書等</li> <li>振込明細</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象外経費に係る振込手数料</li> </ul>
運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>配達業者による運搬費、配達代</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人による運搬に関する経費（交通費、ガソリン代、手間賃等）</li> </ul>
事業実施に直接必要な備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>リース、レンタルより購入する方が安価な場合</li> <li>リース、レンタルできない理由が明確であるか</li> <li>購入単価が5万円を超える（消費税を含む）もの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>備品台帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業以外に利用可能な場合</li> <li>当該事業実施に直接必要のない備品</li> <li>リース、レンタルが可能の場合</li> <li>備品の修理代</li> </ul>
事業実施に直接必要な消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用実績のあるもの</li> <li>購入単価が5万円以下（消費税を含む）のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用実績の分かる写真又は使 い切ったことを確認できる書 類(商店会長が使い切りを確認 した旨の文書等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>汎用性の高いもの</li> <li>事務用品</li> <li>使用実績のないもの</li> <li>補助事業に直接必要のない経費</li> </ul>
模擬店材料費（有料で提供する場 合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上台帳の提出があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上台帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上台帳の提出がない場合</li> </ul>

※上記に記載のない経費については、事前にご相談ください。

※経費に係る領収書等については、必ず以下の項目をご確認ください。

提出する領収書はコピーで結構です。

・事業者が生業として行っているサービスの領収書であること。

・金額の内訳（単価・数量）や対象物品・サービスの用途などが不明なものは対象外となります。（～工事一式等の記載のみは不可）但し書きの代わりに、明細が確認できる他の書類（請求書、納品書等）を添付いただいても構いません。

・領収書等に年月日が記載されていること。（平成30年4月1日～平成31年3月31日以外の場合、補助対象外です。）

・宛名が正式名称で記載されていること。（正式名称とは、申請時に書いていただいた商店会名となります。）

・実行委員会制を採ってイベントを実施したい場合、実行委員会名簿（商店会で構成されたものに限る。商店会以外の団体が含まれている場合は受理できません。〈地域連携型商店街事業を除く〉）が提出された場合のみ、実行委員会宛の領収書を補助対象とします。

・複数商店会で事業実施（共催事業）した場合、領収書等の宛名が代表商店会名（申請商店会名）であること。

## 4. 平成30年度 イベント事業注意事項（必ず確認してください！）

### ① 4月に実施する事業について

⇒事業の承認日は、4月1日です。領収書の日付が4月1日以前のもの、対象外となります。  
〈4月1日に実施する事業については、事前に行う周知費用が補助対象外となります。〉

### ② ポスター・チラシ等への他団体表記について（共催・協賛・協力）

⇒原則、ポスター・チラシ等に記載する商店会名は主催商店会のみとしております（イベント事業は商店街以外の団体等が入っていると補助対象外となるため）が、共催・協賛・協力の場合は以下の通りであれば、掲載することが可能です。

- (1) 共催・・・イベント申請した商店会のみ掲載可（共催商店会の委任状が必要です）
- (2) 協賛・・・協賛金を収入として補助対象経費から差し引いた場合のみ掲載可
- (3) 協力・・・金銭収入を伴わない人的協力等を受けている場合のみ可

### ③ 書類に使用する印鑑について

⇒申請書・実績報告書等の書類に使用する印鑑は、全て統一してください。（シャチハタは不可）

### ④ チラシ・ポスターについて

⇒チラシ・ポスターには、原則当該イベントの内容だけを記載してください。商店会で、補助金を活用しないイベントの案内等をチラシに載せてしまうと、「補助事業と関係ない内容を記載している場合」にあたり、印刷経費等全て対象外となります。（印刷面積の1/10以内の場合は除く。）（都より強く指導されています）  
⇒景品や記念品は、チラシ・ポスターに表示している数を購入してください。（表示数超過分は対象外）  
⇒イベントは、チラシ・ポスターで周知したとおりの開催内容でなくてはなりません。

### ⑤ イルミネーションについて

⇒商店会自らが企画運営に関わることを条件であれば、補助金の対象となります。ちょうちんの設置は、商店会でのセール実施を条件として対象となります。ご不明な点等ありましたら、担当へご相談ください。

### ⑥ 経費一件当たりの金額が100万円以上の場合

⇒見積書を3社分揃え、業者選定委員会の議事録を作成し提出してください。また、100万円以上の経費の場合、必ず契約が必要となります。（実績報告時に契約書を提出していただきます。）

### ⑦ 事業中止・変更の取扱いについて

⇒必ず事前に担当へご相談ください。

交付決定があっても、イベントが申請した内容でないもの・雨等でのイベントが中止となったものは、補助の対象となりません。事業名の変更（1字でも）や実施期間の変更、事業内容の大幅な変更、事業そのものを中止する場合は、事前に変更届けを提出する必要があります。

### ⑧ 備品台帳の整理について

⇒はっぴや提灯など、消耗品の範囲で購入したのも、「当該イベントで毎年使用するもの」には、過年度に購入した物品について備品台帳への記載が必要です。

### ⑨ イベント保険について

⇒損害・傷害保険は、補助対象となります。規模にあわせ適正な保険に加入しましょう。

### ⑩ 領収書の但し書きについて

⇒未記入が多く見受けられます。内容・単価・数量等を必ず記入してください。

### ⑪ クレジットカードについて

⇒クレジットカードでの支払いは、原則対象外です。

## ◆イベント実施に際して

公道で実施する場合は道路占用許可の届け出が、食料品を扱う場合は保健所へ届け出が必要です。届け出を忘れてしまうとイベントができなくなる場合もありますので、早めの手続きをお願いいたします。



(1) ポスター・チラシの記載例

# 歳末大売り出し

**平成30年12月1日～12月24日**  
**お楽しみ抽選会** 12月24日開催！

期間中、商店会加盟店にて1,000円のお買い物につき  
 抽選券1枚を差し上げます！

特賞	商店会お買い物券（1万円分）	5本
1等	商店会お買い物券（5千円分）	10本
2等	商店会お買い物券（1千円分）	50本
3等	お米（5kg）	50本
残念賞	ティッシュ	100本

抽選会にご来場の方先着200名様に  
ジュースをプレゼント！

**なみすけ商店街振興組合**

正式なイベント名を記載

抽選会等を実施する場合は、参加条件を記載すること。

各景品の等級・品名・数量（本数）を明記。明記されていない場合は対象外。品物の種類が多く掲載できない場合は、別に一覧表を掲示。

抽選会場等に掲示し、掲示している様子を写真に撮って提出

無料配布品や記念品の用意数を明記。明記されていない場合や「もれなく」の周知は対象外。

正式な商店会名を記載



ポスター・ちらしに協賛企業名が入っている場合は、協賛金を差し引きます。

※景品表記の悪い例

特賞	商店会お買い物券（1万円分）	5本
1等	商店会お買い物券（5千円分）	10本
	§	
残念賞	生活用品等	もれなくプレゼント！

- 【注意！】
- 個数表記は必ず記載する。
  - 記念品についても個数表記をする。

- 「等」などまとめた表記は×
- もれなくといった表記も×



## (2) 領収書見本

◎宛名は正式な商店会名称で記入する！  
 例) なみすけ商店街振興組合 (通称なみすけロード) の場合  
 ① なみすけロード・・・× 正式名称でない  
 ② なみすけ商店街・・・× 「振興組合」が抜けている  
 ③ 歳末大売出し実行委員会× 商店街名でない

領収書の発行日が記載されていること

領 収 書

なみすけ商店街振興組合 様

平成〇〇年〇月〇日

¥ 54,000 -

(うち消費税額 ¥4,000 -)

内容、単価、数量などが記載されていること

但 〇〇〇代として @500×100個  
 上記正に領収いたしました

印紙

なみすけ株式会社  
 東京都杉並区阿佐谷南〇-〇-〇  
 杉 なみすけ 印

領収書発行者の住所・社名・代表者氏名・印があること

金額に応じて収入印紙を貼り割印を押すこと。  
 ※金額が税抜 50,000 円 (税込 54,000 円) 以上の領収書等の課税文書には収入印紙を付さなければなりません。(平成 26 年 4 月より金額が変更)  
 ただし、消費税額の明確な記載が無いと、金額が 50,000 円でも収入印紙の貼付が必要となります。

**【注意！】**  
 商店街会員が商売で普段販売していない(生業としていない)品物の購入経費は対象外となります。  
 (例)  
 ・花屋で豚肉を購入など

### ※アルバイト領収書について



領 収 書

なみすけ商店街振興組合 様

平成〇〇年〇月〇日

¥ 3,000 -

但 〇〇まつりアルバイト代 (@1000×3 時間  
 抽選会受付) として  
 上記正に領収いたしました

東京都杉並区阿佐谷南〇-〇-〇  
 杉 なみすけ 印

アルバイト単価×時間、従事内容を  
 但し書き欄に記載すること

受取者の住所・氏名・印があること

## 5. 事業申請について

### (1) 申請に必要な書類

<input type="checkbox"/>	杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付申請書【第1号様式】 記入例①
<input type="checkbox"/>	事業計画書【別紙1】 記入例②
<input type="checkbox"/>	事業費経費別明細（補助対象経費一覧表）【別紙2】 記入例③
<input type="checkbox"/>	収入明細【別紙3】 記入例④
<input type="checkbox"/>	実行委員会名簿（実行委員会名で申請する場合のみ）【様式任意】
<input type="checkbox"/>	会則
<input type="checkbox"/>	役員名簿
<input type="checkbox"/>	過去24箇月分の決算書類
<input type="checkbox"/>	通帳の写し

※複数事業を申請する場合、上記の書類をコピーして事業ごとにご記入ください。

### (2) 提出期限 平成30年3月2日（金）厳守

(3) 提出先 杉並区商店会連合会（インテグラルタワー2階）  
〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 電話03-3220-1221  
※概算払い希望商店街は、産業振興センターへ提出のこと。

## ○事業変更又は中止について

### (1) 提出書類

<input type="checkbox"/>	杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業変更等承認申請書【第3号様式】 記入例⑧
--------------------------	---------------------------------------

### (2) 変更届けを提出しなければならない場合

事業名の変更（1字でも）や実施期間の変更（3カ月以上の変更）、事業内容の大幅な変更、事業そのものを中止する場合。

(3) 提出先 杉並区産業振興センター（インテグラルタワー2階）  
〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 電話03-5347-9138



# 記入例①

第1号様式（第5条関係）

記入しないでください。

~~年 月 日~~

杉並 区 長 宛

商店会(団体)名 杉並A商店会他1商店会

主 所 杉並区阿佐谷南 1-15-1

代表者名 会長 杉並 太郎 印

肩書は必ず記入！使用する印鑑は統一（申請書・実績報告・口座振替依頼等）してください。

## 杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、申請します。

- 記
- 1 事業内容
    - (1) 事業名 納涼大会
    - (2) 内容 別紙1のとおり
    - (3) 経理内容 別紙2のとおり
    - (4) 交付申請額 ~~金 円~~
    - (5) その他（書類作成者連絡先）

開催する事業名を記入。このイベント名で東京都へ申請するので、正確な名称をお願いします。（変更があった場合は、変更申請が必要となります。）

記入しないでください。

氏 名 杉並 次郎

住 所 杉並区阿佐谷南 1-15-1-202

電話番号 03-3312-2111

FAX 番号 03-5307-0684

なお、補助を受けるにあたり、区が行う必要な個人情報の収集に同意いたします。

商店街振興事業名	杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業		
1 事業名	納涼大会		
2 商店街名	杉並A商店会他1商店会		
3 実施期間(景品等交換期限を含む。)	平成 30 年 8 月 25 日 から 平成 30 年 9 月 30 日 まで		
4 実施場所	杉並A商店会内		
5 共催する商店街名又は団体名	杉並B商店会		
6 事業の具体的な内容	<p>今回で15回目を迎える事業であり、地域にも浸透してきており、楽しみにしている方も多く、当商店街のPRおよび顧客サービスを目的として実施する。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>①ポスター、チラシ、立て看板を作成し、イベントを周知する。</p> <p>②盆踊り大会を実施する。</p> <p>③盆踊りの参加者先着100名様にかき氷を無料配布する。</p> <p>④抽選会</p> <p>・期間中買い物された方に100円につき1枚の抽選券を配布する。</p> <p>・抽選券1枚につき1回抽選を行う。当選した等級に応じて景品を進呈する。</p> <p>1等:テーマパークチケット、2等:区内共通商品券、3等:商店会商品券、4等:ポケットティッシュ</p> <p>⑤バンド演奏を実施する。</p> <p>⑥道路使用料を支払う。</p>		
7 ①収益事業の有無 (有) ・ 無	<p>②収益事業が有の場合、具体的な内容と見込額</p> <p>・焼き鳥、フランクフルトの販売 @100×500個=50,000</p> <p>・フリーマーケットの区画料 @1,000×20=20,000</p>		
8 期待される効果(具体的に)	<p>参加者は年々増加しており、商店街のPRやイメージアップに大変効果がある。</p> <p>チラシやポスター、ペナント等で抽選会の周知をすることにより、各店の売上が向上する。</p> <p>また、抽選会の景品を商店街加盟店で利用できる商品券にする相乗効果により、商店街利用回数の増加が期待できる。</p> <p>各店舗の売上高10%アップ、イベント実施時の来街者数10%アップ(対前年同期比)をめざす。</p> <p>( 目標来街者数 3,000 人 )</p>		
9 本申請についての連絡先等	<p>① 担当者名 杉並 太郎</p> <p>② 電話番号 03-3312-2111</p> <p>③ FAX番号 03-5307-0684</p> <p>④ メールアドレス sangyo-k@city.suginami.lg.jp</p>		

イベント期間中に利用期限のある商店会独自の商品券等を発行した場合は、有効期間終了日を期日最終日として記入する。実績報告の提出〆切はその日から1か月以内となります。

何を実施するのか具体的に記載

景品については、何を用意するのか具体的に記載する。(予定で構いません)

捨印

## 記入例③

別紙2 事業費経費別明細 (\*イベント事業の場合)

イベント名

納涼大会

商店街名

杉並A商店街他1商店会

(単位:円)

経費名称	数量	単価	金額	補助対象経費		備考
				補助対象経費	補助対象外経費	
事前周知に要する経費 (区分①)				883,000	0	
チラシ印刷	10,000	10	100,000	100,000	0	
新聞折込	10,000	3.3	33,000	33,000	0	
ポスター印刷	100	1,000	100,000	100,000	0	
立て看板	30	1,000	30,000	30,000	0	
抽選券印刷	50,000	8.4	420,000	420,000	0	
商品券印刷	1,000	200	200,000	200,000	0	
会場設営及び運営委託に要する経費 (区分②)				325,000	0	
盆踊り櫓設営費	1	150,000	150,000	150,000	0	
会場電源工事	1	140,000	140,000	140,000	0	
机・椅子リース	10	2,000	20,000	20,000	0	
廃棄物収集処理委託	1	15,000	15,000	15,000	0	
景品購入費 (区分③)				235,000	0	
テーマパークチケット	30	5,000	150,000	150,000	0	景品費の単価上限は1万円です。 総額では90万円が上限となります。
区内共通商品券	100	500	50,000	50,000	0	
商店会商品券	300	100	30,000	30,000	0	
ポケットティッシュ	500	10	5,000	5,000	0	
記念品購入費 (区分④)				35,000	0	
氷 (かき氷用)	1	20,000	20,000	20,000	0	100名分
シロップ (かき氷用)	10	500	5,000	5,000	0	
カップ (かき氷用)	1	10,000	10,000	10,000	0	
出演料 (区分⑤)				20,000	0	
バンド演奏	1	20,000	20,000	20,000	0	
その他諸経費 (区分⑥)				132,100	0	
模擬店材料 (焼き鳥)	300	100	30,000	30,000	0	売上あり
模擬店材料 (フランクフルト)	300	100	30,000	30,000	0	
パック	1	10,000	10,000	10,000	0	
アルバイト (会場整理)	40	1,000	40,000	40,000	0	
道路使用許可	1	2,100	2,100	2,100	0	
損害賠償保険	1	10,000	10,000	10,000	0	
傷害保険	1	10,000	10,000	10,000	0	
合計			1,630,100	1,630,100	0	

\*記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

\*間接補助事業毎に、本表複写の上記載すること。

記入例④

収入明細

イベント名: 納涼大会

商店街名: 杉並A商店会

別紙3

収入項目	内容	収入額	備考
杉並A商店会	負担金	¥815,100	
杉並B商店会	負担金	¥815,000	
合 計		¥1,630,100	

実際に商店街が、負担する金額を記入。

## 6. 事業実績報告について

### (1) 実績報告に必要な書類

「※」の印がついた書類については、該当する場合のみ提出する。

<input type="checkbox"/>	杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業実績報告書【第5号様式】 記入例⑤
<input type="checkbox"/>	事業内容書【別紙1】 記入例⑥
<input type="checkbox"/>	事業費経費別明細【別紙2】 記入例⑦
<input type="checkbox"/>	収入明細【別紙3】 記入例⑧
<input type="checkbox"/>	景品台帳【別紙4】※ 記入例⑨
<input type="checkbox"/>	賃金台帳【別紙5】※ 記入例⑩
<input type="checkbox"/>	謝礼台帳【別紙6】※ 記入例⑪
<input type="checkbox"/>	備品台帳【別紙7】※ 記入例⑬
<input type="checkbox"/>	売上台帳【別紙8】※ 記入例⑭
<input type="checkbox"/>	別紙2に係る領収書・請求書等
<input type="checkbox"/>	振込の際の振込受付書（100万円以上の契約の場合〈注1〉）
<input type="checkbox"/>	イベント事業に係る現金出納簿等
<input type="checkbox"/>	ポスターやチラシ等の成果物（現物）
<input type="checkbox"/>	写真（ポスター掲示等事業周知、景品、製作物など経費に関わるものは必ず撮影する。）
<input type="checkbox"/>	補助金交付請求書兼口座振替依頼書【第8号様式】 記入例⑮
<input type="checkbox"/>	委任状（共催事業、通帳の名義が会長以外の名義の場合に必要。） 記入例⑯・⑰

〈注1〉100万円以上の経費がかかるものについては、3社以上の見積書を徴すること。また、契約も取り交わすこと。実績報告時、関係書類（仕様書、契約書、請求書、納品書等）を提出していただきます。

〈注2〉複数事業を申請する場合、上記の書類をコピーして事業ごとにご記入ください。





# 記入例⑤

記入しないでください。

第5号様式 (第9条関係)

~~年 月 日~~

杉並区長宛

商店会(団体)名 杉並A商店会他1商店会  
 所在地 杉並区阿佐谷南1-15-1  
 代表者名 会長 杉並太郎 ⑩

肩書は必ず記入！使用する印鑑は申請書・請求書と統一してください。

## 杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業実績報告書

標記の補助金に係る事業が完了したので、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 事業内容

(1) 事業名

納涼大会

正確な名称をお願いします。  
イベント名が申請時と変更になった場合は、  
変更届が必要となります。

(2) 内容

別紙1のとおり

(3) 経理内容

別紙2のとおり

(4) 交付決定金額

~~金 円~~

記入しないでください。

(5) その他

氏名 杉並 次郎  
 住所 杉並区阿佐谷南1-15-1-202  
 電話番号 03-3312-2111  
 FAX番号 03-5307-0684

報告書の内容について、不明な点をご連絡させていただきます。

# 記入例⑥

別紙1(イベント事業の場合)

商店街振興事業名 杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業

1 事業名 納涼大会 申請時と事業名が変更になる場合、変更届を提出

2 商店街名 杉並A商店会他1商店会 申請した実施期間から1ヵ月以上期間が変更になる場合、変更届を提出

3 実施期間(景品等交換期限を含む) 平成 30 年 8 月 25 日 から 平成 30 年 9 月 30 日 まで

4 実施場所 杉並A商店会内

5 共催した商店街名又は団体名 杉並B商店会 「事業の具体的な内容」については、申請時に計画した中身と照らし合わせてご記載ください。

6 事業の具体的な内容  
 今回で15回目を迎える事業であり、地域にも浸透してきており、楽しみにしている方も多く、当商店街のPRおよび顧客サービスを目的として実施した。  
 <内容>  
 ①ポスター100枚、チラシ10,000枚(新聞折込10,000枚)、立て看板30枚を作成し、イベントを周知した。  
 ②櫓を設置し、盆踊り大会を実施した。(8月25日)  
 ③盆踊りの参加者先着100名様にかき氷を無料配布した。(ポスター、チラシ等で数量等、事前周知)  
 ④抽選会  
 ・期間中買い物された方に100円につき1枚の抽選券を進呈した。(42,000枚)  
 ・抽選を行い、当選した等級に応じて景品を進呈した。1等:テーマパークチケット(7本/10本)、2等:区内共通商品券5,000円(25本/30本)、3等:商店会商品券500円(90本/100本)(商品券の有効期限:9月30日)、4等:ポケットティッシュ(362個/500個)  
 ⑤盆踊り前にバンド演奏により会場を盛り上げた。  
 ⑥模擬店(焼き鳥、フランクフルト)を実施し、1個100円で販売した。(売上げあり)  
 ⑦フリーマーケットを実施。1区画1,000円で地域の方に参加してもらった。(合計10組)

有 ・ 無 ※売上台帳を提出

②収益事業が有の場合、具体的な内容と金額を記入  
 ・焼き鳥、フランクフルトの販売 @100×1,000個=100,000  
 ・フリーマーケットの区画料 @1,000×10=10,000

8 事業実施後の効果  
 イベント実施時の来街者数は前年度比10%アップし、商店街のPRやイメージアップに大変効果があった。  
 チラシやポスターで抽選会の周知をしたことにより、各店の売上が15%向上した。  
 また、抽選会の景品として発行した商店街加盟店で利用できる商品券の換品率は90%を超え、商店街利用回数の増加に繋がった。  
 イベント事業の実施過程による商店会員の交流により、商店会の組織力を高めることができた。

( 来街者数 5,000 人 )

※申請時の来街者数と概ね5割以上の増減がある場合には理由を記入

前年度と比較し、事前周知を強化したことに加え、企画の内容を充実させたため。

9 本事業についての連絡先等  
 ① 担当者名 杉並 太郎 ② 電話番号 03-3312-2111  
 ③ FAX番号 03-5307-0684 ④ メールアドレス sangyo-k@city.suginami.lg.jp

\*間接補助事業毎に、本表複写の上記載すること。

# 記入例⑦

別紙2 事業費経費別明細 (\*イベント事業の場合)

イベント名	納涼大会			商店街名	杉並A商店会他1商店会		
(単位:円)							
経費名称	数量	単価	金額	補助対象経費		用途を記載	領収書NO
				補助対象経費	補助対象外経費		
事前周知に要する経費 (区分①)				620,300	67,700		
チラシ印刷	10,000	10	100,000	100,000	0	イベント周知用チラシ	1
新聞折込	10,000	3.3	33,000	33,000	0	1のチラシを新聞折込み	2
ポスター印刷	100	1,000	100,000	100,000	0	イベント周知用ポスター	3
立て看板	30	1,000	30,000	30,000	0	イベント周知用看板	4
抽選券印刷	50,000	8.4	420,000	352,800	67,200	抽選会用(42,000枚)	
商店会商品券印刷	100	50	5,000	4,500	500	抽選会用当選(3等90枚)	5
会場設営及び運営委託に要する経費 (区分②)				330,000	0		
盆踊り檣設営費	1	150,000	150,000	150,000	0	盆踊り用檣の設営委託	7
会場電源工事	1	140,000	140,000	140,000	0	盆踊り用の夜間照明	8
電気料	1	5,000	5,000	5,000	0	"	9
机・椅子リース	10	2,000	20,000	20,000	0	会場受付用	10
廃棄物収集処理委託	1	15,000	15,000	15,000	0	模擬店の廃棄物処理用	11
景品購入費 (区分③)				96,120	18,880		
テーマパークチケット	10	5,000	50,000	35,000	15,000	抽選会景品(1等7本)	12
区内共通商品券	30	500	15,000	12,500	2,500	抽選会景品(2等25本)	12
商品券換金	90	500	45,000	45,000	0	換金簿有	12
ポケットティッシュ	500	10	5,000	3,620	1,380	抽選会景品(4等362本)	12
記念品購入費 (区分④)				25,500	0		
氷(かき氷用)	1	20,000	20,000	20,000	0	先着100名分	13
シロップ(かき氷用)	10	500	5,000	5,000	0	"	13
カップ(かき氷用)	100	5	500	500	0	"	13
出演料 (区分⑤)				20,000	0		
バンド演奏	1	20,000	20,000	20,000	0	※支払い先を記載	14
その他諸経費 (区分⑥)				151,100	0		
模擬店材料(焼き鳥)	500	100	50,000	50,000	0	売上げあり(500本)	16
模擬店材料(フランクフルト)	500	100	50,000	50,000	0	売上げあり(500本)	17
バック	1,000	5	5,000	5,000	0	模擬店用(1,000個)	18
賃金(会場整理)	9	1,000	9,000	9,000	0	3名分	19~26
道路使用許可	1	2,100	2,100	2,100	0	フリーマーケット実施用	27
損害賠償保険	1	10,000	10,000	10,000	0	8月25日分	28
傷害保険	1	10,000	10,000	10,000	0	8月25日分	29
菓子セット	1	5,000	5,000	5,000	0	謝礼(抽選機借用)	30
ビール券	1	5,000	5,000	5,000	0	謝礼(抽選会場借用)	31
果物セット(10セット)	1	5,000	5,000	5,000	0	謝礼(納涼大会整理)	32
合計			1,329,600	1,243,020	86,580		

## 記入例⑧

### 収入明細

イベント名: 納涼大会

商店街名: 杉並A商店会他1商店会

収入項目	内 容	収入額	備 考
杉並A商店会	負担金	664,800	事業費経費別明細の合計額と一致すること。
杉並B商店会	負担金	664,800	
売上	模擬店	110,000	
売上	協賛金	10,000	
合計		1,449,600	

## 記入例⑨

### 景品台帳

イベント名: 納涼大会

商店街名: 杉並A商店会他1商店会

等級	本数	景品名	当選者数	備考
1等	10	テーマパークチケット	7	
2等	30	区内共通商品券	25	
3等	100	商店会商品券	90	
4等	500	ポケットティッシュ	362	

事前周知した数を記載する。

イベント実施時、実際に配布した数を記載する。



## 受領書

平成 ●●年 ●●月 ●●日

杉並 A 商店会 御中

(共催事業の場合は、代表商店会名)

納涼大会 の

(申請時の正式事業名)

会場整理 の謝礼として、

(協力内容等)

果物セット を 1 個、受領致しました。

必ず捺印が必要です。  
(サイン不可)

住所： 杉並区阿佐谷南●-●-●

氏名： なみすけ



&lt;備考&gt;

スタッフ弁当の受領書も、こちらをご利用ください。  
(1枚に対して、5,000円までが補助対象経費となります。謝礼台帳に押印があれば、こちらは作成不要です。)  
様式は、杉商連ホームページよりダウンロードできます。

### 記入例⑬

### 備品台帳

イベント名: 納涼大会

商店街名: 杉並A商店会他1商店会

管理者: 会長 杉並 太郎

保管場所: 杉並A商店会事務所(杉並区阿佐谷南0-0-0)

備品番号	品名称 規格	取得年月日 事由	廃棄年月日 事由	備考	
				単位	金額
1	綿菓子機 (〇〇株式会社)	平成26年8月15日		数量1式	40,000円

### 記入例⑭

### 売上台帳

イベント名: 納涼大会

商店街名: 杉並A商店会他1商店会

売上項目	内 容	売上額	代表者及び会計担当者の署名及び押印
焼き鳥	@100×500本	50,000	必ず単価・数量を記載すること。
フランクフルト	@100×500本	50,000	
フリーマーケット出店料	@1,000×10店舗	10,000	
協賛金 〇〇会社		10,000	会長・会計担当の署名・押印を忘れずに!
	協賛金(寄付金等を含む)は必ず売上台帳に記載すること。		会長 杉 なみすけ (印) 会計 なみ 杉子 (印)
合計		120,000	

# 記入例⑮

第8号様式（第11条関係）＊確定（精算）払の場合

## 補助金交付請求書兼口座振替依頼書

記入しないでください

請求金額	
------	--

ただし、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業補助金として、上記金額を請求します。  
 なお、標記金額を下記口座に振込んでください。

捨印を押してください



振 込 先 金 融 機 関	
金融機関名	銀行 <b>杉並</b> 信用金庫 <b>阿佐谷</b> 支店 信用組合
預金種目	① 普通                      2 当座
口座番号	<b>0 1 2 3 4 5 6</b>
口座名義人	フリガナ スギナミエーショウテンカイ      カイチョウ      スギナミ タロウ
	<b>杉並A商店会 会長      杉並 太郎</b>

年 / 月 / 日

杉並区長 宛

記入しないでください

通帳の名義と必ず同一にしてください。(フリガナも)  
1字でも違うと振込不能となります。

住 所      **杉並区阿佐谷南 1-15-1**

商店会(団体)名      **杉並A商店会**

代 表 者 名      **会長 杉並 太郎**

肩書は必ず記入！使用する印鑑は統一（申請書・実績報告等）してください。



※ 共催事業の場合必要になります。

記入例⑯

平成 年 月 日

委任状

記入しないでください

杉並区長宛

委任者

住所 杉並区阿佐谷南2-15-1

押印を忘れずに！

氏名 杉並B商店会 会長 杉並 二郎

私は、杉並区から支払われる、補助金の請求・受領の権限 (納涼大会) について、下記の者に委任します。

委任者の捨印を押してください

捨印

イベント名を記載してください

記

共催事業の代表商店会の会長を記載します。

受任者。

住所 杉並区阿佐谷南1-15-1

押印を忘れずに！

代表者名 杉並A商店会 会長 杉並 太郎

※ 振込先口座の名義が理事長・会長以外の名義になっている場合のみ必要です。

記入例⑰

委任状

杉並区長宛

私は、

補助金交付請求書兼口座振替依頼書の口座名義人と同内容で記載する。

氏名

杉並 A 商店会 会計 杉並 花子

住所

杉並区阿佐谷南〇-〇-〇

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

捨印

捨印を押してください  
(記入例では、会長の㊟)

記

杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付要綱第 11 条の補助金を受領すること。

平成 年 月 日

記入しないでください

肩書は必ず記入！使用する印鑑は統一（申請書・実績報告等）してください。

商店会名

杉並 A 商店会

代表者名

会長 杉並 太郎

㊟

住所

杉並区阿佐谷南 1-15-1

第3号様式（第7条関係）

平成〇〇年〇月〇日

杉並区長宛

商店会(団体)名 杉並A商店会他1商店会

所在地 杉並区阿佐谷南1-15-1

代表者名 会長 杉並 太郎 ㊟

## 杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業変更等承認申請書

平成〇〇年〇月〇日付で交付決定の通知のあった標記事業の内容を下記のとおり変更（\*中止）したいので、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、承認を申請します。

## 記

1 事業名  
納涼大会

申請時の事業名を記載する。

2 変更（中止）の内容

- ① 事業名を「納涼大会」から「第〇回納涼大会」へと変更。
- ② 開催期間「8月25日～9月30日」を「8月25日～10月30日」へと変更する。

3 変更（中止）の理由

- ① 地域に根差したイベントとしてPRするため
- ② 商品券の使用期限を延長し、より商店会を利用してもらうため

4 その他

理由は具体的に記載すること。

## 【参考】 提出写真の撮影例

「対象経費として補助金を申請するもの」が写っている写真のご提出をお願いします。

(ご不明な点は、担当へご連絡ください)

- ◆事前周知費用（ポスター・看板・フラッグ・福引券など）に係る写真  
正面から撮影してください。撮影角度が悪い、距離が遠すぎる等内容が確認できないもの、文字の判別ができないものはNGです。

### ポスター

○良い撮影例 <正面から撮影>



×悪い撮影例 <撮影角度が悪い>



### フラッグ

○良い撮影例 <文字の判別ができる>



×悪い撮影例 <文字の判別ができない>





◆景品購入費に係る写真

抽選会を行う場合は、抽選会場の様子、景品一覧の掲示、購入（用意）した景品全てを写してください。

○良い撮影例 <文字の判別ができ、抽選会の様子が分かる>



×悪い撮影例 <抽選会場やその様子がよくわからない>



抽選会の写真なのに景品や抽選機が映っていない



景品写真が一部のみに補助金請求する景品は、すべて撮影のこと

◆出演費

出演費として補助金を請求する「すべての出演者の写真」をご提出ください。



◆記念品購入費

配った品物、配布の様子がわかる写真をご提出ください。

配布の様子

○良い撮影例 <記念品配布の様子が分かる>



×悪い撮影例 <記念品配布の様子がわからない>



「このあたりで配布」と言われたが写真で確認できない

記念品(配った品物)

菓子は、何を袋詰めにしたか撮影して下さい。

○良い撮影例 <領収書記載のものが写っている>



◆撮影もれの多い写真

下記は、写真を撮り忘れがちです。撮影もれないようお願いします。

警備委託の写真



バス広告の写真



クリーニングに出したはっぴ

